

# 市政概要

## 2015



『帆船日本丸 初寄港』

館山市議会事務局

## 館山市紋章 (昭和14年12月25日設定)



## 館山市民憲章 (昭和44年11月3日制定)

青い海。  
あざやかな緑。  
すなおな人から。

わたくしたちは、この恵まれた郷土を愛し、清新な希望とたくましい発展を求めて、ここに、市民憲章を定めます。

わたくしたち館山市民は

- 1 みんなで体力づくりにはげみましょう。
- 1 なごやかで明るい家庭をつくりましょう。
- 1 たがいにきまりを守りましょう。
- 1 すすんで親切をつくしましょう。
- 1 力をあわせて豊かな郷土を築きましょう。

## 館山市老人憲章 (昭和47年9月15日制定)

館山市のすべての老人が長寿を保ち人々から敬愛され豊かで楽しい生活が営まれるよう、ここに憲章を定めます。

長寿をたたえ、みんなで

1. 老人を敬いましょう。
1. 老人に感謝しましょう。
1. 老人をいたわりましょう。

わたしたちは、健康につとめ

1. 愛される老人になりましょう。
1. 社会に役立つ老人になりましょう。

## 平和都市宣言（平成4年9月29日宣言）

世界の恒久平和は、人類共通の願いであります。

この願いを実現するためには、世界の人々が互いに理解を深め合い、生命の尊さを認識し、戦争のない平和な社会を追求していかなければなりません。

私たち館山市民は、日本国憲法の掲げる崇高な理想を深く自覚し、武力による紛争を無くすとともに、核兵器の廃絶を訴え、世界の人々と共に手を携えて、かけがえのない地球の恒久平和実現のため、ここに館山市を「平和都市」とすることを宣言します。

### その他の宣言

公明選挙都市宣言（昭和38年3月25日宣言）交通安全都市宣言（昭和40年9月29日宣言）

福祉都市宣言（昭和49年6月19日宣言）青色申告都市宣言（昭和55年3月28日宣言）

暴力追放都市宣言（昭和62年6月23日宣言）長寿健康都市宣言（平成元年9月29日宣言）

生涯学習のまちづくり宣言（平成11年3月19日宣言）

「活かそう届けよう館山の元気と心」宣言（平成23年4月20日宣言）

## 館山市指定木「つばき」（昭和46年1月指定）

選定委員会を設け協議した結果、市内に多く植栽され、誰からも親しまれ、常緑樹で花が咲くという理由で選定した。

市町村の木の選定は、千葉国体（昭和48年）の開催が決定されたことを契機に千葉県内の各市町村で木や花の選定が行われた。

つばきは日本の鑑賞花木として世界的に知られ、その品種は三百～四百種類で、病虫害もなくむずかしい管理も必要としないため、生け垣、庭木を初め鉢植え、盆栽など幅広く栽培されている。

## 館山市のイメージフラワー（平成24年2月選定）

「ポピー、菜の花、ストック、ひまわり、ハマヒルガオ、コスモス」

選定委員会を設け協議した結果、公募での支持の多さと、四季の彩りの観点から、「花のまち館山」を代表する花として、6つが選ばれた。

公募にあたっては、「あなたが館山市をイメージする花は何ですか」というテーマでアンケートを実施。アンケート用紙は各地区公民館や観光案内所など、各所に設置され、市内外から多数の意見が寄せられた。選定された花は、第3期基本計画（平成23年度～平成27年度）の間、市の「花を活かしたまちづくり」に活用される。

## § 市政概要2015 目次 §

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第1編 総 説</b> .....     | <b>1</b>  |
| 1 沿 革 .....              | 2         |
| 2 地 勢 .....              | 2         |
| 3 人口の推移 .....            | 3         |
| 4 館山市名誉市民、館山ふるさと大使 ..... | 4         |
| 5 館山市のあゆみ .....          | 6         |
| <br>                     |           |
| <b>第2編 議 会</b> .....     | <b>15</b> |
| 1 議会構成 .....             | 16        |
| 2 議会活動 .....             | 17        |
| 3 そ の 他 .....            | 19        |
| <br>                     |           |
| <b>第3編 企画防災</b> .....    | <b>21</b> |
| 1 館山市総合計画の概要 .....       | 22        |
| 2 平成27年度施政方針の概要 .....    | 25        |
| 3 行政事務委託 .....           | 30        |
| 4 コミュニティ .....           | 30        |
| 5 地域防災 .....             | 32        |
| 6 館山市消防 .....            | 36        |
| <br>                     |           |
| <b>第4編 総 務</b> .....     | <b>39</b> |
| 1 特別職職員の報酬 .....         | 40        |
| 2 館山市機構図 .....           | 41        |
| 3 職 員 .....              | 42        |
| 4 市庁舎の概要 .....           | 44        |
| 5 行財政改革の推進 .....         | 45        |
| 6 情報公開・個人情報保護 .....      | 46        |
| 7 行政の情報化 .....           | 46        |
| 8 選 挙 .....              | 47        |
| <br>                     |           |
| <b>第5編 財 政</b> .....     | <b>49</b> |
| 1 当初予算 .....             | 50        |
| 2 決 算 .....              | 57        |

|                        |            |
|------------------------|------------|
| <b>第6編 健康福祉</b> .....  | <b>59</b>  |
| 1 戸籍・住民基本台帳 .....      | 60         |
| 2 生活保護 .....           | 61         |
| 3 障害者福祉 .....          | 61         |
| 4 高齢者福祉 .....          | 67         |
| 5 介護保険 .....           | 73         |
| 6 児童福祉 .....           | 75         |
| 7 国民年金 .....           | 78         |
| 8 国民健康保険事業 .....       | 79         |
| 9 保健事業 .....           | 82         |
| 10 市民相談 .....          | 87         |
| <br>                   |            |
| <b>第7編 経済観光</b> .....  | <b>89</b>  |
| 1 商工 .....             | 90         |
| 2 観光 .....             | 91         |
| 3 みなとまちづくり .....       | 94         |
| 4 移住定住 .....           | 97         |
| 5 農業 .....             | 98         |
| 6 漁業 .....             | 102        |
| <br>                   |            |
| <b>第8編 建設環境</b> .....  | <b>105</b> |
| 1 都市計画 .....           | 106        |
| 2 道路・橋梁 .....          | 110        |
| 3 市営住宅 .....           | 111        |
| 4 じん芥処理事業 .....        | 111        |
| 5 し尿処理事業 .....         | 114        |
| 6 補助事業 .....           | 115        |
| 7 公共下水道事業 .....        | 117        |
| <br>                   |            |
| <b>第9編 教育</b> .....    | <b>121</b> |
| 1 教育主要施策 .....         | 122        |
| 2 教育費 .....            | 124        |
| 3 学校教育 .....           | 124        |
| 4 社会教育 .....           | 125        |
| 5 社会体育 .....           | 127        |
| <br>                   |            |
| <b>第10編 その他</b> .....  | <b>133</b> |
| 1 姉妹都市交流 .....         | 134        |
| 2 三芳水道企業団 .....        | 136        |
| 3 南房総広域水道企業団 .....     | 138        |
| 4 安房郡市広域市町村圏事務組合 ..... | 140        |

# 第 1 編

## 総 説



菜の花と海

### ——内 容——

- 1 沿 革
- 2 地 勢
- 3 人口の推移
- 4 館山市名誉市民、  
館山ふるさと大使
- 5 館山市のあゆみ

# 1 沿革

館山は、天正19年(1591年)里見義康が居城を築いてから世に知られるようになった。その後、江戸時代の初期、里見氏が改易されたあとは、幕府の公領、諸藩の私領、旗本の采地などであった。明治4年、廃藩置県によって木更津県の所轄となったが、明治6年に木更津県が廃止されて、千葉県在所轄に属するようになった。

明治22年市町村制が施行され、町村の合併が行われた際、北条町、館山町、豊津村、西岬村、神戸村、富崎村、豊房村、館野村、九重村、凧原村、船形村となった。凧原村は、商店が軒を並べて房州一の繁華街を形成したために明治26年1月町制を施行し、那古町と改称、港町として栄えた船形村もまた明治30年町制を施行した。館山町と豊津村とは組合組織によって自治制度を執っていたが、大正3年4月両町村が合併して館山町となる。昭和8年4月館山町と北条町が合併し、館山北条町となる。

さらに昭和14年11月3日館山北条、那古、船形の3町を廃止し、その区域をもって市制を施行し、初めて館山市が誕生した。また、昭和29年5月3日憲法記念日を期し、市町村合併促進法によって、西岬、神戸、富崎、豊房、館野、九重の6か村を合併して現在の館山市となった。

## ○ 市発展の推移

本市は、地理的、歴史的背景から明治11年北条に安房郡役所が設置された。以来、安房地方の政治、経済、文化等あらゆる面での中心地として繁栄し、昭和を迎えた。昭和5年館山海軍航空隊の設置に続いて戦時中は、洲崎航空隊、砲術学校が設けられるなど、軍事的に非常に大事な地となり、軍都の色彩が濃い中で進展した。そして終戦となり、軍施設の解放により水産業基地に、あるいは農耕用地として転換が行われ、産業中心に移行した。

昭和29年には周辺6か村を合併、現在の市域となり、商工業や交通の整備発達に伴い県南での中心都市として発展、加えて波静かな館山湾(別名鏡ヶ浦)を擁し、34kmに及ぶ海岸線は白砂青松の自然美を形成し、暖冬涼夏の恵まれた気候とあいまち、首都圏有数の観光地として脚光を浴びるに至った。

昭和33年に南房総国立公園の指定、昭和36年に国民休暇村の指定、昭和48年には自然休養村の指定を受けるに至った。このような中で国鉄電化による京葉、京浜との時間的距離が接近されたことにより、広く首都圏内の休養文化都市としての使命を自覚しつつ、来訪する観光客に多大の期待をよせ、南房総国立公園の中心都市として環境の整備と観光開発に努力を注ぎ、躍進的な歩みを続けるとともに、教育、福祉等あらゆる面での整備充実に取り組み、明るく豊かな文化福祉都市をめざして発展に努めている。

平成9年に東京湾アクアラインが開通、平成19年には館山自動車道が全線開通し、都心とのアクセスは飛躍的に向上しており、海の玄関口としては、平成22年に完成した館山夕日栈橋(館山港多目的観光栈橋)や、平成24年にオープンした交流拠点「渚の駅」たてやまなど、21世紀の新たな「交流と交易のまち館山」を目指している。

# 2 地勢

本市は、千葉県の南部、房総半島の最南端に位置し、西に波静かな館山湾を抱き、南は太平洋の荒波にあらわれ、白砂岩礁が交錯する長い海岸線を形成して、対岸に三浦半島を望んで東京湾口を擁している。北方は平たん地が展開し、その中央に平久里川の流れが館山湾に注いでおり、流域は地味肥沃で耕作に適している。東及び南方には複雑な小山塊が起伏して、樹園地や台地畑及び山林地帯となっている。

気候は、一般には暖冬涼夏の代表的地域として知られ、一部無霜地帯がある。黒潮の影響を強く受けて、厳しい寒さはない。平成25年の年間降雨量は1,712.5mmである。夏は、海を渡った涼風が走り、異常高温はほとんどなく(平成25年8月の平均気温は27.9度)、冬季は南西又は西の季節風が強く、この地方の欠陥とされている。また、初霜12月上旬、終霜3月下旬、雪はごくまれである。

位 置 東経139度52分 北緯 34度59分  
 面 積 110.15 km<sup>2</sup> (※)  
 海 岸 線 34.3 km  
 広 ぼう 東西 17 km 南北 16 km

○ 地目別面積 平成26.1.1現在 (単位km<sup>2</sup>)

| 地 目    | 面 積    | 比 率     |
|--------|--------|---------|
| 田      | 14.79  | 13.42%  |
| 畑      | 8.81   | 7.99%   |
| 宅 地    | 10.50  | 9.53%   |
| 山 林    | 23.62  | 21.43%  |
| 牧 場    | 0.04   | 0.04%   |
| 原 野    | 2.65   | 2.40%   |
| 雑種地    | 4.38   | 3.97%   |
| 道路・その他 | 45.43  | 41.22%  |
| 計      | 110.22 | 100.00% |

(※) 国の面積計測方法の変更により、市の面積が変更となった(国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による)。

なお、「地目別面積」は変更前に集計したものであるため、計が一致しない。

(※)

### 3 人口の推移

(1) 国勢調査人口

各年10.1 国勢調査

| 年 次   | 世 帯 数  | 人 口    | 世帯当人口 | 人口密度  |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 昭和25年 | 12,514 | 59,424 | 4.75  | 541.6 |
| 30年   | 12,528 | 59,416 | 4.74  | 541.6 |
| 35年   | 12,986 | 57,643 | 4.44  | 525.4 |
| 40年   | 13,741 | 55,866 | 4.07  | 509.0 |
| 45年   | 14,685 | 55,236 | 3.76  | 503.2 |
| 50年   | 15,855 | 56,139 | 3.54  | 511.3 |
| 55年   | 16,753 | 56,257 | 3.36  | 512.3 |
| 60年   | 17,353 | 56,035 | 3.23  | 510.2 |
| 平成2年  | 18,059 | 54,575 | 3.02  | 495.3 |
| 7年    | 18,698 | 52,880 | 2.83  | 479.9 |
| 12年   | 19,218 | 51,412 | 2.68  | 466.5 |
| 17年   | 19,865 | 50,527 | 2.54  | 458.5 |
| 22年   | 20,232 | 49,290 | 2.44  | 447.2 |



## (2) 産業別就業人口 (15歳以上)

平成 22. 10. 1 国勢調査

| 産業分類         | 人口       | 構成比    |
|--------------|----------|--------|
| 第一次産業        | 1,777 人  | 7.7%   |
| 農業           | 1,588 人  | 6.9%   |
| 林業           | 23 人     | 0.1%   |
| 漁業           | 166 人    | 0.7%   |
| 第二次産業        | 3,733 人  | 16.3%  |
| 鉱業           | 13 人     | 0.1%   |
| 建設業          | 1,792 人  | 7.8%   |
| 製造業          | 1,928 人  | 8.4%   |
| 第三次産業        | 17,193 人 | 74.9%  |
| 電気・ガス・水道業    | 123 人    | 0.5%   |
| 情報通信・運輸業・郵便業 | 1,201 人  | 5.2%   |
| 卸売・小売業       | 4,116 人  | 17.9%  |
| 金融・保険業       | 504 人    | 2.2%   |
| 不動産業・物品賃貸業   | 293 人    | 1.3%   |
| サービス業        | 9,233 人  | 40.2%  |
| 公務           | 1,723 人  | 7.5%   |
| 分類不能         | 265 人    | 1.1%   |
| 総数           | 22,968 人 | 100.0% |

## 4 館山市名誉市民、館山ふるさと大使

## (1) 館山市名誉市民

市民又は市に縁故の深い方で、広く社会の発展、文化の興隆又は公共の福祉の増進に多大の貢献をし、その功績が卓絶で市民の師表と仰がれる方に対して、館山市名誉市民の称号を贈り、その功績を称えています。

館山市名誉市民一覧(敬称略)

平成 27 年 4 月 1 日現在

| No. | 該当年月日            | 氏名     | 主な経歴       |
|-----|------------------|--------|------------|
| 1   | 昭和 50 年 3 月 22 日 | 中村 庸一郎 | 衆議院議員      |
| 2   | 昭和 50 年 3 月 22 日 | 本間 譲   | 館山市長       |
| 3   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 高橋 祐二  | 千葉県議会議長    |
| 4   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 穂坂 興明  | 千葉県医師会副会長  |
| 5   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 水田 三喜男 | 衆議院議員、大蔵大臣 |
| 6   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 小高 熹郎  | 衆議院議員      |
| 7   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 川名 正義  | 千葉県医師会長    |
| 8   | 昭和 54 年 11 月 2 日 | 田村 利男  | 館山市長       |

| No. | 該当年月日      | 氏名     | 主な経歴        |
|-----|------------|--------|-------------|
| 9   | 昭和58年11月3日 | 山口 康   | 市議会議員       |
| 10  | 平成2年12月25日 | 半澤 良一  | 館山市長        |
| 11  | 平成8年11月3日  | 吉田 勇治郎 | 市議会議員       |
| 12  | 平成11年11月2日 | 飯田 義男  | 市議会議員       |
| 13  | 平成11年11月2日 | 岩崎 彌壽彦 | 画家          |
| 14  | 平成11年11月2日 | 安田 豊作  | 館山市教育長      |
| 15  | 平成11年11月2日 | 和田 金次  | 剣道家         |
| 16  | 平成21年11月3日 | 黒川 浩   | ストック育種家     |
| 17  | 平成21年11月3日 | 本多 馨   | 保育園長、文化団体会長 |
| 18  | 平成25年11月3日 | 本間 明   | 館山信用金庫会長    |

## (2) 館山ふるさと大使

館山市在住、出身及び館山市とゆかりがあり国内・海外において活躍している人で、館山市及び南房総のイメージアップや地域の活性化につながると期待される人に対して、本人の同意に基づき館山市長が委嘱し、館山市の歴史、自然、文化、スポーツなど様々な分野の地域情報を効果的に発信することを目的とします。

館山ふるさと大使一覧(敬称略)

平成27年7月1日現在

| No. | 委嘱年月日       | 氏名     | 主な経歴           |
|-----|-------------|--------|----------------|
| 1   | 平成14年3月25日  | さかなクン  | 東京海洋大学客員准教授    |
| 2   | 平成15年1月6日   | 深津 純子  | ジャズフルーティスト     |
| 3   | 平成15年11月14日 | 石井 崇   | 画家             |
| 4   | 平成19年6月23日  | 飯沼 誠司  | プロライフセーバー      |
| 5   | 平成20年6月22日  | 田村 悦智子 | 元全日本代表バレーボール選手 |
| 6   | 平成21年1月24日  | 館山 昌平  | 東京ヤクルトスワローズ投手  |
| 7   | 平成22年2月3日   | 川上 文代  | 料理研究家          |
| 8   | 平成22年3月18日  | 稲川 素子  | 芸能事務所社長        |
| 9   | 平成22年6月25日  | 文原 聡   | アニメーター・クリエイター  |
| 10  | 平成24年6月10日  | 盛口 満   | 沖縄大学准教授        |
| 11  | 平成24年7月22日  | 中尾 美樹  | 元競泳日本代表選手      |
| 12  | 平成26年1月25日  | 金 哲彦   | プロランニングコーチ     |
| 13  | 平成26年7月21日  | 上田 藍   | トライアスロン選手      |
| 14  | 平成27年1月9日   | 文月 メイ  | シンガーソングライター    |
| 15  | 平成27年6月28日  | 細田 雄一  | トライアスロン選手      |

## 5 館山市のあゆみ

|       |  |
|-------|--|
| 明治2年  | 旧藩主本多正納、藩知事に任ぜられ民政を掌る(明2.6)  |
| 3     | 藩庁を長尾から北条に移す(明3.10)  |
| 4     | 廃藩置県、安房国の四藩をそれぞれ県と改称(明4.7.14)<br>安房、上総の二国が木更津県の管轄となる(明4.11.13)   |
| 5     | 館山郵便局開設  |
| 6     | 木更津、印旛の二県が廃止され、千葉県となる(明6.6.15)   |
| 7     | 大小区制施行され、安房、平の二郡第一大区となり、取扱所北条に置かれる(明7.1)   |
| 9     | 警察出張所北条に設置される  |
| 10    | 新井浦、下町、上町、仲町、楠見浦、上須賀浦の三町三浦合併して館山町となる(明10.3.29)   |
| 11    | 郡区町村編成発布され、安房、平、朝夷、長狭の四郡連合郡役所北条に置かれる(明11.11)   |
|       | 東京、館山間汽船運航する   |
| 18    | 北条区裁判所開設され北条治安裁判所と称す(明18.2.20)   |
| 22    | 市町村制施行され新たに町村の編成がなされる(明22.3.31)<br>人口 船形村(5,112)  尻原村(4,044)  北条町(4,736)  館山町(4,013)<br>西岬村(5,096)  神戸村(3,593)  富崎村(3,291)  豊房村(4,471)<br>館野村(2,850)  九重村(2,671)  豊津村(3,209) |
|       | 館山郵便局において電報業務開始(明22.6)   |
|       | 千葉県収税部北条出張所北条に設置(明29 大蔵省移管東京税務管理局北条税務署となる)   |
| 26    | 尻原村町制を施行して那古町となる(明26.1.27)   |
| 30    | 新たに郡制施行され四郡合併して安房郡となる(明30.4.1)<br>船形村町制を施行して船形町となる(明30.12.1)   |
| 明治34年 | 県立安房中学校創立(現安房高等学校)   |
| 38    | 安房女子裁縫伝習所創立(現安房西高等学校)  |
| 40    | 安房郡立女子技芸学校創設(現安房南高等学校)   |
|       | 電話通信事務開始(40.4.3)   |
| 44    | 電燈供給開始(1,300 燈)  |
| 大正3年  | 館山町と豊津村合併して館山町となる(大3.4.1)  |
| 7     | 那古船形駅鉄道開通(大7.8.10)   |
| 8     | 安房北条駅(現館山駅) 鉄道開通(大8.5.24)<br>洲崎灯台点灯開始(大8.12.15)  |
| 10    | 九重駅鉄道開通(大10.6.1)   |
| 13    | 郡立安房農業水産学校創立(現安房水産高等学校)  |
| 14    | 北条町立実科女学校創立(現館山高等学校)   |
| 昭和5年  | 館山海軍航空隊設置(昭5.6)  |
| 8     | 館山町北条町合併館山北条町と称す(昭8.4.18)  |
| 10    | 都市ガス供給開始(昭10.2.27)<br>館山市営火葬場開設(昭10.4.19)<br>館山市営と畜場開設(昭10.5.1)  |
| 13    | 上水道給水開始(昭13.8.4)   |
| 14    | 館山北条町、那古町及び船形町の三町合併して市制を施行(昭14.11.3)   |
| 18    | 市立図書館設立  |
| 19    | 館山警防団常備設置(昭19.4.11)  |
| 23    | 皇太子殿下御来館寒中水泳御視察(昭23.1.5)   |
| 25    | 館山市営プール開設、日本水連公認(昭25.6.25)<br>館山市消防署設置(昭25.10.31)  |
| 26    | 館山市広報第1号発刊(昭26.6.15)   |
| 28    | 館山商工会議所開所(昭28.5.1)   |

- 天皇、皇后両陛下御来館房州産業御視察(昭28.5.6)  
海上警備隊館山航空隊開設(昭28.9.16)
- 29 西岬、神戸、富崎、豊房、館野、九重の六か村館山市へ合併(昭29.5.3)
- 32 皇太子殿下御来館水産資源保護大会御臨席(昭32.6.20)
- 33 ベリンハム市(米)と姉妹都市締結(昭33.7.11)  
南房総国定公園指定(昭33.8.1)
- 35 市役所新庁舎落成(昭35.4.8)  
国民宿舎鳩山荘開設(昭35.7.1)
- 36 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合設立(昭36.9.26)  
見物部落国民休暇村に指定される(昭36.12.1)
- 37 館山ユースホステル開設(昭37.7.17)  
館山伝染病隔離病舎完成(昭37.9.8)
- 38 公明選挙都市宣言(昭38.3.25)  
館山市藤原衛生処理場完成(昭38.4.15)  
国立館山海員学校開校(昭38.8.8)
- 39 皇太子御一家来館春の房州を御見学(昭39.3.22)  
国民休暇村にしざき荘開設(昭39.7.11)  
館山市、富浦町及び三芳村上水道組合設立(昭39.11.16)
- 40 市内7農業協同組合、合併して館山市農業協同組合となる(昭40.1.1)  
館山高等学校県立移管(昭40.4.1)  
交通安全都市宣言(昭40.9.29)
- 41 館山市開発公社設立認可(昭41.3.30)  
南房州有料道路(フラワーライン) 開通(昭41.4.1)  
館山市正木衛生処理場完成(昭41.10.30)  
館山局電話自動化(ダイヤル式)される(昭41.12.11)
- 昭和42年 バードセンター開設(昭42.5.13)  
館山漁協、船形漁協合併により館山船形漁協組合となる(昭42.6.1)  
北条海岸やし並木造成(42~43)  
姉妹都市ベリンハム市との第1回学生交換(昭42.8.22)
- 43 館山市、富浦町及び三芳村上水道組合改め三芳水道企業団となる(昭43.4.1)  
館山市民センター開設(昭43.5.1)  
館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合設立認可(昭43.9.24)
- 44 西岬局電話自動化(ダイヤル式)される(昭44.4.25)  
房総西線電化開通(昭44.7.11)  
三芳水道施設完成(館山市、富浦町、三芳村)(昭44.7.15)  
館山市民憲章を制定(昭44.11.3)
- 45 館山市、富浦町及び三芳村学校給食センター給食開始(昭45.1.16)  
館山市豊房育成牧場開設(昭45.8.1)  
安房郡市広域市町村圏事務組合設立認可(昭45.9.10)  
館山市老人福祉センター開設(昭45.10.14)  
南房パラダイス開設(昭45.10.20)  
館山市温水プール開設(昭45.12.6)
- 46 香、下原塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名、伊戸、根本の9漁協が合併、西岬漁業協同組合となる(昭46.1.1)  
館山市教育放送センター完成(昭46.3.25)  
高騰する物価安定策として、物価問題協議会が発足(昭46.6.1)  
北条小学校新築移転(昭46.9.1)  
ベリンハム市より大阪万国博覧会に展示されたトーテムポールが寄贈(昭46.9.2)
- 47 館山市図書館新築移転(昭47.2.1)

- 館山市消防署、安房郡市広域市町村圏事務組合に移管される(昭47.4.1)  
 豊房小学校新築(昭47.4.31)  
 安房合同庁舎新築移転(昭47.5.12)  
 館山市中央公園開園(昭47.6.15)  
 館山警察署新築落成(昭47.6.29)  
 特急さざなみ開通(昭47.7.15)  
 館山市老人憲章を制定(昭47.9.15)
- 48 布良局電話自動化(ダイヤル式)(昭48.3.7)  
 山梨県石和町と姉妹都市締結(昭48.5.10)  
 第28回国民体育大会(若潮国体)千葉県で開催  
 夏季大会(昭48.9.9~12)ヨット会場となる  
 天皇皇后両陛下御来館 南房パラダイス御視察(昭48.10.12)  
 秋季大会(昭48.10.15~17)柔道会場(館山高等学校)、剣道会場(市民センター)となる
- 49 相浜漁協、富崎漁協が合併、相浜漁業協同組合となる(昭49.3.20)  
 館山小学校防音校舎新築(昭49.3.30)  
 福祉都市宣言(昭49.6.19)  
 館山市環境保全公社設立(昭49.9.1)  
 館山市基本構想を制定(昭49.10.1)
- 50 名誉市民に本間譲氏、中村庸一郎氏決定(昭50.3.22)  
 房州水道株式会社市営移管(昭50.4.1)  
 中央保育園開設(昭50.4.15)  
 特別養護老人ホーム開設(昭50.12.1)
- 51 作名ダム竣工(昭51.8.24)
- 昭和52年 第二中学校校舎新築(昭52.2.28)  
 第一中学校校舎新築(昭52.3.3)  
 作名ダム給水開始(昭52.7)
- 53 東小学校校舎新築(昭53.2.28)  
 館山小学校講堂新築、第一中学校体育館新築(昭53.3.10)  
 富崎小学校校舎、同幼稚園舎新築(昭53.3.15)  
 市民運動場開設(昭53.6.12)
- 54 館野小学校校舎、同幼稚園舎新築(昭54.2.28)  
 九重小学校体育館新築(昭54.2)  
 館山市那古市営住宅新築(昭54.4)  
 館山市営市民体育館竣工(昭54.5)  
 館山市福祉作業所オープン(昭54.10.1)  
 名誉市民に高橋祐二氏、穂坂与明氏、水田三喜男氏、小高熹郎氏、川名正義氏、田村利男氏決定(昭54.11.2)  
 館山市市制施行40周年(昭54.11.3)
- 55 神戸小学校校舎増築、神戸幼稚園園舎改築、那古小学校校舎改築、西岬中学校校舎改築(昭55.2.28)  
 九重保育園園舎完成(昭55.3.10)  
 那古市営住宅16戸完成(昭55.3.15)  
 青色申告都市宣言(昭55.3.28)  
 神余中、豊房中、第四中学校閉校(昭55.3.31)  
 第三中学校開校(昭55.4.7)  
 国民宿舎鳩山荘(改築)オープン(昭55.6.3)  
 東市民運動場開設(昭55.11.4)
- 56 第1回若潮マラソン大会開催(昭56.2.7)  
 観光いちご園オープン(昭56.2.7)

|       |   |
|-------|---|
|       | 那古小学校体育館新築(昭56.2.28)                                  |
|       | 九重小学校校舎、同幼稚園園舎新築(昭56.2.28)                            |
|       | 房南中学校柔剣道場新築(昭56.2.28)                                 |
| 57    | 館山市衛生センター竣工(昭57.2.27)                                 |
|       | 東小学校、西小学校閉校(昭57.3.31)                                 |
|       | 西岬小学校開校、西岬中学校閉校(昭57.4.1)                              |
|       | 館山市立博物館(本館)着工(昭57.6.30)                               |
|       | 館山市清掃センター着工(昭57.10.2)                                 |
|       | 館山市コミュニティセンター着工(昭57.10.21)                            |
|       | 館山市立博物館(分館)開館(昭57.10.31)                              |
|       | 第1回城まつり開催(昭57.10.31)                                  |
| 58    | 館野小学校校舎増築(昭58.1.31)                                   |
|       | 船形小学校校舎防音改築、船形幼稚園園舎防音改築、西岬小学校校舎増築、西岬幼稚園園舎増築(昭58.2.15) |
|       | 館山市コミュニティセンター開館(昭58.11.1)                             |
|       | 名誉市民に山口康氏決定(昭58.11.3)                                 |
|       | 館山市立博物館(本館)開館(昭58.11.23)                              |
| 59    | 西岬市民体育館開館(昭59.4.6)                                    |
|       | 豊津地区学習等供用施設開設(昭59.4.10)                               |
|       | 館山市セントラルテニスコート完成(昭59.7.7)                             |
|       | 第1回薪能開催(昭59.9.1)                                      |
|       | 館山市清掃センター竣工、出野尾老人福祉センター竣工(昭59.10.25)                  |
|       | 県立館山運動公園開園(昭59.11.1)                                  |
|       | 彫刻の径完成(昭59.11.22)                                     |
|       | 竹原線農免道路完成(昭59.11.30)                                  |
| 昭和60年 | 那古小学校校舎増築、西岬小学校体育館竣工(昭60.2.28)                        |
|       | 館野小学校グラウンド拡張(昭60.3.15)                                |
|       | NMBセミコンダクター操業開始(昭60.5.10)                             |
|       | 粗大ごみ処理施設竣工(昭60.5.16)                                  |
|       | 館山市総合計画を策定(昭60.12.21)                                 |
| 61    | 那古幼稚園園舎完成、富崎小学校体育館完成(昭61.2.28)                        |
|       | 防災行政無線開局(昭61.3.26)                                    |
|       | 国道127号館山バイパス部分開通(昭61.4.7)                             |
|       | 南館山サンフラワーテニスコート完成(昭61.6.15)                           |
|       | 第1回市民健康まつり(昭61.10.10)                                 |
| 62    | 暴力追放都市宣言(昭62.6.23)                                    |
| 63    | 館山駅西口地区土地区画整理事業都市計画決定(昭63.3.14)                       |
|       | 第二中学校講堂防音改築(昭63.3.14)                                 |
|       | 船形保育園新築移転(昭63.4.1)                                    |
|       | 館野小学校プール完成(昭63.6.30)                                  |
|       | 真倉市営住宅完成(昭63.8.31)                                    |
| 平成元年  | 館山駅西口地区土地区画整理事業の事業計画決定公告(平1.3.14)                     |
|       | 三軒町生活排水処理施設完成(平1.5)                                   |
|       | 市制施行50周年記念国際民俗音楽フェスティバル開催(平1.8.19~20)                 |
|       | 長寿健康都市宣言(平1.9.29)                                     |
|       | 市制施行50周年記念式典開催(平1.11.1)                               |
| 2     | 城山公園に日本庭園、茶室完成(平2.4.10)                               |
|       | 都市計画道路八幡高井線開通(平2.5.2)                                 |
|       | 名誉市民に半澤良一氏決定(平2.12.25)                                |

- 3 世界民族舞踊フェスティバル開催(平 3. 11. 17)
- 4 一般国道 127 号館山バイパス(館山地区)開通(平 4. 1. 22)  
館山市公共下水道事業の認可(平 4. 3. 10)  
北条海岸トイレ完成(平 4. 3. 31)  
市道 1031 号線開通(平 4. 4. 1)  
平和都市宣言(平 4. 9. 29)
- 5 一般国道 127 号館山バイパス全線開通(平 5. 3. 25)  
県道館山白浜線の国道 410 号昇格(平 5. 4. 1)  
館山国際交流協会設立(平 5. 10. 20)
- 6 第二中学校柔剣道場完成(平 6. 2. 23)  
館野保育園新園舎完成(平 6. 2. 26)  
デイサービスセンター「ふれあいの郷」オープン(平 6. 3. 1)  
生涯学習施設「菜の花ホール」完成(平 6. 11. 1)
- 7 館山市長全米姉妹都市協会及び<sup>球</sup>インツブライト財団よりゴールデンハート賞を受賞(平 7. 7. 5)  
第 1 回全国大学フラメンコフェスティバル開催(平 7. 8. 19)  
房南中学校新校舎使用開始(平 7. 9. 1)  
館山市土地開発公社設立(平 7. 10. 10)
- 8 インターネットに館山市のホームページ開設(平 8. 1. 12)  
館山市・内房・南房・小湊の 4 農業協同組合が合併し、安房農業協同組合となる(平 8. 4. 1)  
安房地域県民センター(安房支庁内)、旅券の申請・交付窓口開設(平 8. 6. 7)  
一般国道 127 号、館山バイパス入口以南区間県へ移管(県道 302 号線)  
那古地区生活排水処理施設完成(平 8. 6. 25)  
南房総広域水道企業団、通水開始(平 8. 10. 1)  
市営水道、館野・九重地区給水開始(平 8. 10. 1)  
名誉市民に吉田勇治郎氏決定(平 8. 11. 3)  
千葉ロッテマリーンズ、館山秋季キャンプ実施(平 8. 11. 10～25)
- 平成 9 年 豊房小学校校舎改修・増築(平 9. 1. 20)  
那古海岸トイレ完成(平 9. 3. 19)  
館山保健所改め安房保健所となる(平 9. 4. 1)  
千葉県南総文化ホール開館(平 9. 6. 1)  
第 1 回館山国際オープンウォータースイムレース開催(平 9. 7. 20)  
第 50 回館山市文化祭開催(平 9. 10. 25～12. 13)  
東京湾アクアライン開通(平 9. 12. 18)
- 10 館山市水道と三芳水道企業団が統合し、三芳水道企業団を継承(平 10. 4. 1)  
館山ユースホステル事業廃止(平 10. 4. 1)  
鏡ヶ浦クリーンセンター通水開始(平 10. 5. 21)  
千葉地方法務局館山支局移転(平 10. 5. 25)  
安房医師会新病院起工式(平 10. 10. 30)  
大神宮橋完成(平 10. 11. 3)
- 11 生涯学習のまちづくり宣言(平 11. 3. 19)  
館山駅橋上駅舎、自由通路完成(平 11. 3. 30)  
生涯学習出前講座がスタート(平 11. 6. 1)  
コーラル会議(平 11. 6. 21)・総合計画審議会(平 11. 6. 24)が始動  
館山市内幼稚園給食開始(平 11. 10. 1)  
館山駅が「関東の駅百選」に選ばれる(平 11. 10. 14)  
市制施行 60 周年記念式典を執行(平 11. 11. 3)  
名誉市民に飯田義男氏、岩崎彌壽彦氏、安田豊作氏、和田金次氏決定(平 11. 11. 2)
- 12 館山市消防団が日本消防協会最高栄誉賞「まとい」受賞(平 12. 2. 9)  
オーストラリア ポートステイブンスと友好都市締結(平 12. 2. 11)

- 鴨川市、千倉町、丸山町と職員交流事業開始（平 12. 4. 1）  
 市立博物館の入館者が 1 0 0 万人突破（平 12. 4. 9）  
 館山港が特定地域振興重要港湾に選定（平 12. 5. 23）  
 安房医師会新病院完成（平 12. 6. 1）  
 JR バス関東(株)が東京駅行き高速バス「房総なのはな号」開業（平 12. 6. 3）  
 旧市営国民宿舎鳩山荘を(株)平砂浦ビーチホテルへ貸し付け（平 12. 6. 30）  
 館山駅レゾナント（館山駅自由通路）等が建設省（現国土交通省）の手づくり郷土賞受賞（平 12. 7. 10）  
 館山野鳥の森に「ふれあい野鳥館」オープン（平 12. 7. 16）  
 オーストリアラーヴ町青年団音楽隊交流演奏会を南総文化ホールで開催（平 12. 8. 18）  
 新館山市総合計画を策定（平 12. 12. 25）
- 13 「ジェフ市原」初の館山キャンプ（平 13. 1. 29～31）  
 千葉ロッテマリーンズ館山後援会設立（平 13. 3. 10）  
 IT 講習会（2,000 人規模）開始（平 13. 5. 7）  
 館山市観光協会で観光プロデューサーとして浅井信氏を採用（平 13. 6. 1）  
 空店舗対策としてチャレンジショップ「ちょこちょこ壺番屋」開店（平 13. 6. 21）  
 諏訪神社自然林（那古地区）を館山市指定文化財に指定（平 13. 6. 28）  
 里見づくしの 1 週間。南総里見ウィーク開催（平 13. 10. 13～21）  
 館山第一中学校校舎大規模改修第 1 期工事終了（平 13. 10）
- 14 半島地域の活性化を考える移動半島ツーリズム大学開催（平 14. 2. 19～21）  
 神余小学校新校舎完成（平 14. 3）  
 館山市土地開発公社解散（平 14. 3）  
 日韓歴史交流シンポジウム江戸時代「ハンゲル四面石塔」のなぞ開催（平 14. 3. 23～24）  
 館山ふるさと大使委嘱（第 1 号：さかなクン）（平 14. 3. 25）  
 安房地域 11 市町村で「合併重点支援地域」の指定（平 14. 3. 25）  
 完全学校週五日制の実施など新教育課程スタート（平 14. 4. 1）  
 ごみの指定袋制度導入（平 14. 7. 1）  
 国道 410 号北条バイパス、都市計画道路青柳大賀線開通（平 14. 7. 18）  
 「安房地域市町村合併任意協議会」設立（平 14. 9. 4）  
 館山第一中学校校舎大規模改修第 2 期工事終了（平 14. 11）
- 平成15年 館山ふるさと大使委嘱（第 2 号：フルート奏者 深津純子氏）（平 15. 1. 6）  
 「安房地域市町村合併任意協議会」解散（平 15. 1. 23）  
 客船「飛鳥」（28,856 t）初寄港（平 15. 3. 5）  
 房州うちわ県内初めて国指定伝統的工芸品に指定される（平 15. 3. 17）  
 館山・安房 9 市町村合併法定協議会設置（平 15. 4. 1）  
 館山駅西口地区土地区画整理事業換地処分（平 15. 5. 16）  
 市議会本会議で対面式演壇採用平 15. 6 月定例議会（平 15. 6）  
 平成 1 7 年度全国高等学校体育大会剣道競技館山市実行委員会設立（平 15. 6. 16）  
 県指定文化財「那古寺観音堂」の「平成の大修理」解体修理始まる（平 15. 6. 18）  
 客船「こっぼん丸」（21,903 t）初寄港（平 15. 8. 8）  
 オーストリアラーヴ町有志 2 2 名が訪問（平 15. 8. 28）  
 館山ふるさと大使委嘱（第 3 号：画家 石井崇氏）（平 15. 11. 14）
- 16 「安房やわたんまち」千葉県無形民俗文化財に指定（平 16. 3. 30）  
 赤山地下壕跡の一般公開始まる（平 16. 4. 1）  
 館山・安房 9 市町村合併法定協議会を廃止（平 16. 4. 30）  
 客船「飛鳥」2 度目の寄港（平 16. 5. 27）  
 一般国道 1 2 7 号富津・館山道路全線開通（平 16. 5. 29）  
 静岡県下田市との海上ルート検討のため、ジェットフォイルによるモーター運航実施（平 16. 7. 3～4）  
 客船「こっぼん丸」2 度目の寄港（平 16. 8. 8）



- 観光立市たてやま推進協議会設立 (平 16. 8. 31)  
 内房線に新型特急導入 (平 16. 10. 16)  
 北条海岸・城山公園が「関東の富士見百景」に選ばれる (平 16. 10. 18)  
 館山第二中学校校舎大規模改修第 1 期工事終了 (平 16. 11)  
 17 市議会議事録ホームページにて検索閲覧可能 (平 17. 1)  
 「館山海軍航空隊赤山地下壕跡」市指定文化財 (史跡) に指定 (平 17. 1. 27)  
 天津小湊町・鴨川市新設合併により新「鴨川市」が誕生 (平 17. 2. 11)  
 「茂名の里芋祭」国の重要無形民俗文化財に指定 (平 17. 2. 21)  
 超高速ジェット船「セブンアイランド」東京～館山～伊豆大島間試験運航実施 (平 17. 3. 14～31)  
 客船「ぱしふいつく ひいなす」(26,518 t) 初寄港 (平 17. 3. 16)  
 館山自動車道「竹岡 I C-富津中央 I C」開通 (平成 17. 3. 19)  
 富崎幼稚園閉園 (平 17. 3. 26)  
 「南総里見まつり」が第 9 回ふるさとイベント大賞部門賞(産業・観光部門)受賞 (平 17. 4. 11)  
 「観光立市たてやま行動計画」を策定 (平 17. 7. 1)  
 「第 52 回全国高等学校剣道大会」開催 安房高男子剣道部 36 年ぶり 2 度目の日本一 (平 17. 8. 3～5)  
 客船「こっぼん丸」3 度目の寄港 (平 17. 8. 8)  
 愛知県で開催の愛・地球博「千葉の日」に辻田市長、手づくり甲冑隊が出演 (平 17. 8. 23)  
 館山市議会議員定数 25 人から 20 人に削減する定数条例可決 (平 17. 9. 30)  
 「館山市行財政改革プラン」を策定 (平 17. 10)  
 館山第二中学校校舎大規模改修第 2 期工事終了 (平 17. 11)  
 18 那古船形地区学習等供用施設「若潮ホール」開館 (平 18. 1. 11)  
 高速バス「館山～千葉」線運行開始 (平 18. 2. 10)  
 客船「こっぼん丸」4 度目の寄港 (平 18. 3. 7)  
 日本最大客船「飛鳥Ⅱ」船内見学会のため寄港したが強風、高波のため中止 (平 18. 3. 4)  
 超高速ジェット船「セブンアイランド」館山～大島～下田間運航 (平 18. 2. 10～3. 14)、  
 東京～館山～大島間運航 (平 18. 3. 15～31)  
 「第 2 期館山市基本計画」「館山市情報化推進計画」を策定 (平 18. 3)  
 安房 7 町村合併による南房総市誕生 (平 18. 3. 20)  
 館山港多目的棧橋建設事業、国土交通省により本体建設の補助金 (平 18. 4. 1)  
 発達した低気圧通過による記録的豪雨により、平久里川流域 675 世帯、1,761 人に避難勧告 (平 18. 4. 13)  
 濃霧の洲崎沖で船同士衝突 フィリピン船籍の貨物船が衝突沈没 洲崎、西川名海岸に油漂着 (平 18. 4. 19)  
 市議会本会議インターネット生中継配信 (平 18. 6)  
 緊急情報「館山市安全・安心メール」を携帯電話で配信 (平 18. 8. 1)  
 市内初の道の駅「道の駅南房パラダイス」が登録 (平 18. 8. 10)  
 奈良時代前期の古写経 那古寺で発見される (平 18. 9. 5)  
 平成19年 JR 九重駅新駅舎使用開始 (平 19. 2. 1)  
 ちばデスティネーションキャンペーン SL38 年ぶりに内房線を疾走 (平 19. 2)  
 沖ノ島公園に初のバイオトイレを建設 (平 19. 3)  
 総合型地域スポーツクラブ「館山ファミリースポーツクラブ わかしお」設立 (平 19. 3. 22)  
 市の組織が変更 全部署にグループ制を導入 (平 19. 4. 1)  
 市議会議員定数 20 名 (平 19. 5. 1)  
 客船「ふじ丸」(23,235 t) 初寄港 (平 19. 6. 17)  
 館山ふるさと大使委嘱 (第 4 号: ライフセーバー 飯沼誠司氏) (平 19. 6. 23)  
 館山自動車道全線開通 (平 19. 7. 4)  
 笛吹市と災害協定締結 (平 19. 7)  
 高速バス「館山～羽田空港・横浜駅線」運行開始 (平 19. 9. 1)

- ツール・ド・ちば2007 (平 19. 9. 17)
- 那古小学校校舎・体育館改修工事終了 (平 19. 11)
- 20 客船「ふじ丸」(23,235 t) 2回目の寄港 (平 20. 1. 6)
- 「全国大学フロンティアフェスティバル in 館山」が第12回ふるさとイベント大賞奨励賞受賞 (平 20. 3. 3)
- 千葉県立安房高等学校野球部 21世紀枠で悲願の甲子園初出場 (平 20. 3. 22)
- 館山市教育センター廃止 (平 20. 3. 31)
- 館山市シルバー人材センターが社団法人化 (平 20. 4. 1)
- 社会福祉法人太陽会が旧安房医師会病院を引継、安房地域医療センター経営を開始(平 20. 4. 1)
- 館山市民号超高速ジェット船で市長と共に神津島へ (平 20. 5. 8～5. 9)
- 「たてやま観光マイスター」制度を導入 (平 20. 6. 13)
- 館山ふるさと大使委嘱 (第5号: 元全日本バレーボール選手 田村悦智子氏) (平 20. 6. 22)
- 初代「たてやま・ポートシスターズ」を委嘱 (平 20. 6. 26)
- 「ふるさと納税制度」開始 (平 20. 6. 27)
- 病児・病後児保育事業を開始 (平 20. 7. 1)
- 館山市初の女性農業委員誕生 (平 20. 7)
- ベリンハム市姉妹都市締結 50周年記念式典参加のため市民団渡米 (平 20. 7. 20～27)
- 客船「こっぼん丸」7度目の寄港 (平 20. 8. 8)
- 交流を重ねて50年、ベリンハム市姉妹都市締結 50周年記念式典開催 (平 20. 10. 17)
- 威容再び、千葉県指定有形文化財「那古寺観音堂」平成の大修理竣工 (平 20. 10. 26)
- 21 ごみの分別に「プラスチック製容器包装」「発泡スチロール」追加 (平 21. 1. 1)
- 「館山ふるさと市民」制度を導入 (平成 21. 1. 16)
- 館山ふるさと大使委嘱 (第6号: 東京ヤクルトスワローズ 投手 館山昌平氏) (平 21. 1. 24)
- 地上デジタルテレビのための館山中継局が開局 (平 21. 3. 3)
- 国道 127 号館山バイパス 4車線化供用開始 (平 21. 3. 28)
- 主要地方道富津館山線「国分バイパス」開通 (平 21. 3. 31)
- 「館山市元気な広場」オープン (平 21. 4. 1)
- 神戸幼稚園と房南保育園が統合し、幼保一元化施設「房南こども園」開園 (平 21. 4. 1)
- 千葉県立安房博物館が館山市へ移譲 (平 21. 4. 1)
- 城山公園に「里見茶屋」オープン (平 21. 4. 4)
- 「NHKのど自慢」公開生放送を39年ぶりに開催 (平 21. 7. 26)
- 豪ポーツステイブンス市と姉妹都市協定調印 (平 21. 11. 2)
- 市制施行70周年記念式典開催 (平 21. 11. 3)
- 名誉市民に黒川浩氏、本多馨氏決定 (平 21. 11. 3)
- 平成22年 館山ふるさと大使委嘱 (第7号: 料理研究家 川上文代氏) (平 22. 2. 3)
- 館山ふるさと大使委嘱 (第8号: 芸能事務所社長 稲川素子氏) (平 22. 3. 18)
- 南房総地域を南北に縦貫する基幹農道「安房グリーンライン」全面開通 (平 22. 4. 1)
- 館山港多目的観光棧橋竣工式典、新生「こっぼん丸」寄港 (平 22. 4. 25)
- 千葉県海上保安部館山分室開設 (平 22. 4. 25)
- 館山ふるさと大使委嘱 (第9号: クリエーター 文原聡氏) (平 22. 6. 25)
- 館山市議会議員定数 20 人から 18 人に削減する定数条例可決 (平 22. 9. 22)
- 第65回国民体育大会ゆめ半島千葉国体開催「軟式野球・剣道」競技会場。安房高等学校男子剣道部 三冠(選抜大会, 高校総体, 国体)の偉業達成(平22. 9～10)
- 天皇皇后両陛下下地方事情御視察のため御来館 (平 22. 9. 27)
- 館山市マスコットキャラクター「ダッペエ」誕生 (平 22. 12. 6)
- 23 78年ぶりに新バス路線「観光棧橋線」開設 (H23. 2. 5)
- 館山市及び南房総市学校給食組合解散により、館山市学校給食センター設置 (平 23. 4. 1)
- 燃せるごみの収集回数週3回から週2回へ、他のごみの回収日変更 (平 23. 4. 1)
- 「活かそう届けよう館山の元気と心」宣言 (平 23. 4. 20)
- 市議会議員定数 18 名 (平 23. 5. 1)

- シンボルロード整備事業完了し「鏡ヶ浦通り」と命名 (平 23. 7. 18)  
「館山ふるさと特使」制度を導入 (平 23. 8. 1)  
赤ちゃんの駅設置 (平 23. 9. 1)  
館山港多目的観光栈橋の愛称「館山夕日栈橋」に決定 (平 23. 12)
- 24 里見氏「稲村城跡」国史跡指定 (平 24. 1. 24)  
若潮マラソンのエントリー1万人突破 (平 24. 1. 29)  
館山新・ご当地グルメ第1弾「館山炙り海鮮丼」提供開始 (平 24. 2. 1)  
“渚の駅” たてやま オープン (平 24. 3. 25)  
神戸小学校に統合のため、富崎小学校休校 (平 24. 3)  
「ASTCトライアスロンアジア選手権 (2012/館山)」開催 (平 24. 4. 7~8)  
館山ふるさと大使委嘱 (第11号: 大学准教授 盛口満氏) (平 24. 6. 10)  
2代目「たてやま・ポートシスターズ」を委嘱 (平 24. 7. 12)  
館山ふるさと大使委嘱 (第12号: 元水泳日本代表 中尾美樹氏) (平 24. 7. 22)
- 25 館山新・ご当地グルメ第2弾「館山旬な八色丼」提供開始 (平 25. 1. 30)  
市役所本館 耐震改修工事 終了 (平 25. 3. 6)  
船形こども園、九重こども園 開園 (平 25. 4. 1)  
客船「かめりあ丸」 (3,837 t) 初寄港 (平 25. 6. 6)  
館山新・ご当地グルメ第3弾「館山伊勢海老ステーキ御膳」提供開始 (平 25. 9. 2)  
名誉市民に 本間 明氏 決定 (平 25. 11. 3)
- 26 館山ふるさと大使委嘱 (第13号: プロランニングコーチ 金哲彦氏) (平 26. 1. 25)  
安房医療福祉専門学校 開学 (平 26. 4. 1)  
大相撲巡業「福祉大相撲館山場所」開催 (平 26. 4. 19)  
館山ふるさと大使委嘱 (第14号: トライアスロン選手 上田藍氏) (平 26. 7. 21)  
帆船「日本丸」 (2,570 t) 初寄港 (平 26. 9. 6)  
“渚の駅” たてやま 商業施設棟 オープン (平 26. 11. 4)  
「洲崎灯台」国の登録有形文化財 (建造物) に登録 (平 26. 11. 21)
- 27 館山ふるさと大使委嘱 (第15号: シンガーソングライター 文月メイ氏) (平 27. 1. 9)  
館山ふるさと大使委嘱 (第16号: トライアスロン選手 細田雄一氏) (平 27. 6. 28)

## 第 2 編

# 議 会



館山市議会

### ——内 容——

- 1 議会構成
- 2 議会活動
- 3 その他

# 1 議会構成

## (1) 議員数

条例定数：18人 現員数：18人（男16 女2）

|             |              |          |       |
|-------------|--------------|----------|-------|
| 館山市議会議員定数条例 | S41.12.15 制定 | S42.5.1～ | 定数30人 |
|             | S57.9.30 改正  | S58.5.1～ | 28人   |
|             | H6.6.27 改正   | H7.5.1～  | 25人   |
|             | H14.12.26 制定 | H15.1.1～ | 25人   |
|             | H17.9.30 改正  | H19.5.1～ | 20人   |
|             | H22.9.22 改正  | H23.5.1～ | 18人   |

## (2) 党派・会派構成

(平成27.6.1現在)

| 構<br>成              | 党派名        | 無<br>所<br>属 | 公<br>明<br>党 | 社<br>会<br>民<br>主<br>党 | 日<br>本<br>共<br>産<br>党 | 計  |
|---------------------|------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----|
|                     | 会派名        |             |             |                       |                       |    |
|                     | 市民クラブ      | 5           |             |                       |                       | 5  |
|                     | 新政クラブ      | 5           |             |                       |                       | 5  |
|                     | たてやま21・緑風会 | 3           |             |                       |                       | 3  |
|                     | 公明党        |             | 2           |                       |                       | 2  |
|                     | 社会民主党      |             |             | 1                     |                       | 1  |
|                     | 日本共産党      |             |             |                       | 1                     | 1  |
|                     | 新しい風の会     | 1           |             |                       |                       | 1  |
|                     | 計          | 14          | 2           | 1                     | 1                     | 18 |
| 申し合わせにより1人会派も認めている。 |            |             |             |                       |                       |    |

## (3) 年齢別人員数

(平成27.6.1現在)

| 年齢別 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | 平均年齢  |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 人員  | 0人     | 4人     | 5人     | 9人    | 60.0歳 |

## (4) 現議員当選回数

| 当選回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 | 7回 | 計   |
|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 人員   | 1人 | 8人 | 4人 | 1人 | 2人 | 1人 | 1人 | 18人 |

## (5) 常任委員会

| 名称      | 定数 | 任期 | 所管事項  |
|---------|----|----|---|
| 総務委員会   | 6人 | 1年 | 市長公室、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項<br>他の常任委員会の所管に属さない事項 |
| 文教民生委員会 | 6人 | 1年 | 健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項                                      |
| 建設経済委員会 | 6人 | 1年 | 経済観光部、建設環境部、農業委員会の所管に属する事項                                |

## (6) 議会運営委員会

| 定数 | 任期 | 所 管 事 項   |
|----|----|---|
| 9人 | 1年 | 次に掲げる事項に関する調査を行い、議案陳情等を審査する。<br>1. 議会の運営に関する事項<br>2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項<br>3. 議長の諮問に関する事項 |

## (7) 協議会

| 名 称   | 構成員 | 設置年月日 | 所 管 事 項                    |
|-------|-----|-------|----------------------------|
| 全員協議会 | 全議員 | —     | 市政についての重要案件が生じた都度開催し、協議する。 |

## 2 議会活動

### (1) 本会議開議状況及び議決状況 (平成26年)

| 会議の種類      | 開会日<br>閉会日     | 会期 | 会議<br>日数 | 議決<br>件数 | 条例 | 予算 | 決算 | 一般<br>議案 | 発議<br>案 | 専決<br>承認 | 請願 |
|------------|----------------|----|----------|----------|----|----|----|----------|---------|----------|----|
| 第1回<br>定例会 | 2.27<br>3.24   | 26 | 6        | 24       | 10 | 11 |    |          | 1       | 2        |    |
| 第2回<br>定例会 | 6.05<br>6.26   | 22 | 5        | 21       | 3  | 3  |    | 7        | 4       | 2        | 2  |
| 第3回<br>定例会 | 9.01<br>9.26   | 26 | 6        | 19       | 3  | 7  | 5  | 2        | 1       |          | 1  |
| 第4回<br>定例会 | 12.11<br>12.25 | 15 | 6        | 21       | 8  | 5  |    | 3        | 2       | 2        | 1  |
| 第1回<br>臨時会 | 5.26<br>5.26   | 1  | 1        | 1        |    | 1  |    |          |         |          |    |
| 計          |                | 90 | 24       | 86       | 24 | 27 | 5  | 12       | 8       | 6        | 4  |

### (2) 委員会活動状況 (平成26年)

| 名 称             | 開 催 日 数 |
|-----------------|---------|
| 総務委員会           | 8日      |
| 文教民生委員会         | 7日      |
| 建設経済委員会         | 6日      |
| 議会運営委員会         | 11日     |
| 予算審査特別委員会       | 2日      |
| 決算審査特別委員会       | 2日      |
| 館山湾整備調査等特別委員会   | 1日      |
| 公有地有効活用等調査特別委員会 | 1日      |
| 議会改革特別委員会       | 12日     |

### (3) 議会運営

|             | 一般質問                     | 議案質疑   |
|-------------|--------------------------|--|
| 代表質問制の有無    | 無                        | 無  |
| 時間制限        | 答弁を含め1時間以内               | 当初予算議案・決算認定は、答弁を含め1時間以内<br>その他の議案質疑は、答弁を含めて40分以内 |
| 回数制限        | 制限なし<br>再質問から1問1答方式      | 制限なし<br>再質問から1問1答方式                              |
| 通告制の有無      | 有                        | 有  |
| 通告の期限       | 一般質問日の初日の11日前の正午         | その都度定める。   |
| 発言の順        | 議会運営委員会において、くじ引きにより決定する。 | 通告順  |
| 通告をしない議員の発言 | 発言することができない。             | 発言する場合は、通告者がすべて終わった後でなければできない。                   |
| 登壇の有無       | 対面式演壇にて発言<br>再質問も同様      | 対面式演壇にて発言<br>再質問も同様                              |
| 対面式演壇       | 平成15年6月定例会から導入           |  |
| 会議録検索       | 平成17年1月からシステム導入          |  |
| 本会議中継       | 平成18年6月定例会からインターネット生中継配信 |  |

### (4) 請願・陳情の取扱い

|                          | 請願   | 陳情   |
|--------------------------|--|--|
| 提出期限                     | 一般質問通告締切日の正午までに提出されたものについて審議する。                                    | 請願に同じ<br>(市内に在住又は勤務している個人や市内の団体に限る)  |
| 取扱い                      | 本会議上程<br>⇒委員会付託<br>⇒委員会審査⇒委員長報告<br>⇒報告に対する質疑<br>⇒討論⇒採決<br>請願者に結果通知 | 議会運営委員会で審査<br>(個人からの陳情のみ)<br>⇒所管の委員会に送付<br>⇒委員会審査<br>⇒陳情審査結果報告書の配布<br>陳情者に結果通知 |
| 意見書等の審査方法及び議員発議案についての取扱い | 議会最終日に当該請願について可決後、委員会が発議案を上程、審議(質疑、討論、採決)                          | 委員会です承後、議会最終日に委員会が発議案を提出し、本会議で審議(質疑、討論、採決)                                     |
| 郵送による取扱い                 | —  | 申し合わせにより、議会運営委員会に報告するが、審査はしない。   |

### (5) 請願、陳情の提出及び処理状況

| 区 分 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 請 願 | 4件    | 7件    | 7件    | 2件    | 3件    |
| 陳 情 | 5件    | 11件   | 11件   | 8件    | 1件    |

(平成26年)

| 区 分 | 件 数 | 処 理 状 況 |     |      |      |
|-----|-----|---------|-----|------|------|
|     |     | 採 択     | 不採択 | 審議未了 | 翌年継続 |
| 請 願 | 5件  | 4件      | 1件  | —    | —    |
| 陳 情 | 0件  | 0件      | 0件  | —    | —    |

### (6) 議会傍聴者数

| 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 124人  | 202人  | 264人  | 186人  | 208人  | 208人  |

### (7) 視察来庁状況

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 団体数 | 14     | 6      | 8      | 7      | 6      |
| 人 数 | 110人   | 64人    | 44人    | 83人    | 29人    |

### (8) 議会だより発行状況 (平成27年度予算)

発行回数：4回(定例会の翌々月)

形 式：A4版 12頁

予 算：1,426千円

発行部数：22,000部

配 布：市内全世帯及び官公署等に無料で配布

## 3 その他

### (1) 議会費当初予算 (平成27年度)

(単位 千円)

| 科 目   | 金 額    | 科 目        | 金 額     |
|-------|--------|------------|---------|
| 報 酬   | 74,916 | 役務費        | 88      |
| 給 料   | 18,765 | 委託料        | 2,447   |
| 職員手当等 | 39,873 | 使用料及び賃借料   | 883     |
| 共済費   | 53,369 | 備品購入費      | 30      |
| 賃 金   | 1,102  | 負担金補助及び交付金 | 2,719   |
| 旅 費   | 1,475  | 公課費        | 33      |
| 交際費   | 250    |            |         |
| 需用費   | 2,045  | 計          | 197,995 |



(2) 報 酬 (平成27年度)

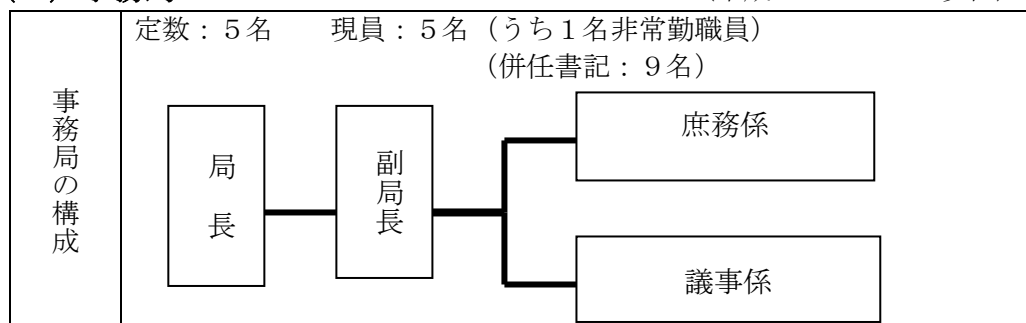
|                       |  |
|-----------------------|--|
| 議員報酬<br>(平成18年4月1日適用) | 議 長 405,000円<br>副議長 366,000円<br>議 員 342,000円 |
| 期末手当                  | 報酬月額×加算率(1.2)×支給率(6月は1.975 12月は2.125)        |

(3) 視察旅費等 (平成27年度)

|         |                           |     |         |
|---------|---------------------------|-----|---------|
| 行政視察    | 常任委員会                     | 旅 費 | 65,000円 |
| 政務活動費   | 会派に対して1人あたり年額100,000円     |     |         |
| その他旅費関係 | 日 当 支給しない                 |     |         |
|         | 宿泊料 1夜:10,900円<br>随行職員も同額 |     |         |

(4) 事務局

(平成27.4.1現在)



## 第 3 編

### 企 画 防 災



消防出初式

#### ——内 容——

- 1 館山市総合計画の概要
- 2 平成27年度施政方針の概要
- 3 行政事務委託
- 4 コミュニティ
- 5 地域防災
- 6 館山市消防

# 1 館山市総合計画の概要

## (1) 総合計画の構成

- ① 総合計画は、21世紀における館山市の長期的なまちづくりの基本的方向と施策、事業を総合的、計画的に示すもので、市政の指針となるものです。同時に、市民をはじめ各種団体等に長期的なまちづくりの目標を明らかにし、まちづくりへの積極的な参画を期待するものです。総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成しています。
- ② 「基本構想」は、2015年(平成27年)を目標年次とし、まちづくりの将来像や将来像を達成するための基本的な考え方を施策の大綱として示すもので、計画期間は、2001年から2015年の15年間です。
- ③ 「基本計画」は、「基本構想」に基づいて、館山市が将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの諸施策について、基本的方向を体系的な枠組みのもとに、総合的、計画的に示すもので、計画期間は、「基本構想」の計画期間を5か年ごとに3期に分けています。第1期基本計画は、2001年度から2005年度、第2期は2006年度から2010年度、第3期は2011年度から2015年度です。

## (2) 基本構想

### ① 策定の趣旨

21世紀を迎えて、本格的な少子高齢化社会の到来、国際化、情報化の進展、地方分権、規制緩和の進展など大きな社会の変化に直面しています。このような中、市民のニーズに的確に対応し、地域の振興を図るためには、長期的な視点から行政の目標を明確にし、計画的で、かつ効果的な施策の展開を図る必要があります。また、開かれた市政を進める上で、情報を積極的に公開し、市民の共通認識を得つつ、ともに考え、ともに行動することが何よりも大切です。

見通しの難しい社会情勢ではありますが、市民の英知を結集し、力を合わせて、新しい時代に立ち向かうことが、今、求められています。このような視点に立ち、平成13年3月に館山市基本構想を策定しました。

### ② 基本理念及び将来像

安房地域の豊かな海や山の自然、ゆったりとして親切な人々、歴史や伝統に培われてきた館山。こうした誰もが心のよりどころとして大切にしている「ふるさと」を基本理念としました。

将来像は、住んでいる人が自慢できるまち、多くの来訪者に愛されるまち、魅力ある生活や文化を創造して提供する元気にあふれたまちを目指して「輝く人・美しい自然 元気なまち館山」としました。

### ③ 施策の大綱

施策の大綱は、将来像の実現を目指して次の三つの体系で構成し、各施策を位置付けました。

ア 「館山新世紀発展プラン」では、交通の歴史的転換期を迎えて、情報化やライフスタイルなどの変化にいち早く対応しつつ、交流のまちづくりや、もてなしの産業づくりを推進し、首都圏の一部機能を担う安房地域の中心都市館山を創っていきます。

イ 「ふるさと館山の保全と育成」では、波静かな鏡ヶ浦と黒潮躍る太平洋に面した平砂浦の二つの海や澄んだ空気、歴史の中で培われた伝統・文化、ゆったりとして親切な人間性、元気な高齢者、子供たちの活発なスポーツや文化活動など、館山が誇る優れたふるさと性をしっかり守り、育んでいきます。

ウ 「分権型社会のシステムづくり」では、分権型社会に対応して、市民と行政が一体となって、自ら考え自ら責任を負うまちづくりを進めるため、透明で効率的な行政システムを目指し、行政サービスの高度化に努めます。

### (3) 第1期基本計画（2001年度～2005年度）

#### ① 特徴

ア 第1期基本計画の事業は、市民との対話を重視した「キャッチボール作戦」をもとに策定されています。約2,000人を対象にしたアンケート、市内14ヶ所の地区懇談会、各種団体との意見交換会、団体からの提案・提言、提案ボックス、インターネットによる提案など、延べ364件の提案がありました。そのうち、5か年計画に反映した事業が40.9%（149件）、一部反映したものが43.1%（157件）で、合わせて84%が計画に反映されています。

イ 「基本構想」の考え方を踏まえて、「基本計画」では、経済の活性化、少子高齢化対策、環境対策、情報化などについて、必要性、緊急性、熟度等を考慮して優先的に位置付け、次の9点を横断的に取り組む主要施策課題としました。

#### 主要事業(施策課題別)

|                   |  |
|-------------------|--|
| 1 経済活性化対策         | ◇観光振興拠点の整備（海辺の交通・情報拠点整備事業、郊外型情報物産センター整備事業、観光農漁業拠点整備事業）<br>◇公設地方卸売市場整備事業<br>◇観光農漁業の促進<br>◇海上交通の開設及び受入れ態勢の整備 |
| 2 館山湾の活用と海辺のまちづくり | ◇特定地域振興重要港湾の整備促進<br>◇ビーチ利用促進モデル事業の促進<br>◇海辺のまちづくり推進事業  |
| 3 開かれた市政の推進       | ◇情報公開の推進<br>◇広報・広聴活動の充実<br>◇市庁舎窓口改修事業<br>◇住民票等自動交付機の設置   |
| 4 情報化の推進          | ◇情報化戦略の策定<br>◇情報推進体制の整備<br>◇地域資源のデジタル情報化<br>◇情報交流拠点の整備   |
| 5 少子高齢化対策         | ◇延長保育・病時保育の実施<br>◇介護・福祉情報センター（仮称）の建設<br>◇バリアフリー化の推進  |
| 6 環境対策            | ◇土砂等の埋立て等の適切な指導<br>◇動植物調査<br>◇平久里川浄化対策検討会の設置   |
| 7 新しいまちを創る人づくり    | ◇国際理解教育や情報教育の推進<br>◇ふるさと学習の推進や学校施設・環境の整備<br>◇ボランティア・NPO活動への支援  |
| 8 行財政改革の推進        | ◇定員管理の適正化、組織運営の弾力化<br>◇事務事業の見直し（政策評価システムの導入、補助金評価審査会の設置）   |
| 9 広域行政の推進         | ◇広域行政の推進<br>◇市町村合併に関する調査研究   |

#### (4) 第2期基本計画（2006年度～2010年度）

##### ① 特徴

ア 第2期基本計画の事業は、2,000人を対象にした市民意識調査を実施し、市民の皆さんが日頃、市政や日常生活の中で感じていることや何を望んでいるかを調査し、その結果を計画策定の参考資料として活用しました。その中で、まちづくりなどへの自由意見が、延べ711件あり、その内計画に反映したものが42.6%(303件)、一部反映したものが35.7%(254件)で、合わせて78.3%(557件)が計画に反映されています。

イ 第1期基本計画の基本事務事業について、達成状況はどうかという視点から政策評価を実施しました。その結果、「事業の選択と集中」が図られ、第2期基本計画へ反映しました。

ウ 市民意識調査や第1期基本計画の政策評価の結果を踏まえ、「地方分権社会への対応」「地域の再生」「人口減少社会への対応」の3つの視点から策定しました。そして、地域経済の活性化と収支均衡型の財政運営を目指し、「観光立市の確立」「行財政改革の推進」「市民本位のまちづくり」の3つを重点的に取り組むべき施策としました。

##### ② 重点施策

|              |   |
|--------------|---|
| 1 観光立市の確立    | <p>1. 館山湾の活用と海辺のまちづくり</p> <p>(1) 多目的観光栈橋の整備促進<br/>水域利用者等の理解を得ながら、多目的観光栈橋の早期着工、完成を目指します。</p> <p>(2) 海辺の交流・賑わいの増進<br/>新たな海路の開設に引き続き取り組むとともに、多目的観光栈橋の整備に合わせ、船舶利用者や来訪者への発券・待合室や観光情報の提供など、情報交流機能を有する施設の整備を検討します。また、北条海岸のビーチとシンボルロードの整備を促進するとともに、オープンウォータースイムレースなど、海辺を活用した地域振興イベントを推進します。</p> <p>2. 「観光立市たてやま行動計画」の着実な推進<br/>計画に位置づけられた施策や事業をさらに積極的に推進するとともに、観光振興基金を有効に活用して、民間事業者の主体的な活動を支援します。</p> |
| 2 行財政改革の推進   | <p>1. 財政構造の改革<br/>財政構造改革プログラムをもとに、歳入に見合った収支均衡型財政構造への転換を目指します。また、人件費や補助金等の削減、入札・契約の見直しなどの歳出の削減に努めます。</p> <p>2. 効率的な組織の構築と定員管理及び給与の適正化<br/>新たな行政課題や多様な市民ニーズに柔軟に対応し、迅速な意思決定が行われるよう、効率的な組織体制を構築します。<br/>また、民間委託や非常勤職員など多様な雇用形態を導入し、職員数の適正な管理や給与の適正化に努めます。</p>   |
| 3 市民本位のまちづくり | <p>1. 市民主体で効率的・効果的な行政運営の展開<br/>限られた財源のもと、政策の選択と集中を図りつつ、政策主導型の市政運営を行い、市民の満足度を高めます。また、民間委託の推進などにより、民間の柔軟で多彩な発想を積極的に取り入れ、経営感覚を持った行政運営を進めます。</p> <p>2. 市民参加と協働による市政の推進<br/>情報の公開を積極的に行い、市民の英知とパワーをまちづくりに生かせる仕組みを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指します。</p>  |

## (5) 第3期基本計画（2011年度～2015年度）

### ① 特徴

ア 第3期基本計画の事業は、第1期、第2期同様、2,000人を対象とした市民意識調査を実施するとともに、市内16ヶ所で開催したまちづくり懇談会やパブリックコメントの募集などにより、市民からの意見・提案等を広く聴取しました。

市民意識調査におけるまちづくりなどへの自由意見は、延べ494件あり、その内計画に反映したものが32.2%（159件）、一部反映したものが29.1%（144件）で、合わせて61.3%（303件）が計画に反映されています。

イ 第2期基本計画の各計画事業について、達成状況・成果はどうかという視点から政策評価を実施しました。その結果を元に、スクラップアンドビルドを意識した中で、第3期基本計画への計画事業の位置付けを行いました。

ウ 市民意識調査や第2期基本計画の政策評価の結果を踏まえ、視点を「活力あるふるさと館山の実現」とし、重点的に取り組む施策を「健康で安心して暮らすことのできるまちづくり」、「経済活性化によるまちづくり」「財政の安定と健全化」としました。

### ② 重点施策

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 1 健康で安心して暮らすことのできるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民の健康の増進</li> <li>◇「館山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の着実な推進</li> <li>◇「館山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定・推進</li> <li>◇消防・防災対策の推進</li> <li>◇生活基盤の整備の推進</li> </ul> |
| 2 経済活性化によるまちづくり         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇賑わいと憩いと癒しの観光地づくり</li> <li>◇地域の資源を活用した交流の推進</li> <li>◇館山湾の活用と海辺のまちづくり</li> <li>◇農水産業の活性化</li> <li>◇地域ブランド製品の開発と新しい産業の誘致</li> </ul>            |
| 3 財政の安定と健全化             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇健全な行財政運営の推進</li> <li>◇市税の適正な賦課・徴収率の向上</li> <li>◇市有財産の活用と処分</li> <li>◇ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の推進</li> </ul>   |

## 2 平成27年度施政方針の概要

### 健康で安心して暮らすことのできるまちづくり

- 1 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の改善と子育て世帯の支援を図るため、新たに7カ所の学童クラブを公設化。対象を小学校6年生まで拡大し、豊房学童クラブなど、必要となる施設整備を順次実施
- 2 幼稚園の保育料について、保護者の所得に応じた利用料に見直し、第2子・第3子となる園児の利用料を減免する制度を導入
- 3 公立保育園等の預かり時間の30分延長や、こども課窓口利用者支援員を新たに配置することで、子育てサービスを利用しやすい環境を整備
- 4 復職を考え始めている育児中の女性に焦点を当て、「女性復職応援セミナー」を開催し、求人情報の収集方法や、各種保育サービスの情報等の提供など、女性の働きやすい環境づくり、社会参画を促進
- 5 「元気な広場」について、子育て中の親子や高齢者等との交流、育児相談等を通じ、子育てへの不安解消などを図るため、引き続き利用者の目線に立った運営を実施

- 6 地域の子育て支援として、「出張子育てひろば」を引き続き展開し、会員相互により子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業をあわせて実施。子育て支援の充実を図り、「病児・病後児保育事業」を継続
- 7 生涯現役でいられる健康づくりを目標に、予防対策を推進し、生活習慣病の早期発見、治療のために、総合健診や各種がん検診を実施
- 8 胃がん発症リスクの早期発見を目的に、平成26年度、試験的に導入したピロリ菌検査などのABC検診を継続
- 9 65歳以上の定期接種対象外となる、高齢者向けの肺炎球菌の任意予防接種事業についても、引き続き館山市単独事業として実施。わかりやすい広報に努め、すべての予防接種の接種率向上を促進
- 10 市民の健康寿命を延ばすために、市民・医療・福祉及び行政関係者が市域を越えて連携し、「コミュニティ医療」を積極的に推進
- 11 「館山市看護師等修学資金貸付制度」を引き続き実施し、全国的に不足が深刻化している看護師の確保に努める
- 12 高齢者の保健・福祉の充実を図るため、「健康」・「長寿」をキーワードとし、平成27年度を初年度とする、「第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、総合的な高齢者福祉施策に取り組む
- 13 高齢者が、心も体も健やかで、はつらつと自立した生活が継続できるよう、引き続き「老人クラブ」や「館山市シルバー人材センター」への支援を実施
- 14 館山市・警察署・民間事業所や、各地区の「地域の力」を活かした「館山市高齢者見守りネット」の充実を図り、地域のさりげない見守りや支え合いの仕組みづくりを促進
- 15 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指す
- 16 障害者施策の一体的な推進を図るために、平成27年度から開始する「第4次障害者基本計画」、「第4次障害福祉計画」に基づき、障害のある方々の社会参加の促進や、障害者福祉サービスの充実に努める
- 17 心身障害者に対する医療費支給について、県の制度改正に伴い、重度障害者の現物給付化を行う。中軽度障害者に対しても、自己負担額の見直しを行い、支援を推進
- 18 生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な相談・就労支援等を行い、自立を支援
- 19 消費税率の引き上げを踏まえ、低所得者・子育て世帯への影響を緩和するため、臨時給付金の支給を実施
- 20 障害者、高齢者、子ども、妊婦等、すべての来庁者の安全性や利便性の向上を図るため、市役所本館にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進
- 21 小中学校の校舎及び体育館は、大規模災害時に、住宅が倒壊した市民の一時的な避難場所や救援物資の配布場所、防災関係機関の活動拠点などとしても重要な役割を果たすことから、「館山小学校東棟及び西棟」、「神戸小学校体育館」、「九重小学校校舎・園舎及び体育館」の耐震改修工事を行い、安全で安心な学校施設の整備及び学習環境の向上を推進
- 22 災害対策本部となる市役所4号館に、千葉県再生可能エネルギー等導入推進基金を活用した太陽光発電装置及び蓄電設備を設置
- 23 防災行政無線屋外拡声子局の未整備地域への新設及び、老朽化したアナログ式屋外拡声子局のデジタル化改修とともに、新たに移動系無線を全てデジタル化し、情報連絡体制と救援体制の確保を促進

- 24 地域防災の要となる消防団の活動が、円滑に行えるように各種機材を充実するとともに、詰所、防火水槽の整備を進め、消防力の充実、強化を図るほか、防災機材の購入や非常食の備蓄などに助成をし、自主防災組織の充実を促進
- 25 避難路として位置付けられている、湊地区の法定外道路について、舗装補修工事を行い、避難行動経路の確保を促進
- 26 平成26年度に実施した1級市道についての点検結果に基づき、市道の道路照明、道路標識、カーブミラー等の修繕を行うとともに、2級及びその他市道について、調査及び点検を行い、交通事故の防止に努める
- 27 犯罪等の未然防止を目的に、館山駅前、北条中央公園及び中村公園周辺に防犯カメラを設置
- 28 老朽化した空き家の実態について共通認識を図るため、安房郡市消防本部、館山警察署、千葉県安房土木事務所、館山市消防団、町内会連合協議会等、関係機関による「老朽危険空き家等対策会議」を設置し、船形地区をモデル地区として実態調査を進め、対策を検討
- 29 津波からの避難路としての役割を担うとともに、通学環境の改善を図る「船形バイパス整備事業」は、用地買収など順調に事業が進展している。「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を念頭に置き、国道127号の4車線化工事とあわせて、道路ネットワークの構築を促進
- 30 「船形バイパス」の整備にあわせ、浸水被害が発生しているエリアの解消のため「宇田排水路」の整備にかかる詳細設計を実施
- 31 市民の皆様から要望の高い、日常生活に密接にかかわる道路整備や、汚泥の堆積により周辺環境が悪化している排水路の清掃を進め、住みよい生活環境の確保を計画的に推進
- 32 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、鎌田橋外49カ所の長さが15メートル未満の橋梁の定期点検を実施するとともに、館山大橋・川名橋の補修工事を行い、適切な維持管理を推進
- 33 増加する利用者への対応や、安全性・快適性を確保するため、沖ノ島バイオトイレの施設を改善するほか、北条中央公園トイレのバリアフリー化工事を行い、都市公園の適切な維持管理を推進
- 34 市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、河川・地下水等の環境汚染物質の調査・測定を行い、監視に努める
- 35 住宅用太陽光発電システム設置者や、燃料電池などの住宅用省エネルギー設備設置者に助成を実施
- 36 し尿汲み取り業務を適切かつ安定的に継続させるため、館山市環境保全協同組合に必要な支援を実施
- 37 平成26年5月に建設予定地が決定された、安房郡市広域市町村圏事務組合が進める「ごみ処理広域化推進事業」について、ごみ処理の効率化を目指し、引き続き安房地域の3市1町が連携して、事業の進捗が図られるよう努める
- 38 小中一貫教育の推進及び学力向上を目的に、中学校区に「学力向上推進コーディネーター」を配置し、学力向上委員会等で指導・助言を行い、児童生徒の学力向上、小中一貫教育の推進を促進
- 39 小中学校において、特別なサポートが必要な児童生徒に対する学習支援を行うため、支援員を増員し、子どもが持てる能力を最大限発揮できるよう、環境づくりを推進
- 40 学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状況を把握し、より充実した学校生活を送れるように、児童生徒を対象とした心理テストを実施するほか、小中学生のいじめに関する電話や訪問相談に対応するため、引き続き「相談室」を設置し、「アドバイザー」が早期解決に努める



- 41 昭和45年に建築され、老朽化が著しく、耐震性能が低い北条幼稚園の園舎について、新たに隣接する用地への建替えを行い、平成28年9月の開園を目指す
- 42 「房南地区小中一貫校」について、新たに小学校校舎及び体育館を建設するとともに、現在の房南中学校校舎の改修などを実施し、平成29年4月の開校に向けた取組を進める
- 43 建築後45年が経過し、施設の老朽化による建替えが必要な学校給食センターについては、新センター建設を目指し、施設の実施設計を実施
- 44 スポーツキャンプ等での利用促進による地域経済の活性化を促進
- 45 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」は、「スポーツ観光の推進」をさらに加速させるに相応しい絶好の機会であり、この機を捉え、推進本部を立ち上げ、事前キャンプ国内候補地として誘致種目を絞り、日本水泳連盟や日本トライアスロン連合など関連団体との連携強化を深め、積極的な誘致活動を展開
- 46 「館山市体育協会」、総合型地域スポーツクラブ「館山ファミリースポーツクラブ“わかしお”」などの活動を支援し、市民の健康増進・体力向上、青少年の健全育成及び生涯スポーツ・競技スポーツの振興に努める
- 47 戦国大名里見氏の歴史を学ぶ教材として作成した歴史副読本『さとみ物語』を、小中学校の授業において本格的に活用し、次代を担う子どもたちに、地域に対する誇りや愛着心を育む取組を推進するほか、引き続き戦国大名里見氏を理解するための学習機会を提供
- 48 戦後70年にあたり、戦時下における市域の様子を取り上げ、軍都館山とそこに生きた市民の暮らしを紹介する企画展を開催
- 49 平成26年8月に、20回の節目を迎えた「全国大学フラメンコフェスティバル」を、全国の大学生と市民や卒業生の参画を得て、今後も企画・運営することで、全国に例を見ないイベントとして継続し、館山市のさらなるイメージアップを促進
- 50 青木繁「海の幸」に関わる歴史・文化資源のブランド化を目標に、日本を代表する画家の皆様と地元富崎地区が連携し、平成28年春の一般公開を目指した取組を進める館山市指定有形文化財「小谷家住宅」保存修理事業と、千葉県指定有形文化財「那古寺多宝塔」保存修理事業に対して、引き続き助成するほか、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・活用など、館山市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを推進
- 51 地域の歴史と深く関わる伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能など、市内の無形の伝統文化の保存、継承、伝承、情報発信、後継者育成などに取り組む活動への助成を継続
- 52 宮彫師 後藤利兵衛橋義光の功績を顕彰するため、市民有志が平成27年5月5日に開催する「後藤利兵衛橋義光生誕200年記念事業」に助成し、観光振興、まちづくりの基盤となる文化財の活用と情報発信を推進

### 経済活性化によるまちづくり

- 1 館山市観光協会や館山商工会議所など、関係団体と常に情報を共有しながら、「オール館山」で、観光客誘致のための宣伝や受入体制の強化、滞在型観光などの推進
- 2 宿泊を伴う誘客やリピーター確保のため、キャンペーン・プロモーション活動を実施し、館山市の観光PRと知名度向上を図るほか、南房総地域の地方公共団体と連携し、米海軍横須賀基地を対象とした南房総地域へのモニターツアーを実施するなど、訪日外国人観光客の誘致なども視野に入れ、観光振興による地域経済の活性化を推進
- 3 千葉県フィルムコミッションと協力し、館山市が舞台となる映画・ドラマの誘致を促進
- 4 トップセールスによる大型客船や帆船などの寄港誘致を、さらに強力に推し進め、詳細設計費用の一部を負担し、千葉県が実施する「館山夕日棧橋」への小型船舶係留施設の建設を促進

- 5 海辺のエリアを核として、城山公園や館山市の北の玄関口の交流拠点となる船形漁港などの施設と連携させ、人の流れ、経済の流れを創り出すことで、相乗効果による経済の活性化を目指す
- 6 「館山湾花火大会」、秋の風物詩として定着した「南総里見まつり」など、地域特性を活かした「観光イベント」に引き続き助成し、館山湾の魅力のPRと宿泊客の増加につなげるため「ウミホテル観察会」を実施
- 7 市内の中小企業が活性化するため、市内各金融機関に資金を預託し、融資の円滑化を図るほか、館山市中小企業融資等の借入れを行った中小事業者に対して、保証料及び利子の一部を補給
- 8 「企業立地及び雇用の促進に関する条例」に基づき、企業立地と雇用の促進に必要な奨励措置を講じるほか、地域内外の有用な人材を、積極的に確保するなどの取組を実施
- 9 中心市街地商店街の空洞化に伴い、地域活力の減退が進んでいる状況を打開するため、長須賀地区において、引き続き「まちなか再生事業」に取り組み、「地域おこし協力隊事業」として、まちなか再生方策の実現化を図り、『地方創生』に資するよう、活力と魅力ある地域づくりを推進
- 10 経済活性化対策の一環として、市民の住環境の充実と耐震化の推進を図るため、「住宅リフォーム事業」に対して、引き続き助成を実施
- 11 交流人口や移住・定住人口の増加に向けて、移住者を増やすために、NPOなどの民間団体と協働を積極的に推進
- 12 「地産地消」を拡充し、地域ブランド化を図りながら、基幹産業である農水産業と観光業、商工業を有機的に結び付けた「六次産業化」を進めるための取組を推進
- 13 公設地方卸売市場用地跡地を、「食のまちづくり」の拠点施設とするため、基本設計及び実施設計を行うほか、軽トラ市などの地産地消イベントの開催や、地域おこし協力隊制度を活用した「食のまちづくり応援隊」による地域農水産業の活性化を推進
- 14 農村集落の活性化を図るため、「人・農地プラン」の推進と、農業の担い手として位置付けられた若手農業者の確保・育成を図るための支援を実施
- 15 イノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害を抑えるため、鳥獣の捕獲事業及び防護柵の設置について支援を行うなど、農作物の被害防止に努める
- 16 畜産事業者や関連団体が地域で連携し、高収益型の畜産環境の構築を目指す畜産事業に対する支援を実施
- 17 松くい虫による松林被害防止のため、薬剤散布や感染した松の駆除を行い、森林の適切な利用の確保に努める
- 18 市内5漁業協同組合が実施する「あわび」・「さざえ」の保護、繁殖のための稚貝放流事業に助成を行い、「つくり育てる漁業」の推進と水産資源の維持・増大を図る
- 19 市営漁港について、老朽化に伴う補修工事や堆積した土砂の浚渫工事などを行い、安全性の確保に努め、適切な維持管理を図る
- 20 経営基盤の拡充強化を図るため、市内5漁業協同組合の合併に向けた支援の継続

## 財政の安定と健全化

- 1 納税しやすい環境を整えるため、平成27年4月から、市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のクレジットカード収納を実施し、引き続き厳正な滞納処分を行い、市税等の歳入確保に努める
- 2 「ふるさと納税制度」について、寄附しやすい環境を整えるため、平成27年4月よりクレジットカードによる代理納付システムを導入し、新たな利用者及びリピーターの増加に努める。

- また、本制度の趣旨に配慮しながら、魅力あるお礼の品を選定し、活用する
- 3 「人口減少・少子高齢化」が進展する中、財政のマネジメントを強化するため、「地方公会計」の整備を進める
  - 4 市の所有する資産について、統一的基準に基づく評価を行い、固定資産台帳を整備し、平成29年度までに複式簿記による財務書類を導入し、今後の財政運営の指標として活用を図り、より効率的な行政運営に活用する
  - 5 ごみの収集区分について、広域ごみ処理施設の稼働を見据え、引き続き、安房地域の3市1町で協議を進める、資源ごみの分別について、平成27年4月から「白色トレイ」及び「発泡スチロール」の区分を廃止し、「プラスチック製容器包装」として一本化することにより、効率化を図る
  - 6 平成27年8月1日から、国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を一体化し、利便性の向上と業務の効率化を図る
  - 7 「第2次館山市行財政改革方針」を着実に実行していくとともに、平成28年度を初年度とする「次期館山市行財政改革方針」を策定する
  - 8 市民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、引き続き徹底したコスト削減を実施し、「財政の安定と健全化」に努める

### 3 行政事務委託

行政事務連絡の徹底を図り、市行政事務を効率的に運用するため、毎月1日と15日に発行する広報等を各世帯に配布する事務や簡易な調査を町内会等に委託している。

事務を取り扱う町内会等には、次により算出した委託事務費が支払われる。

※ 年額：4,000円＋760円×(4月1日現在の当該町内会等の区域内の世帯数)

## 4 コミュニティ

### 地域コミュニティの推進

社会が発展し、市街地に限らず農村地域でも都市化の進展、経済社会構造の変化や生活様式の変化にともない、連帯意識の希薄化が問題とされる中で、心と心のふれあいやいたわりの心がますます大切になっています。

緑に囲まれ、安全で便利な環境であっても住んでいる人々の交流や心のふれあいがなかったら住みよいまちとは言えません。

人々の交流の場を提供するのがコミュニティで、自分達のまちを自分達の手で住みよくしていこうとする住民同志の共同の活動がコミュニティ活動です。

コミュニティづくりは地域の人達の日常のふれあいから始まり、地域に関心をもち、地域のことを考え、いろいろな地域活動に参加しようとする気運をつくりあげて行くことが必要です。そして日常のふれあいを通して仲間意識が育てられ、地域の連帯意識に支えられてコミュニティづくりが進められていきます。

コミュニティ活動は地域生活をみんなで楽しむスポーツ、文化、レクリエーション活動など住民同志のふれあい・交流の場をつくる活動と地域の生活問題、環境問題などみんなで考え、協力しあって解決するといった活動があります。

これからのコミュニティ活動に期待されることは地域における市民の連帯感に支えられた共同活動です。

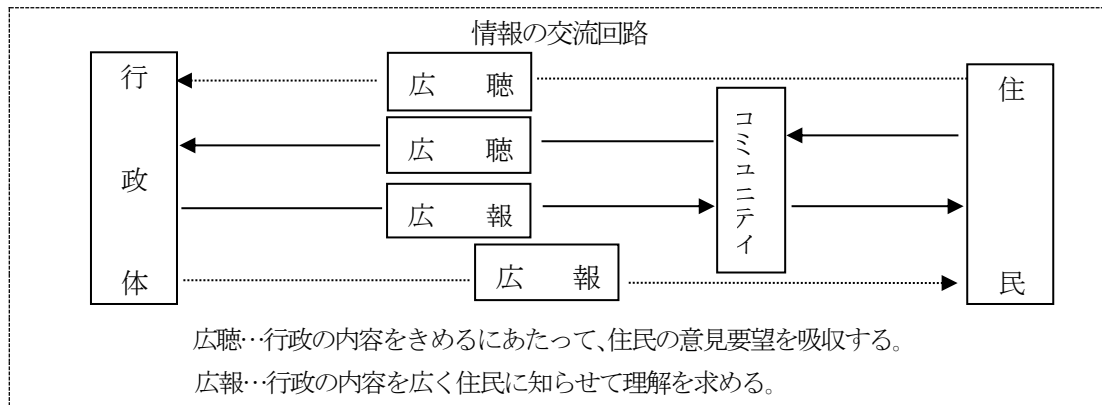
コミュニティ活動を通して地域の人々がふれあい、地域の課題を直に感じるにより、課題解決に向け自立的に取り組むことが期待されています。

## (1) 施策

☆ コミュニティと行政が協働し、特色ある市民参加のまちづくりを目指す。

### ① 情報の交流と市民参加

広報広聴を充実させ、情報の交流を図り、コミュニティとの提携により市民参加のまちづくりを図る。



### ② コミュニティ醸成

コミュニティ意識の啓発及びコミュニティ活動の推進を図る。

## (2) 実施事業

☆ コミュニティ醸成のための事業を実施する。

- ア 館山市コミュニティ事業補助金の交付
- イ 各地区コミュニティ活動の支援
- ウ コミュニティ活動のPR、市ホームページにて活動をPR
- エ 公民館事業によるコミュニティ啓発
- オ コミュニティ印刷機の管理

(館山市コミュニティ事業補助金、自治総合センター助成事業ほか)

### 館山市コミュニティ事業補助金概要

地域社会における市民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、もってコミュニティを醸成するため、地区コミュニティ又は、地域（町内会等）コミュニティが実施する事業に要する経費について補助を行い、コミュニティ活動の振興を図ろうとするもの。

( ) は、補助率及び補助限度額

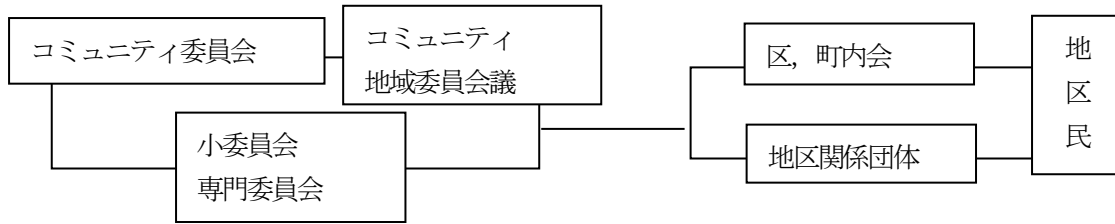
- 1 防災施設整備事業 (施設 1/2 100万円 備品 2/3 20万円)
- 2 コミュニティ集会施設等整備事業  
(新築1/3 300万円 (現在取り扱いなし)、増築1/3 50万円、補修1/3 30万円)
- 3 コミュニティ活動推進事業 (別に定める)
- 4 自治総合センター コミュニティ助成事業(自治総合センター 助成要綱による)

(参考) 地区コミュニティ

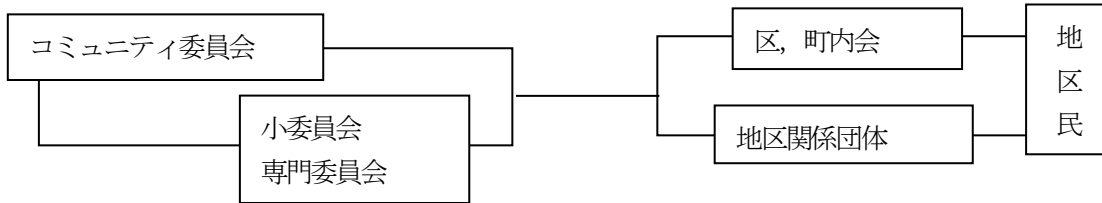
小学校区域等を単位として10のコミュニティ委員会が昭和53年に発足し、それぞれに特色ある活動を行っている。

## 組織図

○ 館山・豊房・館野地区



○ 北条・那古・船形・西岬・神戸・富崎・九重地区



### (3) 館山市コミュニティセンター

所在地 館山市北条740番地の1

施設の構造 鉄筋コンクリート地上3階一部地下1階

施設の面積 延べ床面積 3,646.17㎡  
 中央公民館（1階、3階） 2,179.41㎡  
 北条地区学習等供用施設（2階） 699.14㎡  
 保健センター（2階） 767.62㎡

完成年月 昭和58年10月

利用状況

平成26年度

| 施設名         | 利用件数   | 利用人員    |
|-------------|--------|---------|
| 中央公民館       | 4,915件 | 98,003人 |
| 北条地区学習等供用施設 | 2,304件 | 40,194人 |
| 保健センター      | 548件   | 8,121人  |

## 5 地域防災

地震や風水害による被害を最小限にとどめるには、自分の命は自分で守るという自助、地域で互いに助け合うという共助、行政による防災対策である公助、この3つの連携が重要であると言われています。

本市ではこの考えのもと、行政のハードやソフト面の整備に加え、災害時に市民や地域が行う主体的な防災活動に対して支援し、市民との協働と参画による地域防災力のより一層の向上を目指し、防災対策に取り組んでいます。

### (1) 地域防災の推進

#### ① 館山市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、本市における災害に対処するための基本計画です。「震災編」と「風水害編」、「資料

編」の3編で構成されています。

② 避難場所の指定

市内37か所を屋外の避難場所に指定しています。また、災害が発生した際は、住家の倒壊や焼失などによる被災者を一時的に保護するため、屋内の避難所を開設します。各地区の主要避難所(各小学校を予定)には地区本部を設置し、市職員による情報収集や伝達、避難所開設など被災者支援を行います。

③ 備蓄の状況

災害に備え、市役所4号館及び市内各小学校の12か所に防災用備蓄倉庫を設置しています。平成27年5月末現在の備蓄内容は次のとおりです。

- ・アルファ米16,250食、保存水10,000リットル、仮設トイレ91台
- 毛布7,240枚、ラジオ10台、避難所用量133枚、ほか

④ 災害協定の推進

当市では財政状況が極めて厳しい状況ですが、いつ起こっても不思議ではない大地震等の大災害に備え、計画的に食糧等を備蓄しています。しかしながら、公助による災害対応には限度がありますので、災害時の市民の安全・安心の確保を図るため、民間企業や遠方自治体との災害協定の締結を推進しています。

平成27年5月末現在 協定締結数31件

- 内訳 市町村相互応援6件、医療救護3件、情報収集1件、要援護者支援1件
- 物資供給10件、物資輸送1件、ライフライン・災害復旧3件、遺体搬送1件
- 避難場所1件、被害調査1件、情報提供2件、衛生提供1

## (2) 災害対策

① 合同防災訓練

合同防災訓練は、昭和55年から、市内10地区を巡回して実施しています。毎年9月1日の「防災の日」としていましたが、平成22年度から平日を避け10月頃の日曜日に変更しています。

合同防災訓練では、地震や津波を想定し、住民による避難行動や安否確認、避難誘導などの初動対応訓練のほか、防災関係機関による救出救助やライフライン復旧などの応急対策訓練、初期消火や応急救護などの自主防災訓練や各種体験プログラム、展示コーナーを設置し、市民の防災力向上と防災意識の啓発に取り組んでいます。

② 防災マップ

平成24年10月、市全域版と地域版の2種類からなる防災マップを作成し全戸に配布しました。この防災マップの特徴は、千葉県が平成24年度に公表した元禄地震の再来を想定した津波浸水予測図が掲載され、地盤高の目安となる海拔が5mおきに色分け表示されるなど津波災害に備えた防災情報が網羅されています。

③ 津波対策

ア 津波危険予測地域

関東大震災による津波の波高は、館山平野で1.8m、洲崎で4~7m、相浜で7~9m、また、元禄地震による津波の波高は、館山平野で5~6m、標高4.6mまで侵入したという調査資料があります。

市では、千葉県が元禄地震をシミュレーションした津波浸水予測図と過去の資料を基に、津波による浸水危険区域を内湾海拔5m、外湾海拔10mとして設定しています。

イ 津波避難予定場所・津波一時避難ビル

市内43か所を津波避難予定場所として指定しています。また、津波から緊急的に身を守るために一時的に避難する建物として、市内18か所の建物について津波一時避難ビルの協定を締結しています。(平成27年5月末現在)

#### ウ 地盤高表示板

津波の際の避難が迅速にできるよう市内200か所の東電柱に地盤高表示板を設置しています。平成23年5月から、町内会の集会所や公共施設等の325か所に増設し、津波に対する意識の高揚を図っています。(平成27年5月末現在)

また、平成25年度からは、津波危険区域内の町内会等と協力し、津波避難経路の道路路上に津波避難誘導路面シートを300箇所設置し、住民や観光客等の速やかな避難を促しています。(平成27年5月末現在)

#### ④ 土砂災害・水害対策

市内には、急傾斜地崩壊危険区域が2か所あるほか、土砂災害危険箇所が469か所、土石流危険渓流が19渓流、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が193か所あります。(平成27年5月末現在)

市では、平成20年度から、土砂災害・全国統一防災訓練にあわせ、土砂災害・水防訓練を毎年6月の日曜日に実施するほか、土砂災害危険箇所の点検や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域ごとにハザードマップを作成し、警戒避難体制を強化しています。

### (3) 自主防災組織の育成・強化

大地震や津波が発生すると、個人や家族の力だけでは限界があり、地域の人たちが協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域住民が一緒になって自主的に防災活動に取り組む組織が「自主防災組織」です。

平成27年5月末現在、市内では144の町内会に自主防災組織が結成(結成率93%)され、様々な防災活動に取り組んでいます。

市は、未結成の町内会などへ助言を行うとともに、結成済みの自主防災会へは、訓練実施の支援、防災講座の実施、防災資機材を購入する際の助成などを行い、組織の育成・強化を図っています。

### (4) 情報伝達体制の整備

#### ① 防災行政無線

##### ア 固定系

本市の防災行政無線を活用した情報システムは、地震発生時の津波対策を最重要視しており、沿岸部を中心に屋外拡声子局を設置しています。また、市内全域での情報伝達体制の確立と市民の安全確保のため、内陸部への増設をすすめています。

なお、町内会長宅及び公共施設に戸別受信機を設置し、屋外拡声子局の補完を図っています。

##### イ 移動系

災害時における被災地の情報収集のため、各地区本部に無線担当者を配置し、災害対策本部と交信するための移動系無線設備を配備しています。また、防災関係機関、市出先機関へも配置し、防災情報の収集や発災後の応急活動に活用しています。

通信施設配備状況（平成26年度末）

| 固定系     | 局数  | 移動系  | 局数 |
|---------|-----|------|----|
| 固定局（親局） | 1   | 基地局  | 1  |
| 遠隔操作機   | 1   | 中継局  | 1  |
| 再送信子局   | 2   | 車載5W | 7  |
| 子局      | 132 | 可搬5W | 50 |
| 戸別受信機   | 383 | 携帯1W | 10 |

ウ 運用及び活用

防災行政無線で放送する内容は、放送基準を定め運用しています。

なお、毎夕5時頃に試験放送として音楽を鳴らし、正常に働いているかどうかを確認しています。

放送基準／緊急を要し、市民生活に著しい支障をきたすものであって、かつ、市内全域に影響を及ぼすものであること。

放送内容／災害及び避難情報、大規模火災情報、武力攻撃事態など国民保護情報、警察からの依頼があった行方不明者、その他電波法に定める範囲内で特に必要と認められたもの

エ デジタル化の整備

昭和60年から地震・津波対策として整備を行った既存のアナログ防災行政無線システムが、耐用年数をはるかに経過し、老朽化による不具合が多発していることから、平成18年度からデジタル防災行政無線への更新整備を行っています。

② 緊急情報メール配信サービス

あらかじめメールアドレスを登録した携帯電話やパソコンに、防災、火災、防犯などの緊急情報をメールで配信する「館山市安全・安心メール」を平成18年8月から実施しています。

平成27年5月末日の登録者数 12,543人

③ 緊急情報テレフォンサービス

市では、災害や火災、不審者などの緊急情報を電話から確認できるテレフォンサービス「館山市安全・安心テレフォン」を平成22年9月から実施しています。

電話番号 0470-22-3001

(5) 国民保護

① 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）第35条の規定に基づいて、本市における武力攻撃事態等に関して、平素からの備えや緊急対処、復旧等について、県や地方行政機関等を含めた総合的かつ計画的な対策を定めています。

② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達すると共に、同報系防災行政無線を自動起動させ、



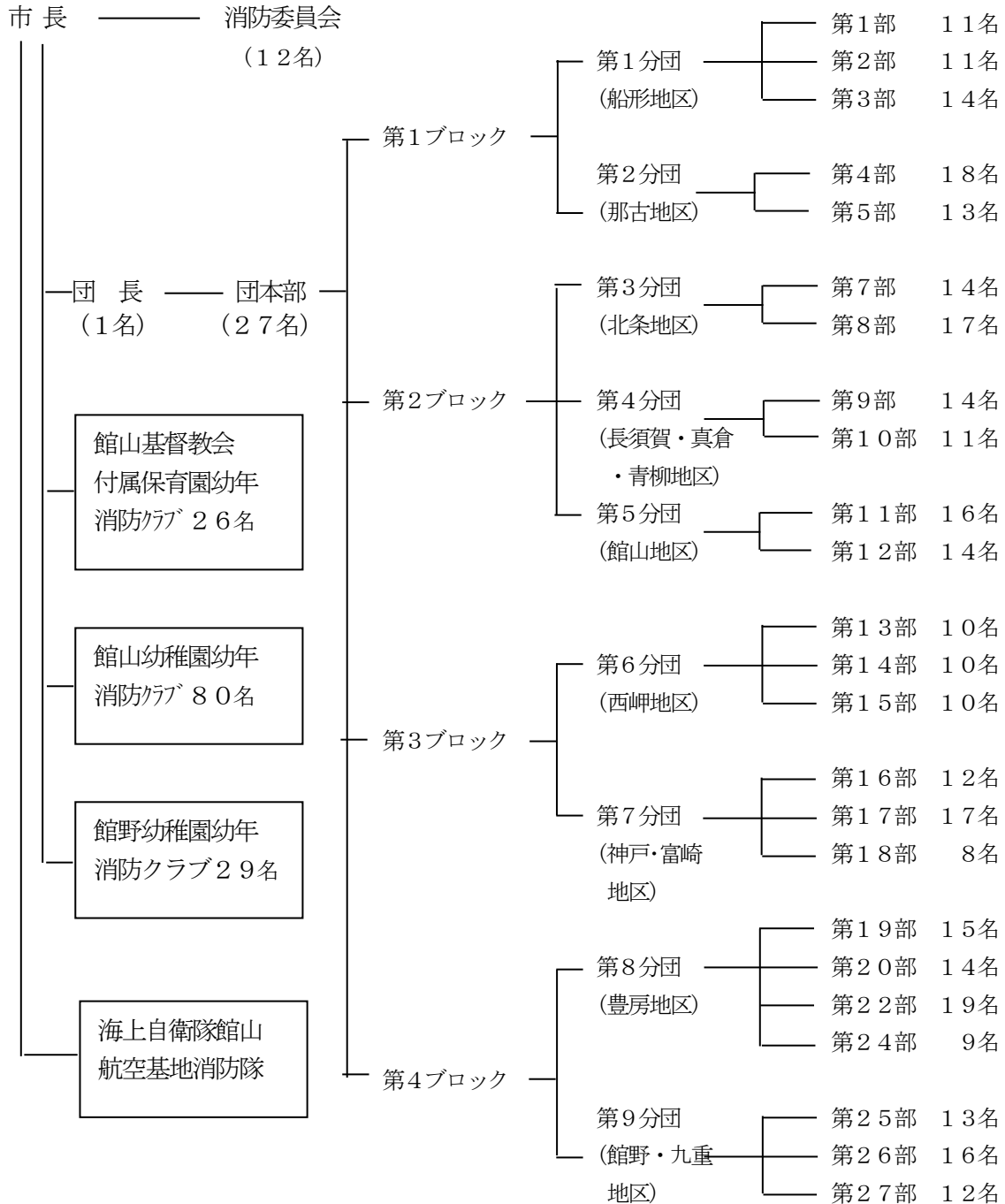
住民へ緊急情報を伝達するシステムです。

市では、平成20年12月から全国瞬時警報システムと防災行政無線を接続し、津波警報などの緊急情報が発表された際には、自動放送により、いち早く伝達する体制を整備しています。

## 6 館山市消防

### (1) 消防機構

H27.4.1 現在



(2) 消防団員報酬及び費用弁償 (平成27年度)

報酬 (年額)

|     |           |     |           |     |          |      |          |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|----------|------|----------|
| 団 長 | 213,000 円 | 副団長 | 147,000 円 | 分団長 | 91,000 円 | 副分団長 | 72,000 円 |
| 部 長 | 54,000 円  | 班 長 | 40,000 円  | 団 員 | 33,000 円 |      |          |

費用弁償 (1人1回、1日又は1夜当たり)

|    |           |     |           |    |           |    |           |
|----|-----------|-----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 火災 | 1,800 円以内 | 風水害 | 1,800 円以内 | 警戒 | 1,800 円以内 | 訓練 | 1,200 円以内 |
| 搜索 | 1,800 円以内 |     |           |    |           |    |           |

(3) 年齢別団員数

H27.4.1 現在

| 年度 | 20歳未満 | 20歳以上<br>30歳未満 | 30歳以上<br>40歳未満 | 40歳以上<br>50歳未満 | 50歳以上<br>60歳未満 | 60歳以上 | 平均<br>年齢 |
|----|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|----------|
| 18 | 0     | 73             | 216            | 71             | 10             | 0     | 35.1     |
| 19 | 0     | 63             | 216            | 70             | 8              | 0     | 35.2     |
| 20 | 0     | 64             | 217            | 75             | 10             | 0     | 35.3     |
| 21 | 1     | 63             | 219            | 82             | 8              | 0     | 35.3     |
| 22 | 1     | 59             | 199            | 97             | 6              | 0     | 35.7     |
| 23 | 0     | 58             | 204            | 90             | 8              | 0     | 35.9     |
| 24 | 0     | 55             | 212            | 81             | 7              | 0     | 36.3     |
| 25 | 0     | 60             | 179            | 109            | 7              | 0     | 36.4     |
| 26 | 0     | 61             | 178            | 108            | 10             | 0     | 36.7     |
| 27 | 1     | 50             | 169            | 116            | 10             | 0     | 37.1     |

(4) 在団年数別団員数

H27.4.1 現在

| 年度 | 5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上 | 合計  |
|----|------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-----|
| 18 | 136  | 119           | 71             | 35             | 5              | 4              | 0     | 370 |
| 19 | 130  | 101           | 84             | 33             | 6              | 3              | 0     | 357 |
| 20 | 130  | 115           | 75             | 33             | 9              | 3              | 1     | 366 |
| 21 | 145  | 99            | 89             | 26             | 10             | 3              | 1     | 373 |
| 22 | 126  | 107           | 79             | 38             | 7              | 4              | 1     | 362 |
| 23 | 129  | 98            | 82             | 35             | 11             | 3              | 2     | 360 |
| 24 | 129  | 94            | 68             | 47             | 11             | 3              | 3     | 355 |
| 25 | 128  | 92            | 80             | 34             | 16             | 4              | 1     | 355 |
| 26 | 119  | 97            | 74             | 47             | 14             | 6              | 0     | 357 |
| 27 | 116  | 83            | 82             | 45             | 16             | 4              | 0     | 346 |

(5) 地区別消防水利

H27.4.1 現在

|      | 館山  | 北条  | 那古  | 船形 | 西岬  | 神戸  | 富崎 | 豊房  | 館野 | 九重 | 計     |
|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|----|----|-------|
| 消火栓  | 191 | 210 | 79  | 28 | 104 | 90  | 24 | 107 | 67 | 47 | 947   |
| 防火水槽 | 65  | 94  | 34  | 28 | 26  | 27  | 8  | 36  | 26 | 19 | 363   |
| プール  | 2   | 7   | 2   | 1  | 3   | 3   | 1  | 2   | 1  | 1  | 23    |
| 計    | 258 | 311 | 115 | 57 | 133 | 120 | 33 | 145 | 94 | 67 | 1,333 |

## 第 4 編

### 総 務



アロエの花と海

#### ——内 容——

- 1 特別職職員の報酬
- 2 館山市機構図
- 3 職 員
- 4 市庁舎の概要
- 5 行財政改革の推進
- 6 情報公開・個人情報保護
- 7 行政の情報化
- 8 選 挙

# 1 特別職職員の報酬

<平成27.4.1現在>

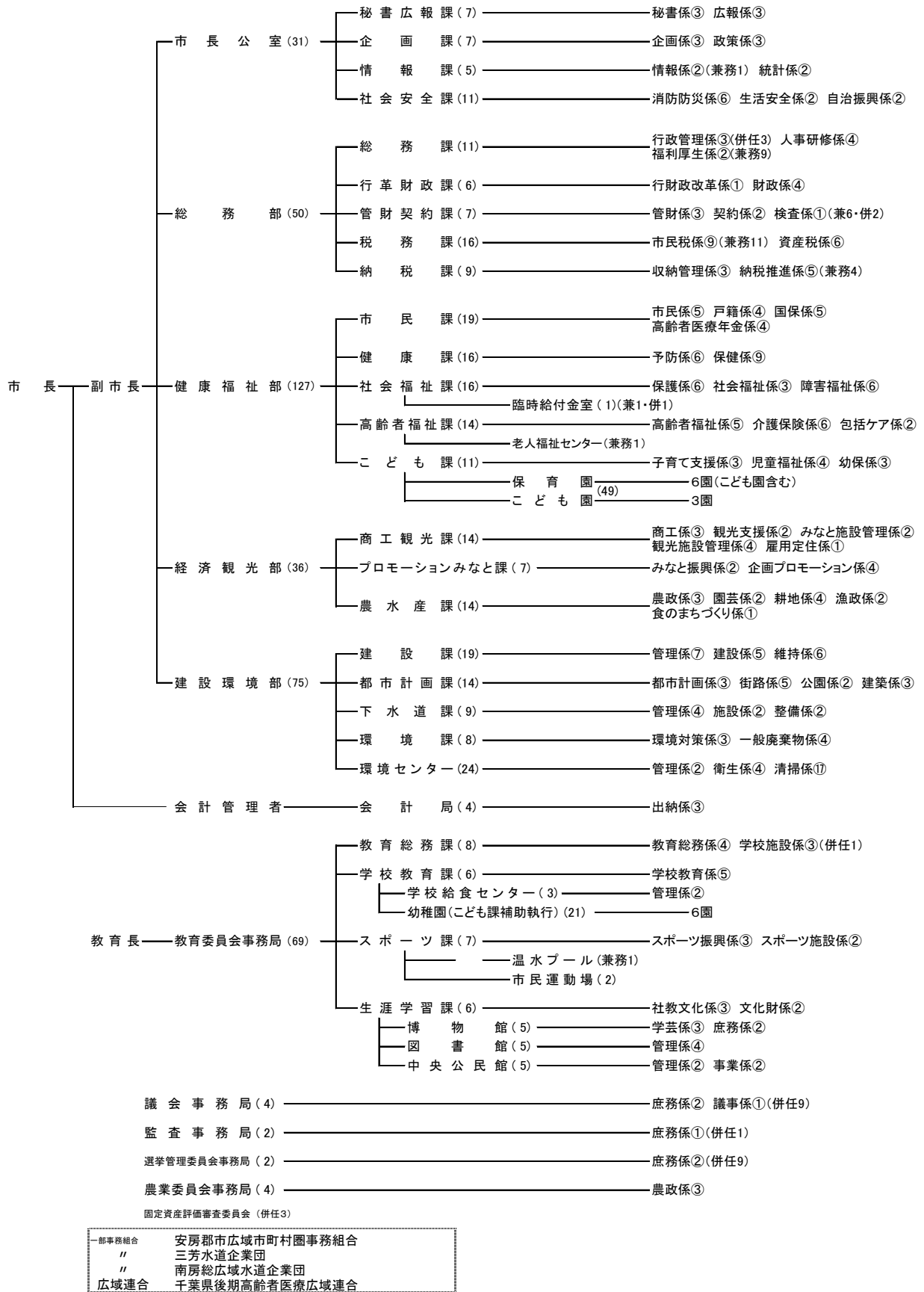
| 職 名           | 区分        | 報 酬 額              |
|---------------|-----------|--------------------|
| 市 長           | 月額        | 818,000円           |
| 副 市 長         | 〃         | 695,000円           |
| 教 育 長         | 〃         | 643,000円           |
| 監 査 委 員       | 識見を有するもの  | 53,000円            |
|               | 議 会 選 出 者 | 36,000円            |
| 選挙管理委員会 委 員 長 | 〃         | 29,000円            |
|               | 委 員       | 25,000円            |
| 教育委員会 委 員 長   | 〃         | 41,000円            |
|               | 委 員       | 33,000円            |
|               | 会 長       | 41,000円            |
| 農業委員会 会 長 代 理 | 〃         | 37,000円            |
|               | 委 員       | 33,000円            |
| 福祉事務所 嘱 託 医   | 〃         | 44,000円            |
| 社会教育 指 導 員    | 〃         | 85,000円            |
| 家庭教育 指 導 員    | 〃         | 85,000円            |
| 産 業 医         | 〃         | 22,000円            |
| 嘱 託 医         | 〃         | 427,000円以内で市長が定める額 |
| 参 与           | 〃         | 165,000円以内で市長が定める額 |
| 外国語 指 導 助 手   | 〃         | 361,000円以内で市長が定める額 |
| 国 際 交 流 員     | 〃         | 361,000円以内で市長が定める額 |

上記以外で、各種審議会委員等に対しては月額報酬を、地区公民館長・学校医等に対しては年額報酬を支払うこととしています。

## 2 館山市機構図

一般職職員数(404人)

(平成27年4月1日)



### 3 職 員

#### (1) 職員数

<平成27. 4. 1現在>

| 区 分         | 定 数  | 現 員  |
|-------------|------|------|
| 市長事務部局      | 355人 | 323人 |
| 議会事務部局      | 5人   | 4人   |
| 教育委員会事務部局   | 80人  | 69人  |
| 選挙管理委員会事務部局 | 2人   | 3人   |
| 農業委員会事務部局   | 5人   | 4人   |
| 監査委員事務部局    | 3人   | 2人   |
| 計           | 450人 | 405人 |

※市長，副市長，教育長，非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

#### (2) 等級別職員給料

<平成27. 4. 1現在>

| 区分<br>等級 | 人員<br>(人) | 給 料 月 額 (円) |         |         | 平均年齢<br>(歳) | 平均勤続年数<br>(年) |
|----------|-----------|-------------|---------|---------|-------------|---------------|
|          |           | 最 高         | 最 低     | 平 均     |             |               |
| 1 級      | 26        | 226,600     | 148,200 | 190,538 | 25.65       | 0.90          |
| 2 級      | 91        | 267,800     | 196,700 | 229,030 | 29.87       | 5.04          |
| 3 級      | 108       | 354,200     | 252,900 | 303,806 | 39.93       | 16.94         |
| 4 級      | 56        | 390,800     | 331,100 | 362,364 | 47.25       | 25.56         |
| 5 級      | 44        | 408,660     | 368,000 | 384,587 | 48.16       | 25.05         |
| 6 級      | 37        | 422,600     | 398,300 | 409,638 | 52.22       | 30.05         |
| 7 級      | 36        | 444,600     | 417,443 | 437,949 | 53.97       | 28.50         |
| 8 級      | 7         | 465,117     | 460,684 | 462,753 | 57.71       | 35.57         |
| 合 計      | 405       | 465,117     | 148,200 | 320,946 | 41.34       | 17.86         |

※平成30年3月31日までの間，55歳以上で7級以上の職にある者は本来の給料月額から1.5%を削減している。(上記表中の額は削減後の額)

#### (3) ラスパイレス指数

| 年  | 19    | 20    | 21    | 22   | 23   | 24    | 25    | 26   |
|----|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|
| 指数 | 101.3 | 101.7 | 101.9 | 97.9 | 97.3 | 105.1 | 108.1 | 99.4 |

※平成24年度，平成25年度は，国家公務員が平均7.8%の給与削減を行っている。

#### (4) 初任給

<平成27. 4. 1現在>

|        | 大学卒                     | 短大卒             | 高校卒     |
|--------|-------------------------|-----------------|---------|
| 行政職試験  | 182,800                 | 162,600         | 148,200 |
| その他専門職 | 182,800～196,700         | 162,600～189,700 |         |
| 技能労務職  | 143,800～205,900 (年齢による) |                 |         |

#### (5) 地域手当 制度なし

**(6) 期末・勤勉手当**

＜平成27.4.1現在＞

|     | 期 末 手 当    | 勤 勉 手 当  | 合 計        |
|-----|------------|----------|------------|
| 6月  | 100分の122.5 | 100分の75  | 100分の197.5 |
| 12月 | 100分の137.5 | 100分の75  | 100分の212.5 |
| 計   | 100分の260   | 100分の150 | 100分の410   |

◎ 役職加算 有 5%～20%

※平成30年3月31日までの間、55歳以上で7級以上の職にある者の期末・勤勉手当は上記の率で算出した額から1.5%削減している。

**(7) 管理職手当**

＜平成27.4.1現在＞

| 職 名   | 支給額     |
|---|---------|
| 行政職給料表8級の職のうち、市長公室長の職                             | 67,100円 |
| 行政職給料表8級の職<br>(市長公室長及び参事の職を除く。)                   | 57,500円 |
| 行政職給料表8級の職のうち、参事の職                                | 52,700円 |
| 行政職給料表7級の職のうち、参事の職                                | 49,900円 |
| 行政職給料表7級の職<br>(参事、副参事、主任指導主事及び指導主事の職を除く。)         | 45,400円 |
| 行政職給料表6級の職のうち、こども園長、学校給食センター長、博物館長、中央公民館長及び図書館長の職 | 42,600円 |

※当分の間、55歳以上で7級以上の職にある者の管理職手当は上記の額の98.5%を支給している。

**(8) 特殊勤務手当**

＜平成27.4.1現在＞

| 種 類                        | 支 給 を 受 け る 者 の 範 囲                           | 支給<br>基準 | 金額<br>(円) |
|----------------------------|---|----------|-----------|
| 1 行 旅 死 亡 人 等<br>取 扱 手 当   | 行旅死亡人等取扱作業に従事した職員                             | 1件       | 1,000     |
| 2 消 毒 作 業 等<br>従 事 手 当     | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等処理<br>作業に従事した職員            | 1日       | 1,000     |
| 3 危 険 箇 所 作 業<br>従 事 手 当   | 貯留槽、焼却炉等酸素欠乏場所及び狭隘場所等<br>環境が劣悪な場所の清掃作業に従事した職員 | 1日       | 1,000     |
| 4 災 害 復 旧 作 業 等<br>従 事 手 当 | 火災、風水害等非常災害に構築物の破壊又は復<br>旧作業に従事した職員           | 1日       | 1,000     |

**(9) 宿日直手当**

勤務1回につき5,700円（勤務時間が5時間未満の場合は2,850円）



(10) 普通旅費

|                   |                  |        |
|-------------------|------------------|--------|
| 鉄道賃，船賃，航空賃，車賃     | 宿泊料              | 旅行雑費   |
| 路程に応じた旅客運賃，実費額を支給 | 1夜につき<br>10,900円 | 実費額を支給 |

## 4 市庁舎の概要

(1) 位置 館山市北条1145番地の1ほか

(2) 敷地面積 13,989.77 m<sup>2</sup>

(3) 建物概要

|                |       | 本館                     | 議会棟                   | 2号館                   |
|----------------|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
|                |       | 鉄筋コンクリート造              | 鉄筋コンクリート造             | 鉄筋コンクリート造             |
| 床面積            | 地階    | 441.21 m <sup>2</sup>  | 0 m <sup>2</sup>      | 0 m <sup>2</sup>      |
|                | 1階    | 912.84 m <sup>2</sup>  | 231.42 m <sup>2</sup> | 211.81 m <sup>2</sup> |
|                | 2階    | 924.28 m <sup>2</sup>  | 260.76 m <sup>2</sup> | 285.16 m <sup>2</sup> |
|                | 3階    | 894.63 m <sup>2</sup>  | 0 m <sup>2</sup>      | 259.32 m <sup>2</sup> |
|                | 塔屋    | 46.20 m <sup>2</sup>   | 0 m <sup>2</sup>      | m <sup>2</sup>        |
|                | 合計    | 3219.16 m <sup>2</sup> | 492.18 m <sup>2</sup> | 756.29 m <sup>2</sup> |
| 竣工年月日          |       | 昭和35年4月7日              | 昭和35年4月7日             | 昭和46年6月30日            |
| 工費             |       | 106,500 千円             | 本館に含む                 | 61,710 千円             |
| 財源<br>内訳       | 一般財源  | 36,315 千円              |                       | 61,710 千円             |
|                | 市債    | 40,000 千円              |                       |                       |
|                | 寄付金   | 185 千円                 |                       |                       |
|                | 積立金繰入 | 30,000 千円              |                       |                       |
| 設計             |       | (株)石本建築事務所             | (株)石本建築事務所            | (株)木原設計事務所            |
| 施工             |       | (株)戸田組                 | (株)戸田組                | 渡辺建設                  |
| 耐震<br>改修<br>工事 | 設計    | (株)石本建築事務所             | (株)サン建築総合事務所          | (株)サン建築総合事務所          |
|                | 施工    | 白幡興業株式会社               | 白幡興業株式会社              | 白幡興業株式会社              |
|                | 実施年度  | 平成23,24年度              | 平成20,21年度             | 平成20,21年度             |

|        |       | 3号館                   | 4号館                   |
|--------|-------|-----------------------|-----------------------|
|        |       | 軽量鉄骨造                 | 鉄筋コンクリート造             |
| 床面積    | 地階    | 0 m <sup>2</sup>      | 0 m <sup>2</sup>      |
|        | 1階    | 303.88 m <sup>2</sup> | 569.90 m <sup>2</sup> |
|        | 2階    | 303.03 m <sup>2</sup> | 427.24 m <sup>2</sup> |
|        | 3階    | 0 m <sup>2</sup>      | 0 m <sup>2</sup>      |
|        | 塔屋    | 0 m <sup>2</sup>      | 0 m <sup>2</sup>      |
|        | 合計    | 606.91 m <sup>2</sup> | 997.14 m <sup>2</sup> |
| 竣工年月日  |       | 平成6年9月30日             | 昭和43年4月25日            |
| 工費     |       | 79,752 千円             | 千円                    |
| 財源内訳   | 一般財源  | 79,752 千円             | 千円                    |
|        | 市債    |                       | 千円                    |
|        | 寄付金   |                       |                       |
|        | 積立金繰入 |                       |                       |
| 設計     |       | (有)鈴尚フリーダム設計          | (株)石本建築事務所            |
| 施工     |       | (株)計工務店               | 安藤建設(株)               |
| 耐震改修工事 | 設計    | /                     | /                     |
|        | 施工    |                       |                       |
|        | 実施年度  |                       |                       |

## 5 行財政改革の推進

市では、これまで、より効果的で効率的な行政を目指し、継続的に行財政改革に取り組んできた。しかし、平成16年度の「三位一体の改革」以降、厳しい財政運営が続き、財政収支の不均衡の解消が大きな行政課題となったため、平成17年度に「行財政改革プラン」、平成20年度にそのプランを補足する「行財政改革方針」を策定し、職員数の削減を主とした「人件費の縮減」、「各種使用料・手数料の見直し」、「指定管理者制度の導入」、「未利用市有地の売却」、「幼保一元化の推進」などに取り組んできた。

また、市の事業の必要性や効果などを外部の視点から議論・評価することで、市民本位の行政サービスの再編・統廃合を図るため、事業仕分け（外部評価）を実施し、事務事業の見直しを行ってきた。

現在、平成25年度を初年度とする「第2次行財政改革方針」に基づき、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、引き続き、徹底した歳出削減や歳入確保を目指すとともに、決算における財政収支の均衡を目標に、行財政改革を推進している。

## 6 情報公開・個人情報保護

平成10年3月に館山市情報公開条例を制定し、市民に対する情報公開の総合的な推進を図っている。

平成26年度は、68件の開示請求があった。1件の開示請求で複数の公文書が開示対象となる場合があるため、68件の開示請求による対象公文書は141件あり、開示状況は全部開示55件、部分開示55件、非開示（文書不存在等）31件であった。

実施機関の決定に対して、不服がある場合に行われる異議申立ては、平成26年度は2件であった。

平成16年3月、情報化の進展に対応するため、情報公開条例の改正（平成16年10月1日施行）を行った。また、平成16年6月、市職員が不正に個人情報を取り扱ったときの罰則などを規定した個人情報保護条例を制定（平成17年1月1日施行）し、個人情報の適正な取り扱いに努めている。

平成26年度は、3件の個人情報の開示請求があり、開示状況は、部分開示が3件であった。

## 7 行政の情報化

基幹系システムについては、昭和46年に汎用電子計算機を導入し、職員独自のプログラム開発により住民記録、税等大量定型業務処理等について一元的な管理・運用を行い、適用業務の拡大や事務処理の迅速化を推進してきた。しかしながら、度重なる制度改正への対応等によりシステムの老朽化・複雑化が進んだため、将来に渡る安定したシステム運用を目指し、平成23年1月から民間業者のパッケージシステムによるオープンシステムに移行した。また、同年4月から財務システムについては、サーバーを庁外に設置するクラウドシステムに移行し、事務処理の簡素化及び効率化による住民サービスの向上に努めている。

情報系システムについては、平成15年度には情報の共有化を推進するためパソコンの職員1人1台体制を確立し、事務の効率化に努めている。

また、平成15年度に情報セキュリティポリシーの策定、総合行政ネットワーク（L G W A N）への接続、更に、市の情報化に取り組む際の基本的な考え方や方向性、対応施策からなる館山市情報化推進計画を平成17年度、第2期館山市情報化推進計画を平成22年度に策定など、電子自治体に対応した行政情報化を推進している。

平成24年4月に、ホームページ作成システムを、平成15年度導入の旧システムから、業者の保守運用によるクラウドシステムに移行し、わかりやすく、また災害時の継続的な情報提供が行えるようにした。平成25年7月には、Windows XP のサポート終了に対応するため、パソコンの更新を行い、情報セキュリティの確保を図った。また、平成27年4月からIT資産管理システムを導入し、外部記憶装置等の制限や意図しない悪意のあるソフトの監視等を開始し、セキュリティの向上が図られた。

## 8 選 挙

選挙管理委員会は、公職の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するため都道府県及び市区町村に設置が地方自治法により義務付けられている行政委員会で、一般行政の執行機関である知事や市町村長から、独立した合議制の執行機関となっており、議会において選挙された4人の委員により構成され、この選挙管理委員会の事務を処理するために、事務局が置かれています。

(1) 委員構成（平成27年4月1日現在）

委員4人、補充員4人（任期：平成25年3月27日～平成29年3月26日）

(2) 最近の選挙執行状況

平成27年6月30日現在

| 選挙名   | 執行         | 当日有権者（人） | 投票者数（人） | 投票率（%） |
|-------|------------|----------|---------|--------|
| 衆議院議員 | 17. 9. 11  | 42,494   | 27,007  | 63.55  |
|       | 21. 8. 30  | 42,153   | 27,340  | 64.86  |
|       | 24. 12. 16 | 41,657   | 24,375  | 58.51  |
|       | 26. 12. 16 | 41,015   | 19,980  | 48.71  |
| 参議院議員 | 16. 7. 11  | 42,503   | 21,636  | 50.90  |
|       | 19. 7. 29  | 42,433   | 22,470  | 52.95  |
|       | 22. 7. 11  | 42,092   | 22,660  | 53.83  |
|       | 25. 7. 21  | 41,419   | 19,819  | 47.85  |
| 県知事   | 13. 3. 25  | 42,292   | 15,634  | 36.97  |
|       | 17. 3. 13  | 42,280   | 19,262  | 45.56  |
|       | 21. 3. 29  | 41,720   | 20,461  | 49.04  |
|       | 25. 3. 17  | 41,139   | 15,217  | 36.99  |
| 県議会議員 | 62. 4. 12  | 40,709   | 20,797  | 51.09  |
|       | 11. 4. 11  | 41,907   | 24,985  | 59.62  |
|       | 19. 4. 8   | 41,758   | 23,406  | 56.05  |
|       | 27. 4. 12  | 40,325   | 20,238  | 50.19  |
| 市長    | 14. 11. 24 | 42,357   | 23,587  | 55.69  |
|       | 18. 11. 19 | 42,180   | 25,161  | 59.65  |
|       | 22. 11. 14 | 41,778   | 25,157  | 60.22  |
|       | 26. 11. 16 | 40,702   | 23,080  | 56.70  |
| 市議会議員 | 15. 4. 27  | 42,024   | 28,531  | 67.89  |
|       | 19. 4. 22  | 41,737   | 27,708  | 66.39  |
|       | 23. 4. 24  | 41,434   | 25,928  | 62.58  |
|       | 27. 4. 26  | 40,275   | 23,137  | 57.45  |

(注) 衆議院議員選挙については、小選挙区選出議員選挙の、参議院議員選挙については、千葉県選出議員選挙の投票者数、投票率を掲載。



菜の花



# 1 当初予算

## (1) 当初予算の推移

(単位：千円)

| 区分・年度 |          | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     |
|-------|----------|------------|------------|------------|
| 一般会計  |          | 16,406,000 | 16,328,000 | 16,580,000 |
| 特別会計  | 国民健康保険   | 6,130,539  | 6,488,730  | 7,032,147  |
|       | 後期高齢者医療  | 593,051    | 619,767    | 599,236    |
|       | 介護保険     | 4,280,280  | 4,453,705  | 4,958,163  |
|       | 学童災害共済事業 | 1,840      |            |            |
|       | 下水道事業    | 798,853    | 802,639    | 784,120    |
|       | 小計       | 11,804,563 | 12,364,841 | 13,373,666 |
| 合計    |          | 28,210,563 | 28,692,841 | 29,953,666 |

| 区分・年度 |          | 平成26年度     | 平成27年度     | 対前年度      |
|-------|----------|------------|------------|-----------|
| 一般会計  |          | 17,856,000 | 18,975,000 | 1,119,000 |
| 特別会計  | 国民健康保険   | 7,070,650  | 7,755,417  | 684,767   |
|       | 後期高齢者医療  | 622,784    | 624,103    | 1,319     |
|       | 介護保険     | 5,187,008  | 5,388,248  | 201,240   |
|       | 学童災害共済事業 |            |            |           |
|       | 下水道事業    | 833,387    | 1,039,695  | 206,308   |
|       | 小計       | 13,713,829 | 14,807,463 | 1,093,634 |
| 合計    |          | 31,569,829 | 33,782,463 | 2,212,634 |

(各年度予算説明資料より)

※学童災害共済事業特別会計は平成23年度まで（一般会計予算に編入）

## (2) 一般会計歳入

### ① 款別内訳

(単位：千円)

| 款    |                   | 平成27年度     | 構成比    | 平成26年度     | 構成比    |
|------|-------------------|------------|--------|------------|--------|
| 1    | 市 税               | 5,670,654  | 29.9%  | 5,805,459  | 32.5%  |
| 2    | 地方譲与税             | 124,000    | 0.7%   | 127,000    | 0.7%   |
| 3    | 利子割交付金            | 9,000      | 0.0%   | 9,000      | 0.1%   |
| 4    | 配当割交付金            | 16,735     | 0.1%   | 14,000     | 0.1%   |
| 5    | 株式等譲渡所得割交付金       | 5,082      | 0.0%   | 3,000      | 0.0%   |
| 6    | 地方消費税交付金          | 814,000    | 4.3%   | 590,000    | 3.3%   |
| 7    | ゴルフ場利用税交付金        | 33,000     | 0.2%   | 37,000     | 0.2%   |
| 8    | 自動車取得税交付金         | 19,000     | 0.1%   | 18,000     | 0.1%   |
| 10   | 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 55,000     | 0.3%   | 55,000     | 0.3%   |
| 11   | 地方特例交付金           | 16,857     | 0.1%   | 17,000     | 0.1%   |
| 12   | 地方交付税             | 3,550,000  | 18.7%  | 3,550,000  | 19.9%  |
| 13   | 交通安全対策特別交付金       | 6,876      | 0.0%   | 7,559      | 0.0%   |
| 14   | 分担金及び負担金          | 121,948    | 0.6%   | 204,598    | 1.1%   |
| 15   | 使用料及び手数料          | 619,322    | 3.3%   | 475,708    | 2.7%   |
| 16   | 国庫支出金             | 2,584,175  | 13.6%  | 2,523,159  | 14.1%  |
| 17   | 県支出金              | 1,067,418  | 5.6%   | 978,831    | 5.5%   |
| 18   | 財産収入              | 22,602     | 0.1%   | 24,510     | 0.1%   |
| 19   | 寄附金               | 1          | 0.0%   | 1          | 0.0%   |
| 20   | 繰入金               | 958,072    | 5.0%   | 763,993    | 4.3%   |
| 21   | 繰越金               | 300,000    | 1.6%   | 300,000    | 1.7%   |
| 22   | 諸収入               | 564,558    | 3.0%   | 542,882    | 3.0%   |
| 23   | 市債                | 2,416,700  | 12.7%  | 1,809,300  | 10.1%  |
| 歳入合計 |                   | 18,975,000 | 100.0% | 17,856,000 | 100.0% |

(各年度予算説明資料より)



## ② 自主・依存財源別内訳

(単位：千円)

| 種 別               | 平成27年度     | 構成比    | 平成26年度     | 構成比    |
|-------------------|------------|--------|------------|--------|
| 自主財源              | 8,208,111  | 43.3%  | 8,072,101  | 45.2%  |
| 市税                | 5,670,654  | 29.9%  | 5,805,459  | 32.5%  |
| 分担金及び負担金          | 121,948    | 0.6%   | 204,598    | 1.1%   |
| 使用料及び手数料          | 619,322    | 3.3%   | 475,708    | 2.7%   |
| 財産収入              | 22,602     | 0.1%   | 24,510     | 0.1%   |
| 寄附金               | 1          | 0.0%   | 1          | 0.0%   |
| 繰入金               | 958,072    | 5.0%   | 763,993    | 4.3%   |
| 繰越金               | 300,000    | 1.6%   | 300,000    | 1.7%   |
| 諸収入               | 515,512    | 2.7%   | 497,832    | 2.8%   |
| 依存財源              | 10,766,889 | 56.7%  | 9,783,899  | 54.8%  |
| 地方譲与税             | 124,000    | 0.7%   | 127,000    | 0.7%   |
| 利子割交付金            | 9,000      | 0.0%   | 9,000      | 0.1%   |
| 配当割交付金            | 16,735     | 0.1%   | 14,000     | 0.1%   |
| 株式等譲渡所得割交付金       | 5,082      | 0.0%   | 3,000      | 0.0%   |
| 地方消費税交付金          | 814,000    | 4.3%   | 590,000    | 3.3%   |
| ゴルフ場利用税交付金        | 33,000     | 0.2%   | 37,000     | 0.2%   |
| 自動車取得税交付金         | 19,000     | 0.1%   | 18,000     | 0.1%   |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 55,000     | 0.3%   | 55,000     | 0.3%   |
| 地方特例交付金           | 16,857     | 0.1%   | 17,000     | 0.1%   |
| 地方交付税             | 3,550,000  | 18.7%  | 3,550,000  | 19.9%  |
| 交通安全対策特別交付金       | 6,876      | 0.0%   | 7,559      | 0.0%   |
| 国庫支出金             | 2,584,175  | 13.6%  | 2,523,159  | 14.1%  |
| 県支出金              | 1,067,418  | 5.6%   | 978,831    | 5.5%   |
| 諸収入(受託事業収入)       | 49,046     | 0.3%   | 45,050     | 0.3%   |
| 市債                | 2,416,700  | 12.7%  | 1,809,300  | 10.1%  |
| 歳入合計              | 18,975,000 | 100.0% | 17,856,000 | 100.0% |

(各年度予算説明資料より)

③平成27年度当初予算市税積算表（現年課税分）

| 区 分   |                              | 課税標準等        | 税率  | 調定見込額<br>(千円)    | 徴収率<br>(%) | 予算額<br>(千円) |           |
|-------|------------------------------|--------------|---|------------------|------------|-------------|-----------|
| 市民税   | 個人                           | 均 等 割        | 23,438人   | 3,500円           | 82,033     | 96.5        | 1,889,398 |
|       |                              | 所 得 割        |   | 6.0%             | 1,875,893  |             |           |
|       | 法人                           | 均 等 割        | 1,464法人   | 50千円～<br>3,000千円 | 151,426    | 98.8        | 349,835   |
|       |                              | 法 人 税 割      | 12.3%, 14.7%(H26. 9.31まで)<br>9.7%, 12.7%(H26.10. 1以後) |                  | 202,659    |             |           |
|       | 計                            |              |   |                  | 2,312,011  |             | 2,239,233 |
| 固定資産税 | 土 地                          | 59,253,694千円 | 1.4%  | 824,408          | 96.5       | 2,265,764   |           |
|       | 家 屋                          | 90,699,585千円 |   | 1,215,700        |            |             |           |
|       | 償 却 資 産                      | 22,159,762千円 |   | 307,835          |            |             |           |
|       | 国 有 資 産 等 所 在<br>市 町 村 交 付 金 | 814,572千円    |   | 11,403           | 100.0      | 11,403      |           |
|       | 計                            |              | 172,927,613千円   |                  | 2,359,346  |             | 2,277,167 |
| 軽自動車税 | 50 c c 以 下                   | 3,127台       | 1,000円  | 3,127            | 96.5       | 111,190     |           |
|       | 50cc 超 90cc 以 下              | 295台         | 1,200円  | 354              |            |             |           |
|       | 90 c c 超                     | 297台         | 1,600円  | 475              |            |             |           |
|       | ミ ニ カ ー                      | 153台         | 2,500円  | 382              |            |             |           |
|       | 農 耕 用                        | 812台         | 1,600円  | 1,299            |            |             |           |
|       | 軽 2 輪                        | 528台         | 2,400円  | 1,267            |            |             |           |
|       | 軽 3 輪                        | 2台           | 3,100円  | 6                |            |             |           |
|       | 4 輪 乗 用 自 家 用                | 11,488台      | 7,200円  | 82,714           |            |             |           |
|       | 4 輪 乗 用 営 業 用                | 1台           | 5,500円  | 6                |            |             |           |
|       | 4 輪 貨 物 自 家 用                | 5,800台       | 4,000円  | 23,200           |            |             |           |
|       | 4 輪 貨 物 営 業 用                | 76台          | 3,000円  | 228              |            |             |           |
|       | 2 輪 小 型                      | 466台         | 4,000円  | 1,864            |            |             |           |
|       | 小 型 特 殊                      | 64台          | 4,700円  | 301              |            |             |           |
|       | 計                            |              | 23,109台   |                  |            |             | 115,223   |
| 市たばこ税 | 旧3級品以外                       | 86,446千本     | 5,262円<br>(千本当り)                                      | 467,810          | 100.0      | 467,810     |           |
|       | 旧3級品                         | 5,183千本      | 2,495円<br>(千本当り)                                      |                  |            |             |           |
| 入湯税   | 宿泊を伴うもの                      | 143,389人     | 150円  | 23,975           | 100.0      | 23,975      |           |
|       | 宿泊を伴わないもの                    | 49,334人      | 50円   |                  |            |             |           |
| 都市計画税 | 土 地                          | 76,974,867千円 | 0.3%  | 228,042          | 96.5       | 471,449     |           |
|       | 家 屋                          | 90,699,585千円 |   | 260,507          |            |             |           |
| 総 計   |                              |              |   | 5,766,914        |            | 5,590,824   |           |

④市民の市税負担額表（現年課税分）

| 税目               | 区分 | 平成27年度<br>当初予算額(千円) | 1人当たり<br>負担額(円) | 1世帯当たり<br>負担額(円) |
|------------------|----|---------------------|-----------------|------------------|
| 市民税（個人）          |    | 1,889,398           | 38,758          | 83,263           |
| 固定資産税<br>（交付金除く） |    | 2,265,764           | 46,478          | 99,849           |
| 軽自動車税            |    | 111,190             | 2,281           | 4,900            |
| 市たばこ税            |    | 467,810             | 9,596           | 20,616           |
| 入湯税              |    | 23,975              | 492             | 1,057            |
| 都市計画税            |    | 471,449             | 9,671           | 20,776           |
| 合計               |    | 5,229,586           | 107,276         | 230,461          |

※平成27年1月1日現在（住民基本台帳）

人口：48,749人

世帯：22,692世帯

（3）一般会計歳出

① 款別内訳

（単位：千円）

| 款        | 平成27年度     | 構成比    | 平成26年度     | 構成比    |
|----------|------------|--------|------------|--------|
| 1 議会費    | 197,995    | 1.0%   | 188,321    | 1.1%   |
| 2 総務費    | 2,082,450  | 11.0%  | 1,884,191  | 10.6%  |
| 3 民生費    | 6,775,794  | 35.7%  | 6,571,547  | 36.8%  |
| 4 衛生費    | 2,118,453  | 11.2%  | 1,990,978  | 11.2%  |
| 5 労働費    | 1,030      | 0.0%   | 12,393     | 0.1%   |
| 6 農林水産業費 | 394,604    | 2.1%   | 313,929    | 1.8%   |
| 7 商工費    | 482,502    | 2.5%   | 535,450    | 3.0%   |
| 8 土木費    | 1,426,900  | 7.5%   | 1,414,521  | 7.9%   |
| 9 消防費    | 973,810    | 5.1%   | 889,008    | 5.0%   |
| 10 教育費   | 2,682,279  | 14.1%  | 2,180,068  | 12.2%  |
| 11 災害復旧費 | 6,141      | 0.0%   | 6,132      | 0.0%   |
| 12 公債費   | 1,800,867  | 9.5%   | 1,837,319  | 10.3%  |
| 13 諸支出金  | 2,175      | 0.0%   | 2,143      | 0.0%   |
| 14 予備費   | 30,000     | 0.2%   | 30,000     | 0.2%   |
| 歳出合計     | 18,975,000 | 100.0% | 17,856,000 | 100.0% |

（各年度予算説明資料より）

## ② 性質別内訳

(単位：千円)

| 種 別   |            | 平成27年度    | 構成比        | 平成26年度    | 構成比   |
|-------|------------|-----------|------------|-----------|-------|
| 義務的経費 | 人件費        | 3,310,395 | 17.4%      | 3,210,937 | 18.0% |
|       | 扶助費        | 3,465,712 | 18.3%      | 3,440,809 | 19.3% |
|       | 公債費        | 1,800,867 | 9.5%       | 1,837,319 | 10.3% |
|       | 小計         | 8,576,974 | 45.2%      | 8,489,065 | 47.5% |
| 投資的経費 | 普通建設事業費    | 2,590,254 | 13.7%      | 1,802,220 | 10.1% |
|       | 補助事業       | 1,991,071 | 10.5%      | 1,060,059 | 5.9%  |
|       | 単独事業       | 599,183   | 3.2%       | 742,161   | 4.2%  |
|       | 災害復旧事業費    | 6,141     | 0.0%       | 6,132     | 0.0%  |
|       | 補助事業       | 0         | 0.0%       | 0         | 0.0%  |
|       | 単独事業       | 6,141     | 0.0%       | 6,132     | 0.0%  |
| 小計    | 2,596,395  | 13.7%     | 1,808,352  | 10.1%     |       |
| その他経費 | 物件費        | 2,840,881 | 15.0%      | 2,887,806 | 16.2% |
|       | 維持補修費      | 75,983    | 0.4%       | 78,728    | 0.4%  |
|       | 補助費等       | 1,925,532 | 10.1%      | 2,560,532 | 14.3% |
|       | 積立金        | 21,259    | 0.1%       | 19,249    | 0.1%  |
|       | 投資及び出資金    | 194,402   | 1.0%       | 90,903    | 0.5%  |
|       | 貸付金        | 211,601   | 1.1%       | 49,001    | 0.3%  |
|       | 繰出金        | 2,501,973 | 13.2%      | 1,842,364 | 10.3% |
|       | 予備費        | 30,000    | 0.2%       | 30,000    | 0.2%  |
| 小計    | 7,801,631  | 41.1%     | 7,558,583  | 42.3%     |       |
| 歳出合計  | 18,975,000 | 100.0%    | 17,856,000 | 100.0%    |       |

(各年度予算説明資料より)

## (4) 特別会計 (平成27年度)

## ① 国民健康保険特別会計

(単位：千円)

| 歳入          | 金額        | 歳出          | 金額        |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 1 国民健康保険税   | 1,728,102 | 1 総務費       | 93,630    |
| 2 一部負担金     | 2         | 2 保険給付費     | 4,548,488 |
| 4 国庫支出金     | 1,445,736 | 3 後期高齢者支援金等 | 927,093   |
| 5 療養給付費等交付金 | 330,322   | 4 前期高齢者納付金等 | 507       |
| 6 前期高齢者交付金  | 1,808,652 | 5 老人保健拠出金   | 37        |
| 7 県支出金      | 352,221   | 6 介護納付金     | 371,179   |
| 8 共同事業交付金   | 1,593,511 | 7 共同事業拠出金   | 1,737,045 |
| 9 財産収入      | 213       | 8 保健事業費     | 50,202    |
| 10 繰入金      | 464,880   | 9 基金積立金     | 213       |
| 11 繰越金      | 20,001    | 10 公債費      | 1         |
| 12 諸収入      | 11,777    | 11 諸支出金     | 7,022     |
|             |           | 12 予備費      | 20,000    |
| 合 計         | 7,755,417 | 合 計         | 7,755,417 |

(予算書より)

## ② 後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

| 歳入           | 金額      | 歳出                   | 金額      |
|--------------|---------|----------------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | 446,215 | 1 総務費                | 40,314  |
| 4 繰入金        | 165,775 | 2 後期高齢者医療<br>広域連合納付金 | 579,788 |
| 5 繰越金        | 1       | 3 諸支出金               | 1,001   |
| 6 諸収入        | 12,112  | 4 予備費                | 3,000   |
| 合計           | 624,103 | 合計                   | 624,103 |

(予算書より)

## ③ 介護保険特別会計

(単位：千円)

| 歳入         | 金額        | 歳出        | 金額        |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1 保険料      | 1,132,950 | 1 総務費     | 151,379   |
| 2 分担金及び負担金 | 7,728     | 2 保険給付費   | 5,075,972 |
| 4 国庫支出金    | 1,231,818 | 5 地域支援事業費 | 116,694   |
| 5 支払基金交付金  | 1,424,613 | 6 基金積立金   | 38,101    |
| 6 県支出金     | 762,350   | 7 公債費     | 1         |
| 7 財産収入     | 34        | 8 諸支出金    | 1,101     |
| 9 繰入金      | 828,569   | 9 予備費     | 5,000     |
| 11 諸収入     | 186       |           |           |
| 合計         | 5,388,248 | 合計        | 5,388,248 |

(予算書より)

## ④ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

| 歳入         | 金額        | 歳出     | 金額        |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | 17,443    | 1 下水道費 | 597,305   |
| 2 材料及び手数料  | 91,210    | 2 公債費  | 439,390   |
| 3 国庫支出金    | 164,250   | 3 予備費  | 3,000     |
| 5 繰入金      | 451,459   |        |           |
| 6 繰越金      | 1         |        |           |
| 7 諸収入      | 32        |        |           |
| 8 市債       | 315,300   |        |           |
| 合計         | 1,039,695 | 合計     | 1,039,695 |

(予算書より)

## 2 決算

### (1) 一般会計・特別会計収支の状況

(単位：千円)

| 会計別      | 年度 | 歳入総額       | 歳出総額       | 形式収支      | 翌年度へ<br>繰り越すべき<br>財源 | 実質収支    |
|----------|----|------------|------------|-----------|----------------------|---------|
| 一般会計     | 22 | 18,105,675 | 17,138,285 | 967,390   | 86,181               | 881,209 |
|          | 23 | 17,594,596 | 16,568,544 | 1,026,052 | 73,065               | 952,987 |
|          | 24 | 18,140,145 | 17,125,737 | 1,014,408 | 73,679               | 940,729 |
|          | 25 | 18,828,557 | 17,788,308 | 1,040,249 | 186,399              | 853,850 |
|          | 26 | 18,641,077 | 17,775,324 | 865,753   | 112,914              | 752,839 |
| 国民健康保険   | 22 | 6,413,131  | 6,209,454  | 203,677   | 0                    | 203,677 |
|          | 23 | 6,729,557  | 6,461,226  | 268,331   | 0                    | 268,331 |
|          | 24 | 6,961,177  | 6,738,773  | 222,404   | 0                    | 222,404 |
|          | 25 | 7,234,996  | 6,854,714  | 380,282   | 0                    | 380,282 |
|          | 26 | 7,194,039  | 6,869,654  | 324,385   | 163                  | 324,222 |
| 老人保健     | 22 | 1,694      | 1,694      | 0         | 0                    | 0       |
|          | 23 |            |            |           |                      |         |
|          | 24 |            |            |           |                      |         |
|          | 25 |            |            |           |                      |         |
|          | 26 |            |            |           |                      |         |
| 後期高齢者医療  | 22 | 597,894    | 558,740    | 39,154    | 0                    | 39,154  |
|          | 23 | 618,841    | 615,686    | 3,155     | 0                    | 3,155   |
|          | 24 | 586,738    | 585,399    | 1,339     | 0                    | 1,339   |
|          | 25 | 595,863    | 584,292    | 11,571    | 0                    | 11,571  |
|          | 26 | 629,208    | 627,562    | 1,646     | 0                    | 1,646   |
| 介護保険     | 22 | 4,082,908  | 4,033,254  | 49,654    | 0                    | 49,654  |
|          | 23 | 4,305,626  | 4,224,339  | 81,287    | 0                    | 81,287  |
|          | 24 | 4,694,410  | 4,572,962  | 121,448   | 0                    | 121,448 |
|          | 25 | 5,014,961  | 4,802,172  | 212,789   | 0                    | 212,789 |
|          | 26 | 5,360,718  | 5,160,146  | 200,572   | 0                    | 200,572 |
| 学童災害共済事業 | 22 | 745        | 743        | 2         | 0                    | 2       |
|          | 23 | 866        | 866        | 0         | 0                    | 0       |
|          | 24 |            |            |           |                      |         |
|          | 25 |            |            |           |                      |         |
|          | 26 |            |            |           |                      |         |
| 下水道事業    | 22 | 774,334    | 751,653    | 22,681    | 2,350                | 20,331  |
|          | 23 | 848,467    | 822,729    | 25,738    | 14,316               | 11,422  |
|          | 24 | 775,290    | 744,639    | 30,651    | 25,980               | 4,671   |
|          | 25 | 808,643    | 789,179    | 19,464    | 14,986               | 4,478   |
|          | 26 | 820,730    | 796,089    | 24,641    | 20,506               | 4,135   |

(各年度決算書より)

※老人保健特別会計は平成22年度まで

※学童災害共済事業特別会計は平成23年度まで

(2) 財政主要指標 (普通会計)

| 区分・年度           |              | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     |
|-----------------|--------------|------------|------------|------------|
| 基準財政需要額 (千円)    |              | 8,219,655  | 8,341,233  | 8,389,125  |
| 基準財政収入額 (千円)    |              | 5,116,705  | 4,873,497  | 4,903,433  |
| 標準財政規模 (千円)     |              | 10,333,367 | 10,774,812 | 10,703,173 |
| 財政力指数           |              | 0.65       | 0.62       | 0.59       |
| 実質収支比率 (%)      |              | 5.0        | 8.2        | 8.9        |
| 経常収支比率 (%)      |              | 96.8       | 89.5       | 92.7       |
| 実質収支 (千円)       |              | 520,963    | 881,211    | 952,987    |
| 単年度収支 (千円)      |              | △ 20,529   | 360,248    | 71,776     |
| 実質単年度収支 (千円)    |              | △ 20,444   | 653,041    | 674,104    |
| 債務負担行為未払残高 (千円) |              | 1,533,545  | 2,512,203  | 2,247,591  |
| 財政健全化<br>判断比率   | 実質赤字比率 (%)   | —          | —          | —          |
|                 | 連結実質赤字比率 (%) | —          | —          | —          |
|                 | 実質公債費比率 (%)  | 7.3        | 7.5        | 7.7        |
|                 | 将来負担比率 (%)   | 106.6      | 90.5       | 79.1       |

| 区分・年度           |              | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|-----------------|--------------|------------|------------|------------|
| 基準財政需要額 (千円)    |              | 8,343,861  | 8,356,733  | 8,419,831  |
| 基準財政収入額 (千円)    |              | 4,868,199  | 4,822,670  | 4,906,734  |
| 標準財政規模 (千円)     |              | 10,659,217 | 10,743,014 | 10,755,865 |
| 財政力指数           |              | 0.58       | 0.58       | 0.58       |
| 実質収支比率 (%)      |              | 8.8        | 7.9        | 7.0        |
| 経常収支比率 (%)      |              | 92.7       | 94.3       | 96.4       |
| 実質収支 (千円)       |              | 940,729    | 853,850    | 752,839    |
| 単年度収支 (千円)      |              | △ 12,258   | △ 86,879   | △ 101,011  |
| 実質単年度収支 (千円)    |              | 409,423    | 10,477     | △ 168,142  |
| 債務負担行為未払残高 (千円) |              | 1,992,846  | 2,433,678  | 2,340,171  |
| 財政健全化<br>判断比率   | 実質赤字比率 (%)   | —          | —          | —          |
|                 | 連結実質赤字比率 (%) | —          | —          | —          |
|                 | 実質公債費比率 (%)  | 7.4        | 7.0        | 5.9        |
|                 | 将来負担比率 (%)   | 70.7       | 67.3       | 66.9       |

(各年度地方財政状況調査・財政健全化判断比率作成資料より)

※「普通会計」: 統一的な基準で整理比較するための統計上の会計区分。館山市では、一般会計と学童災害共済事業特別会計(平成23年度まで)を合計し、会計間の重複額を控除したものの。

## 第 6 編

### 健 康 福 祉



認知症サポーター養成講座

#### ——内 容——

- 1 戸籍・住民基本台帳
- 2 生活保護
- 3 障害者福祉
- 4 高齢者福祉
- 5 介護保険
- 6 児童福祉
- 7 国民年金
- 8 国民健康保険事業
- 9 保健事業
- 10 市民相談



# 1 戸籍・住民基本台帳

## (1) 本籍・人口・世帯数

平成 27. 4. 1 現在

| 本籍数        | 本籍人口      | 住民基本台帳人口  |           |           | 住民基本台帳<br>世帯数 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
|            |           | 男         | 女         | 計         |               |
| 24, 838 戸籍 | 57, 364 人 | 23, 221 人 | 25, 274 人 | 48, 495 人 | 22, 685 世帯    |

## (2) 戸籍届出件数

平成 26 年度

| 項目                  | 件数    | 項目    | 件数       |
|---------------------|-------|-------|----------|
| 出生                  | 445 件 | 入籍    | 102 件    |
| 国籍留保                | 4 件   | 分籍    | 16 件     |
| 認知                  | 4 件   | 国籍取得  | 1 件      |
| 養子縁組                | 40 件  | 帰化    | 2 件      |
| 養子離縁                | 14 件  | 国籍喪失  | 0 件      |
| 婚姻                  | 556 件 | 国籍選択  | 3 件      |
| 離婚                  | 135 件 | 氏の変更  | 6 件      |
| 法 77 条の 2・法 75 条の 2 | 49 件  | 名の変更  | 2 件      |
| 法 73 条の 2・法 69 条の 2 | 2 件   | 転籍    | 248 件    |
| 相続人廃除               | 0 件   | 就籍    | 0 件      |
| 親権・未成年者の後見・後見監督     | 4 件   | 訂正・更正 | 51 件     |
| 死亡                  | 837 件 | 追完    | 0 件      |
| 失踪                  | 1 件   | 不受理申出 | 10 件     |
| 復氏                  | 1 件   | その他   | 2 件      |
| 姻族関係終了              | 0 件   | 合計    | 2, 535 件 |

## (3) 住民基本台帳事務取扱件数

平成 26 年度

| 種別 | 転入     | 転居  | 変更  | 転出     | 出生  | 死亡  | 職権<br>その他 | 合計     |
|----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-----------|--------|
| 件数 | 1, 464 | 865 | 522 | 1, 487 | 291 | 654 | 56        | 5, 339 |

## (4) 証明事務取扱件数

平成 26 年度

| 項目         | 件数      | 手数料            |
|------------|---------|----------------|
| 戸籍謄本・抄本    | 15, 839 | 9, 754, 250 円  |
| 住民票謄本・抄本   | 24, 675 | 7, 191, 750 円  |
| 諸証明        | 8, 366  | 4, 281, 800 円  |
| 印鑑証明書      | 12, 729 | 5, 849, 200 円  |
| 自動車臨時運行許可書 | 494     | 370, 500 円     |
| 合計         | 62, 103 | 27, 447, 500 円 |

## 2 生活保護

保護率は高く県下で上位にある。要因は、労働市場の貧困、高齢者及び長期療養者等の不稼働世帯の固定化、周辺自治体の住宅事情などが考えられる。

### (1) 保護の現況

平成27年3月現在

|             |            |               |
|-------------|------------|---------------|
| 被保護世帯：575世帯 | 被保護人員：719人 | 保護率：15.18パーミル |
|-------------|------------|---------------|

### (2) 保護費

平成26年度

|                      |       |           |
|----------------------|-------|-----------|
| 保護費総額<br>1,170,848千円 | 生活扶助  | 318,992千円 |
|                      | 医療扶助  | 655,397千円 |
|                      | その他扶助 | 196,459千円 |

## 3 障害者福祉

障害者総合支援法や身体障害者福祉法等に基づく福祉サービスのほかに、医療給付、結婚奨励金交付、福祉タクシー利用に対する助成など、更生意欲の高揚や自立支援を図っている。

### (1) 身体障害者（児）数

平成27.4.1現在

| 障害別               | 手帳<br>所持者数 | 内 訳 |     |     |     |    |    |
|-------------------|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|
|                   |            | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級 | 6級 |
| 視覚障害              | 144        | 60  | 39  | 10  | 8   | 10 | 17 |
| 聴覚・平衡機能障害         | 120        | 7   | 29  | 17  | 38  | 0  | 29 |
| 音声・言語そしゃく<br>機能障害 | 31         | 0   | 0   | 18  | 13  | —  | —  |
| 肢体不自由             | 1,006      | 216 | 196 | 187 | 301 | 77 | 29 |
| 心臓障害              | 384        | 245 | 3   | 46  | 90  | —  | —  |
| じん臓機能障害           | 173        | 146 | 2   | 23  | 2   | —  | —  |
| 呼吸器障害             | 45         | 16  | 0   | 17  | 12  | —  | —  |
| ぼうこう・直腸           | 93         | 0   | 0   | 6   | 87  | —  | —  |
| 小腸機能障害            | 3          | 1   | 0   | 1   | 1   | —  | —  |
| 免疫機能障害            | 3          | 1   | 0   | 1   | 1   | —  | —  |
| 肝機能障害             | 1          | 1   | 0   | 0   | 0   | —  | —  |
| 合計                | 2,003      | 693 | 269 | 326 | 553 | 87 | 75 |

## (2) 知的障害者（児）数

千葉県障害者相談センターの出張相談が、毎月第4火曜日午後0時30分から館山会場において実施されており、その結果により療育手帳が交付されている。

平成27.4.1現在

| 区 分 |   | 療育手帳所持者数 |       |     |
|-----|---|----------|-------|-----|
|     |   | 18歳未満    | 18歳以上 | 計   |
| 重 度 | 男 | 9        | 81    | 90  |
|     | 女 | 8        | 66    | 74  |
|     | 計 | 17       | 147   | 164 |
| 中 度 | 男 | 12       | 44    | 56  |
|     | 女 | 5        | 50    | 55  |
|     | 計 | 17       | 94    | 111 |
| 軽 度 | 男 | 24       | 39    | 63  |
|     | 女 | 9        | 38    | 47  |
|     | 計 | 33       | 77    | 110 |
| 合 計 | 男 | 45       | 164   | 209 |
|     | 女 | 22       | 154   | 176 |
|     | 計 | 67       | 318   | 385 |

## (3) 精神障害者数

一定の精神障害の状態にあることを証する手段として、手帳が交付される。交付を受けた者には、様々な福祉的な配慮や支援が講じられ、社会参加の促進を図る。

平成27.3.31現在

| 手 帳<br>所持者数 | 内 訳 |     |    | 通院医療費<br>公費負担患者数 |
|-------------|-----|-----|----|------------------|
|             | 1級  | 2級  | 3級 |                  |
| 320         | 38  | 217 | 65 | 725              |

## (4) 難病患者数

障害者総合支援法に定める障害者（児）の対象に、難病等が加わり（対象332疾患）、障害福祉サービスや相談支援等の障害福祉サービスを利用することができる。

（平成25年度 県特定疾患治療研究費受給者数 358人）

## (5) 障害福祉サービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスは、障害者（児）自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより、サービスを利用することができる。

### 1. 自立支援給付（障害者総合支援法）

#### (1) 介護給付

- ① 居宅介護、重度訪問介護  
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行うサービス。  
平成26年度利用者数 76名
  - ② 療養介護  
病院等への入院による医学的管理下の下、食事や入浴等の介護を行うサービス。  
平成26年度利用者数 6名
  - ③ 短期入所（ショートステイ）  
短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス。  
平成26年度利用者数 42名
  - ④ 生活介護  
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。  
平成26年度利用者数 121名
  - ⑤ 施設入所  
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。  
平成26年度利用者数 72名
- (2) 訓練等給付
- ① 共同生活援助（グループホーム）  
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。  
平成26年度利用者数 24名
  - ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）  
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。  
平成26年度利用者数 34名
  - ③ 就労移行支援  
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。  
平成26年度利用者数 12名
  - ④ 就労継続支援（A型・B型）  
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。  
平成26年度利用者数 107名
- (3) 計画相談支援  
特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん、

調整、生活全般の相談等を行う。

平成26年度利用者数 123名

(4) 特定障害者特別給付

施設入所支援等の障害福祉サービスを受けた低所得者等に支給される食費・居住費。

平成26年度利用者数 119名

(5) 高額障害福祉サービス

世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス費を支給する。

平成26年度利用者数 12名

2. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

(1) 日中一時支援

日中において、看護する者がいないため、一時的に見守りを行うサービス。

平成26年度利用者数 26名

(2) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援するサービス。

平成26年度利用者数 4名

(3) コミュニケーション支援（手話通訳者派遣）

聴覚障害者等の意思疎通や社会参加の促進等を図るため、手話通訳者を派遣するサービス。

平成26年度利用者数 5名（派遣回数30回）

3. 障害児通所支援（児童福祉法）

① 児童発達支援

障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するサービス。

平成26年度利用者数 8名

② 医療型児童発達支援

障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供するサービス。

平成26年度利用者数 0名

③ 放課後デイサービス

就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス。

平成26年度利用者数 34名

④ 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。

平成26年度利用者数 5名

(6) 補装具の交付及び修理

平成26年度

|    | 補聴器 | 車イス | 盲人安全杖 | 歩行補助杖 | 義肢 | 装具 | 電動車イス | 眼鏡 | 歩行器 | 座位保持装置 | その他 | 計  |
|----|-----|-----|-------|-------|----|----|-------|----|-----|--------|-----|----|
| 交付 | 8   | 2   |       | 1     |    | 2  |       | 1  | 1   | 1      | 2   | 18 |
| 修理 | 11  | 13  |       | 2     | 5  | 12 | 11    |    |     | 5      | 2   | 61 |

(7) 日常生活用具の給付（市要綱）

在宅の重度身体障害者(児)に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより生活の便宜を図っている。

平成26年度

| 訓練用ベッド           | 特殊マット       | 特殊尿器         | 体位変換機      | 移動用リフト      | 入浴補助用具   | 便器     | T字状・棒上杖 | 移動支援用具     |
|------------------|-------------|--------------|------------|-------------|----------|--------|---------|------------|
| 1件               | 1件          | 0件           | 0件         | 0件          | 0件       | 0件     | 0件      | 1件         |
| 頭部保護帽            | 自動消火器       | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 透析液加温器     | ネブライザー      | 電気式たん吸引器 | 盲人用体温計 | 盲人用体重計  | 点字器        |
| 1件               | 0件          | 0件           | 1件         | 0件          | 1件       | 0件     | 0件      | 0件         |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害者用拡大読書器 | 盲人用時計        | 聴覚障害者用通信装置 | 人工喉頭        | 点字図書     | ストマ用装具 | 紙オムツ    | 居宅生活動作補助用具 |
| 0件               | 1件          | 0件           | 0件         | 0件          | 1件       | 972件   | 117件    | 0件         |
| 扶 助 費            |             |              |            | 10,465,434円 |          |        |         |            |

(8) 障害者手当の支給

1. 特別障害者手当

①支給対象者 身体又は精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。

②支給額 障害者1人につき月額26,620円

③支給状況 平成26年度

| 人数  | 支給総額        |
|-----|-------------|
| 61人 | 17,220,640円 |

## 2. 障害児福祉手当

①支給対象者 身体又は精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

②支給額 障害者1人につき月額14,480円

③支給状況 平成26年度

| 人数  | 支給総額       |
|-----|------------|
| 28人 | 3,975,140円 |

## 3. 経過的福祉手当

①支給対象者 20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金が支給されない者。

②支給額 障害者1人につき月額14,480円

③支給状況 平成26年度

| 人数 | 支給総額 |
|----|------|
| 0人 | 0円   |

## 4. 重度障害者等福祉手当

①支給対象者 おおむね6か月以上常に臥床し、入浴・食事・排便等、日常生活のほとんどに人手を要する20歳以上65歳未満の身体障害者。

②支給額 障害者1人につき8,650円

③支給状況 平成26年度

| ねたきり身障者 | 在宅重度知的障害者 | 支給総額       |
|---------|-----------|------------|
| 0人      | 42人       | 4,342,300円 |

## (9) 自立支援医療の給付

### 1. 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象に、一般治療で既に治癒した障害の軽減、進行の防止、機能の回復のために行う治療（手術等）に係る費用の一部を公費により負担する。

平成26年度給付件数

腎臓機能障害 712件（40人） 免疫機能障害 15件（2人）

給付額 57,466,291円

### 2. 更生医療

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童がその障害を除去・軽減する効果が期待できる治療（手術等）に係る費用の一部を公費により負担する。

平成26年度給付件数 55件（15人）

給付額 1,142,667円

※精神通院医療は、千葉県が給付する。

#### (10) 心身障害者医療費の支給（市条例）

障害者が医療を容易に受けられるようにするため、医療保険で医療を受けた場合の自己負担相当額を支給する。

- ①受給資格者 身障者手帳所持者で、障害程度等級４級以上の市内居住者  
児童相談所、知的障害者更生相談所が知的障害者と判定した者
- ②支給状況 平成２６年度：１，８３４人 ３５，１６２，７４９円

#### (11) 館山市福祉作業所

在宅の障害者であって雇用されることが困難な者に対し、社会生活における適応性を高めるよう支援を提供し、その自立を図ることを目的とした作業所。平成１９年１０月より社会福祉法人安房広域福祉会が指定管理者として管理運営にあっている。

- ①所在地 館山市湊４０３番地
  - ②開設 昭和５４年１０月１日
  - ③定員 １９名
  - ④作業内容 ペン組立、そば茶製造、手芸品製作等
- 平成２６年度利用者数 １５人 平成２６年度平均工賃 ７，９４２円

#### (12) 館山市簡易マザーズホーム

発達が気になる子どもを対象として、館山市コミュニティセンター内の一室を利用し、保育士２名が指導員として発達支援を行っている。また、千葉リハビリテーションセンター・亀田ファミリークリニック等の専門機関から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等を派遣依頼し内容の充実を図っている。

平成 27. 4. 1 現在利用登録者数

肢体不自由児：１０名 知的障害児等：２４名 計３４名

#### (13) 福祉タクシー利用助成事業（市要綱）

タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を目的とする。（６００円分利用券を年２４枚支給。腎臓機能障害者については年４８枚支給。）

平成２６年度利用状況：身体障害者 ２３６人 知的障害者 １３人  
助成総額：２，２３０，０９０円

#### (14) 身体障害者結婚奨励金（市条例）

市内身障者の更生、援助に資するため、奨励金を支給する。

- ①奨励金の額 １組につき２０，０００円
- ②平成２６年度支給状況 ０組



## 4 高齢者福祉

本市の高齢者人口（65歳以上）は、平成27年4月現在において17,405人であり、総人口（48,495人）の35.9%となっている。

60歳以上の人口年齢別（各年度4月1日現在）（単位：人）

| 区分<br>年度 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 | 計      |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 23年度     | 5,071  | 3,900  | 3,367  | 3,188  | 5,011 | 20,537 |
| 24年度     | 5,036  | 3,986  | 3,449  | 3,208  | 5,138 | 20,817 |
| 25年度     | 4,689  | 4,325  | 3,558  | 3,139  | 5,329 | 21,040 |
| 26年度     | 4,294  | 4,573  | 3,779  | 3,078  | 5,443 | 21,167 |
| 27年度     | 3,935  | 4,846  | 3,887  | 3,029  | 5,643 | 21,340 |

※高齢者人口（65歳以上）の割合 全国 25.1%・千葉県 23.8%（平成26年3月31日）  
（平成26年度住民基本台帳年齢別人口〔都道府県〕より）

### 在宅ひとり暮らし高齢者

平成26年度における本市の65歳以上の独居老人は2,412人で、同年齢人口の約13.9%にあたる。

在宅ひとり暮らし高齢者数（10月1日現在）（単位：人）

| 年度   | 区分 | 館山  | 北条  | 那古  | 船形  | 西岬  | 神戸  | 富崎 | 豊房 | 館野  | 九重 | 計     |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|-------|
| 26年度 | 男  | 196 | 153 | 88  | 54  | 42  | 55  | 22 | 28 | 51  | 8  | 697   |
|      | 女  | 460 | 433 | 151 | 169 | 126 | 99  | 67 | 53 | 104 | 53 | 1,715 |
|      | 計  | 656 | 586 | 239 | 223 | 168 | 154 | 89 | 81 | 155 | 61 | 2,412 |

### （1）養護老人ホーム入所措置

概ね65歳以上の老人を対象に、必要に応じて養護老人ホームに入所措置を行い、老人福祉の増進を図る。

施設への入所状況 H27.3.31

| 養護老人ホーム       | 措置費総額       |
|---------------|-------------|
| 館山養護老人ホーム 28人 | 71,580,436円 |
| 市外の施設2カ所 4人   |             |

### （2）老人ホームヘルプサービス事業（市条例）

概ね65歳以上の方で老衰、心身の障害等の理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者のみの家庭に対してホームヘルパーを派遣し、老人福祉の増進を図る。

平成12年4月からは介護保険制度が施行されたため、介護保険の要介護認定で「非該当」となった者等に派遣している。

老人ホームヘルパー派遣状況：0世帯（平成27.3.31現在）

### (3) 敬老祝金 (市条例)

80歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者に対し、敬老祝金(商品券)を支給し、敬老の意を表し、福祉の増進を図る。

①祝金の額 80歳、88歳、99歳：3,000円  
100歳以上：5,000円

②支給状況 平成26年度 1,021人 3,164,000円

### (4) 老人クラブ助成

①クラブ数と会員数 (H26.4.1)：市内67クラブ 会員数 2,475人

②運営費補助(平成26年度)：1クラブにつき37,200円+(200円×会員数)

※ただし、市老連に加入クラブには7,400円+(170円×会員数)が加算される。

### (5) 老人日常生活用具給付等事業 (市要綱) 平成26年度

①給付 家族介護用品：294件

②貸与 緊急通報装置：187件、老人電話：0件

③扶助費 3,845,326円

### (6) 高齢者等住宅改造費用の助成(市規則)

在宅の高齢者等に対し、その居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便を図り高齢者等の自立の促進及び介助に適した住宅環境づくりに寄与することを目的として、平成6年4月から始めた。

#### ①対象者

市内に居住し、住民基本台帳に登録され又は外国人登録原票に登録されている次のいずれかの者

- ・おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由なもの
- ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者

※ただし、介護保険該当者は除く。一定の所得制限あり。

#### ②改造種目

既に住んでいる建物の浴室、便所、台所、居室及び玄関等(新築・増築は除く。)

#### ③助成額

改造に要した費用の1/2に相当する額とし、18万円を限度とする。

#### ④助成状況(平成26年度)

高齢者：0件 助成額：0円

### (7) 高齢者等配食サービス (市要綱)

日常生活に支障のある高齢者等を対象として、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに安否の確認を行い高齢者等の福祉の増進を図るため、平成9年1月から、昼食の配食サービスを行っている。

①対象者

市内に居住し、老衰、心身の障害、傷病等の理由により、食事の調理が困難な高齢者等であって近隣に扶養義務者が居住せず、又は居住していても食事の提供が受けられない者

②配食実施日：月曜日～金曜日

③利 用 料：1食当たり450円(市民税非課税世帯は300円)

④登 録 者 数：182人(平成27年3月31日現在)

(8) 軽度生活援助事業(市要綱)

高齢者の自立した生活の継続と要介護状態の進行の防止を図るため、平成13年4月より在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助の費用を一部助成している。

①対象者 以下のすべてに該当する者

ア 館山市に住所を有し、かつ居住している者

イ 概ね65歳以上の者であって、単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者

ウ 市民税非課税世帯に属する者

エ 日常生活に支障のある者であって、軽度生活援助が必要であると認められる者

②事業者 登録業者(年度当初に募集)

③援助の内容等

| 援助の内容等         | 助成額  | 利用券の<br>交付枚数 | 平成26年度利用者 |      |
|----------------|------|--------------|-----------|------|
|                |      |              | 件数        | 枚数   |
| 家周りの草取り        | 700円 | 9枚           | 14件       | 98枚  |
| 家周りの生垣・庭木等の手入れ | 700円 | 6枚           | 6件        | 32枚  |
| 家屋・備品等の軽微な修繕等  | 760円 | 2枚           | 0件        | 0枚   |
| 視覚障害者への朗読及び代筆  | 760円 | 6枚           | 0件        | 0枚   |
| 合 計            |      | 計            | 20件       | 130枚 |
|                |      | 扶助費総額        | 91,000円   |      |

(9) 家族介護慰労金(市要綱)

介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ると共に、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため、在宅の要介護者と生計を共にし、現に日常生活上の必要な介護をしている者に対し、平成13年4月より家族介護慰労金を支給している。

①対象者

館山市に住所を有し、かつ居住し、以下のすべてに該当している者を介護している者

ア 館山市に1年以上住所を有し、かつ居住している者

イ 市民税非課税世帯に属する者

ウ 介護保険法による要介護認定において、要介護4又は5と認定された者であって、その認定を受けた日から起算して1年以上継続して要介護4又は5である者

エ 介護保険法に基づくサービスを、過去1年間受けていない者。(ただし、短期入所サービスの年間利用日数が7日以内の者は除く。)

②慰労金 要介護者1人につき年額10万円

③支給状況 平成26年度 0円

#### (10) 福祉カーの貸付 (市要綱)

館山市在住の心身障害者(児)及び高齢者の社会参加の促進を図るため、福祉カーの貸付を行っている。

##### ①対象者

館山市に住所を有し、下記のひとつに該当する者

ア 心身障害者(児)及び高齢者並びにその家族

イ 社会福祉団体及び社会福祉法人

ウ 社会福祉ボランティア

エ 前に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

②貸付料 無料。ただし、使用した燃料は利用者が負担する。

③貸付期間 1回につき2日以内。

ただし、市長が他の利用者の利用を妨げないと認めるときは、この限りではない。

④貸付状況 平成26年度 104件

#### (11) 館山市シルバー人材センター助成事業

市内に住んでいるおおむね60歳以上で健康で働く意志のある高齢者が集まり、会社・一般家庭等から高齢者に適した仕事を引き受け、働くことを通じて自らの生きがいを図る目的で結成された。平成20年4月に法人化し、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく公益団体として活動する一般社団法人館山市シルバー人材センターに対し助成を行う。

(経緯)

平成2年2月28日 館山市高齢者働く会設立 設立当初会員数20名

所在地 館山市湊288番地の88 館山市老人福祉センター内

平成19年4月1日 館山市シルバー人材センターと名称変更

所在地 館山市船形297番地の71 若潮ホール内

平成20年4月1日 社団法人館山市シルバー人材センターとして許可

平成24年4月1日 一般社団法人館山市シルバー人材センターへ移行

○主な仕事……①軽作業 草刈り・草取り・清掃・商品の発送

②技能 植木の手入れ・ペンキ塗り・簡単な補修

③サービス 犬の散歩・植木の世話・蛍光管の取替

④外務 広報誌の配送・チラシの配布

⑤管理 自転車の整理・施設管理

⑥事務 一般事務・会議録などの文書作成・筆耕・宛名書き  
・自分史の発行

館山市シルバー人材センターの実績

| 年度       | 会員数   | 事業収入         | 市補助金        | 受注件数    | 就業延人数     |
|----------|-------|--------------|-------------|---------|-----------|
| 平成 22 年度 | 160 人 | 44,742,876 円 | 6,650,000 円 | 1,563 件 | 10,465 人日 |
| 平成 23 年度 | 158 人 | 42,579,728 円 | 6,650,000 円 | 1,477 件 | 9,848 人日  |
| 平成 24 年度 | 156 人 | 47,433,751 円 | 6,650,000 円 | 1,539 件 | 10,638 人日 |
| 平成 25 年度 | 157 人 | 52,730,167 円 | 6,650,000 円 | 1,757 件 | 11,606 人日 |
| 平成 26 年度 | 154 人 | 54,528,906 円 | 6,650,000 円 | 1,786 件 | 12,064 人日 |

(12) 老人福祉センター

①館山市老人福祉センター

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 敷地面積  | 1,466.75 m <sup>2</sup>             |
| 建 物   | 鉄筋コンクリート造平家建て 753.10 m <sup>2</sup> |
| 竣 工   | 昭和 45 年 10 月 14 日                   |
| 工 事 費 | 56,070 千円(内用地費 12,510 千円)           |
| 収容人員  | 大広間 200~250 名 和室(3 室)30~40 名        |
| 娯楽設備  | 舞台、放送設備、囲碁、将棋、テレビ等                  |
| 保健設備  | 浴場、健康相談室                            |

利用状況 (平成 26 年度)

(単位：人、円、台)

| 区分 | 市内利用者  |     | 市外<br>利用者 | 合 計    | 使 用 料 |         | バス利用状況 |     |
|----|--------|-----|-----------|--------|-------|---------|--------|-----|
|    | 高齢者    | 一 般 |           |        | 市内外   | 金 額     | 種 別    | 台 数 |
| 男  | 6,772  | 318 | 265       | 7,355  | 市 内   | 65,700  | 大型     | 0   |
| 女  | 4,196  | 120 | 26        | 4,342  | 市 外   | 87,300  | マイクロ   | 73  |
| 計  | 10,968 | 438 | 291       | 11,697 | 計     | 153,000 | 計      | 73  |

②館山市出野尾老人福祉センター

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 敷地面積  | 361 m <sup>2</sup>            |
| 建 物   | 鉄骨造平家建て 194.49 m <sup>2</sup> |
| 竣 工   | 昭和 59 年 3 月 5 日               |
| 工 事 費 | 41,080 千円                     |
| 収容人員  | 50 名                          |
| 設 備   | 和室、集会教養娯楽室                    |

利用状況 (平成 26 年度)

(単位：人、円、台)

| 区分 | 市内利用者 |     | 市外<br>利用者 | 合 計   | 使 用 料 |        | バス利用状況 |     |
|----|-------|-----|-----------|-------|-------|--------|--------|-----|
|    | 高齢者   | 一 般 |           |       | 市内外   | 金 額    | 種 別    | 台 数 |
| 男  | 7,031 | 73  | 29        | 7,133 | 市 内   | 49,050 | 大 型    | 0   |
| 女  | 2,444 | 254 | 12        | 2,710 | 市 外   | 12,300 | マイクロ   | 0   |
| 計  | 9,475 | 327 | 41        | 9,843 | 計     | 61,350 | 計      | 0   |

### ③使用料

市内60歳以上の者及び付添人：無料

市内60歳未満の者：1日1人 150円（小学生以下は無料）

市外の者：1日1人 300円（小学生以下は無料）

## (13) 地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していくための保健福祉に関する総合的な相談窓口として、ニーズにあった保健・福祉・介護・医療等のサービスが総合的に受けられるように、市町村・関係機関との連絡調整を行う。

### ①対象者

おおむね65歳以上の要介護高齢者、又は要介護となるおそれのある高齢者及びその家族

②費用：無料

③設置箇所：2箇所（H18.4.1から設置）

・館山市地域包括支援センターたてやま

〈担当地区〉 北条・館野・九重・那古・船形

・館山市地域包括支援センターなのはな

〈担当地区〉 館山・豊房・西岬・神戸・富崎

### ④業務内容

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ・高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ・支援困難ケースへの対応など介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

## 5 介護保険

高齢化社会を迎え、これまでの家族だけで支えてきた介護から社会全体で支える介護へ、利用者が総合的な介護サービスを安心して受けられる社会体制を作るため、平成12年4月から介護保険制度が開始された。

平成18年4月からは制度改正により「予防重視型の施策」が図られている。

### (1) 要介護（要支援）認定申請状況

（平成26年度）

| 期 間             | 申 請 件 数 | 備 考   |
|-----------------|---------|---|
| 平成26年4月～平成27年3月 | 3,107件  | 新規 880件<br>更新 1,939件<br>変更 258件<br>転入継続 30件 |

**(2) 要介護（要支援）認定者数**

(平成27年3月末現在)

| 介護度            | 要支援 |     |     | 要介護 |     |     |     |     |       | 計     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|                | 1   | 2   | 計   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 計     |       |
| 1号被保険者         | 501 | 287 | 788 | 937 | 532 | 383 | 312 | 250 | 2,414 | 3,202 |
| 65歳以上<br>75歳未満 | 63  | 34  | 97  | 108 | 53  | 36  | 32  | 27  | 256   | 353   |
| 75歳以上          | 438 | 253 | 691 | 829 | 479 | 347 | 280 | 223 | 2,158 | 2,849 |
| 2号被保険者         | 6   | 8   | 14  | 30  | 8   | 5   | 5   | 9   | 57    | 71    |
| 総数(人)          | 507 | 295 | 802 | 967 | 540 | 388 | 317 | 259 | 2,471 | 3,273 |

**(3) 居宅介護（支援）サービス受給者数**

(平成27年1月末)

| 介護度    | 要支援 |     |     | 要介護 |     |     |     |    |       | 計     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|-------|
|        | 1   | 2   | 計   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5  | 計     |       |
| 1号被保険者 | 274 | 192 | 466 | 645 | 356 | 200 | 157 | 95 | 1,453 | 1,919 |
| 2号被保険者 | 2   | 3   | 5   | 16  | 6   | 2   | 4   | 4  | 32    | 37    |
| 総数(人)  | 276 | 195 | 471 | 661 | 362 | 202 | 161 | 99 | 1,485 | 1,956 |

**(4) 地域密着型（介護予防）サービス受給者数**

(平成27年1月末)

| 介護度    | 要支援 |   |   | 要介護 |    |    |    |    |     | 計   |
|--------|-----|---|---|-----|----|----|----|----|-----|-----|
|        | 1   | 2 | 計 | 1   | 2  | 3  | 4  | 5  | 計   |     |
| 1号被保険者 | 0   | 0 | 0 | 65  | 63 | 49 | 23 | 22 | 222 | 222 |
| 2号被保険者 | 0   | 0 | 0 | 1   | 1  | 0  | 1  | 2  | 5   | 5   |
| 総数(人)  | 0   | 0 | 0 | 66  | 64 | 49 | 24 | 24 | 227 | 227 |

**(5) 施設介護サービス受給者数**

(平成27年1月末)

| 区分     | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設 | 計   |
|--------|----------|----------|-----------|-----|
| 1号被保険者 | 239      | 293      | 39        | 571 |
| 2号被保険者 | 2        | 3        | 3         | 8   |
| 総数     | 241      | 296      | 42        | 579 |

※この内訳では利用があれば各々にかつされるが、総数では1人としてみるため、両者は必ずしも一致しない。  
また、過誤調整者分も増減かつされるため、マイナス表示もあり得る。

**(6) 地域密着型サービス事業所 (平成27年4月1日現在)**

## ○ 認知症対応型通所介護（デイサービス）

- ・デイホーム柏崎 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・デイホーム安布里 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・デイホーム西の浜 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・デイサービス香 運営：株式会社 みなづき
- ・デイサービスセンター古茂口の家 運営：企業組合 房州の家

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・グループホーム広瀬ガーデン 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・グループホーム神明町ガーデン 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・グループホーム堂の下ガーデン 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・グループホーム相浜ガーデン 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・グループホーム安布里ガーデン 運営：株式会社 ケアサービス・まきの実
- ・グループホーム古茂口の家 運営：企業組合 房州の家
- ・愛の家グループホーム館山亀ヶ原 運営：メディカル・ケア・サービス株式会社

○小規模多機能型居宅介護

- ・コミュニティケア こまくさ 運営：有限会社 こまくさ

○夜間対応型訪問介護

- ・訪問看護ステーションたてやま 運営：社会医療法人社団 木下会

(7) 介護保険施設（平成27年4月1日現在）

○介護老人福祉施設

- ・館山特別養護老人ホーム  
定員：100名 運営：社会福祉法人 館山老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム だん暖の郷  
定員：50名 運営：社会福祉法人 白寿会
- ・特別養護老人ホーム 微笑の里  
定員：80名 運営：社会福祉法人 白寿会

○介護老人保健施設

- ・赤門なのはな館 みさき  
定員：119名 運営：医療法人社団 慶勝会
- ・赤門なのはな館 なぎさ  
定員：29名 運営：医療法人社団 慶勝会
- ・館山ケアセンター 夢くらぶ  
定員：100名 運営：医療法人社団 優和会
- ・みやぎの郷  
定員：100名 運営：医療法人 南陽会

○介護療養型医療施設

- ・北条病院  
定員：16名 運営：医療法人 博正会
- ・小林病院  
定員：15名 運営：医療法人社団 寿会



## 6 児童福祉

### (1) 年齢別児童人口

平成 27. 4. 1 現在

|      |      |      |      |      |      |      |      |        |     |
|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 0 歳  | 1 歳  | 2 歳  | 3 歳  | 4 歳  | 5 歳  | 6 歳  | 7 歳  | 8 歳    | 9 歳 |
| 279  | 293  | 343  | 332  | 341  | 364  | 334  | 371  | 355    | 379 |
| 10 歳 | 11 歳 | 12 歳 | 13 歳 | 14 歳 | 15 歳 | 16 歳 | 17 歳 | 合 計    |     |
| 367  | 357  | 402  | 397  | 370  | 418  | 472  | 428  | 6, 602 |     |

住民基本台帳人口（外国人を含む）

### (2) 子ども医療費助成

平成 27. 4. 1 現在

- ①対 象 入院・通院 小学校 6 年生修了前の子ども  
入院 中学校 3 年生修了前の子ども

#### ②支給条件

##### 保護者負担額

補助対象の基準は、入院・通院 1 日または 1 回 3 0 0 円（住民税所得割非課税の世帯は無料）、調剤薬局は無料。

所得制限あり：児童手当の特例給付の限度額。

平成 26 年度給付額：8 9, 4 3 7, 1 1 7 円

### (3) 保育所一覧

平成 27. 4. 1 現在 単位：人（管外委託を含む）

| 施 設 名     | 区分 | 定員  | 入 所 人 員 |      |        |     |
|-----------|----|-----|---------|------|--------|-----|
|           |    |     | 3 歳未満児  | 3 歳児 | 4 歳児以上 | 計   |
| 船形こども園    | 市立 | 60  | 24      | 9    | 33     | 66  |
| 純真保育園     | 〃  | 100 | 39      | 15   | 53     | 107 |
| 中央保育園     | 〃  | 100 | 48      | 28   | 0      | 76  |
| 房南こども園    | 〃  | 40  | 17      | 16   | 22     | 55  |
| 館野保育園     | 〃  | 60  | 20      | 13   | 37     | 70  |
| 九重こども園    | 〃  | 40  | 15      | 15   | 21     | 51  |
| 聖アンデレ保育園  | 私立 | 60  | 25      | 11   | 22     | 58  |
| 子育保育園     | 〃  | 30  | 5       | 3    | 14     | 22  |
| 館山教会附属保育園 | 〃  | 60  | 24      | 11   | 25     | 60  |
| ユネスコ保育園   | 〃  | 90  | 24      | 12   | 42     | 78  |
| 管外の保育園    |    |     | 14      | 8    | 7      | 29  |
| 計         |    | 640 | 255     | 141  | 276    | 672 |

### (4) 保育所入所費用負担割合

市では、国から示されている徴収基準額を基に、軽減した保育料表を独自に定め、保護者負担の軽減に努めている。

## (5) 就学前児童人口及び就園状況

平成 27.5.1 現在

| 学齢<br>区分 | 就学前<br>児童数 | 保育所・幼稚園入所児童数 |            |        |
|----------|------------|--------------|------------|--------|
|          |            | 保育所          | 幼稚園（私立を含む） | 計      |
| 0歳       | 279人       | 44人          | 一人         | 44人    |
| 1歳       | 293人       | 92人          | 一人         | 92人    |
| 2歳       | 343人       | 126人         | 一人         | 126人   |
| 3歳       | 332人       | 142人         | 21人        | 163人   |
| 4歳       | 341人       | 130人         | 189人       | 319人   |
| 5歳       | 364人       | 146人         | 212人       | 358人   |
| 計        | 1,952人     | 680人         | 422人       | 1,102人 |

幼稚園園児数は、学校基本調査による（市外含む）

## (6) 館山市元気な広場

子育て支援の拠点施設として、雨でも自由にこどもたちが遊びまわれる屋根付公園をコンセプトに、300㎡のオープンスペースを設け、親同士が子どもを遊ばせながら気軽におしゃべりや子育ての悩みを相談できる場を作り、子育て情報の提供や各種講座などを実施。更に、地域の子育て支援を推進するため、平成26年度から船形こども園、平成27年度から九重地区公民館において「出張子育てひろば」を展開している。

また、会員同士が互いに助け合うファミリー・サポート・センターを併設し、生活協同組合コープみらいが指定管理者として管理運営にあっている。

### ①施設の概要

所在地 館山市北条 740 番地の 1  
開設 平成 21 年 4 月 1 日  
建物面積 612.47 ㎡  
建物の構造 鉄骨平家建  
工事費 106,834 千円  
設備 ふれあいサロン(オープンスペース約 300 ㎡、床暖房完備)  
相談カウンター、多目的室、乳児用寝室、調乳室、静養室

### ②元気な広場

利用者：乳幼児とその保護者  
平成 26 年度 元気な広場利用者 13,360 組 32,795 人  
出張子育てひろば利用者 491 組 1,135 人

### ③ファミリー・サポート・センター

子供を預かって欲しい方(おねがい会員)と預かることのできる方(まかせて会員)が登録し、会員同士で子育ての相互援助活動を行なう。  
会員：おねがい会員 市内在住の生後 3 ヶ月～小学校 6 年生の保護者  
まかせて会員 市内在住の 20 歳以上の方  
平成 26 年度 会員登録 360 人 活動件数 延 349 件

## (7) 病児・病後児保育事業

子どもが風邪などの軽い病気にかかっているか治りかけのとき、仕事などで家ではみられない場合や集団の保育が難しい子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を委託により亀田病児・病後児保育室たてやまで実施している。

平成 26 年度 館山市 登録者 687 人 延利用者 418 人

## (8) 学童クラブ

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、平成27年4月に館山市立学童クラブを開設。

開所日 月曜日から金曜日及び第4土曜日(祝日・年末年始を除く)

開所時間 平日:放課後から午後6時まで

夏季休業日等:午前7時30分から午後6時まで

(ただし、午前7時30分から午前8時までは延長利用時間)

### 館山市立学童クラブ一覧

平成 27.4.1 現在

| 名 称     | 所 在 地                | 入所児童数 | 定 員  |
|---------|----------------------|-------|------|
| 船形学童クラブ | 館山市船形 405-2 (船形小学校内) | 24 人  | 30 人 |
| 那古学童クラブ | 〃 那古 272 (那古小学校内)    | 30    | 30 人 |
| 北条学童クラブ | 〃 北条 456 (北条小学校内)    | 57    | 60 人 |
| 館山学童クラブ | 〃 館山 317 (館山小学校内)    | 30    | 30 人 |
| 豊房学童クラブ | 〃 大戸 266-2 (豊房小学校内)  | 25    | 30 人 |
| 館野学童クラブ | 〃 山本 1028 (館野小学校内)   | 24    | 30 人 |
| 九重学童クラブ | 〃 藪 268-1 (九重地区公民館内) | 12    | 20 人 |

## 7 国民年金

### (1) 被保険者状況

平成 27. 3. 31

|       |           |            |
|-------|-----------|------------|
| 被保険者数 |           | 9, 2 2 1 人 |
|       | 1号被保険者    | 6, 6 5 1 人 |
|       | 任意加入者     | 1 0 5 人    |
|       | 3号被保険者    | 2, 4 6 5 人 |
| 免除者数  |           | 2, 1 3 3 人 |
|       | 法定免除      | 6 1 5 人    |
|       | 申請免除 (全額) | 8 3 5 人    |
|       | 〃 (3/4)   | 1 3 4 人    |
|       | 申請免除 (半額) | 8 4 人      |
|       | 〃 (1/4)   | 3 9 人      |
|       | 学生特例      | 3 2 4 人    |
| 納付猶予  | 1 0 2 人   |            |

## (2) 受給者状況

平成 27. 3. 31

| 区分   | 老齢基礎年金        | 障害基礎年金     | 遺族基礎年金    | 寡婦年金     |
|------|---------------|------------|-----------|----------|
| 受給者数 | 14,936 人      | 993 人      | 102 人     | 20 人     |
| 年額   | 10,157,233 千円 | 845,275 千円 | 78,715 千円 | 9,361 千円 |

| 区分   | 老齢年金       | 通算老齢年金    | 障害年金      | 母子・準母子遺児年金 |
|------|------------|-----------|-----------|------------|
| 受給者数 | 714 人      | 436 人     | 36 人      | — 人        |
| 年額   | 358,435 千円 | 93,330 千円 | 30,139 千円 | — 千円       |

## 8 国民健康保険事業

### (1) 被保険者加入状況

平成 27. 3. 31

| 区分   | 人口       | 被保険者     | 加入割合   | 世帯数       | 国保世帯数    | 加入割合   |
|------|----------|----------|--------|-----------|----------|--------|
| 26年度 | 48,495 人 | 16,361 人 | 33.74% | 22,685 世帯 | 9,714 世帯 | 42.82% |

※外国人登録数含む。

### (2) 国民健康保険税

① 納期 7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月

② 税率 ア 所得割の課税基準額 総所得金額－基礎控除

イ 資産割の課税基準額 土地、家屋にかかる固定資産税額

※資産割については、平成 22 年度まで、平成 23 年度以降廃止。

| 区分  |     | 22年度     | 23年度     | 24年度     | 25年度     | 26年度     | 27年度     |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 所得割 | 医療分 | 6.8/100  | 7.95/100 | 7.95/100 | 7.95/100 | 7.8/100  | 7.8/100  |
|     | 後期分 | 1.4/100  | 1.4/100  | 1.4/100  | 1.4/100  | 1.4/100  | 1.4/100  |
|     | 介護分 | 1.75/100 | 1.75/100 | 1.75/100 | 1.75/100 | 1.75/100 | 1.75/100 |
| 資産割 | 医療分 | 30.0/100 | —        | —        | —        | —        | —        |
| 均等割 | 医療分 | 21,600円  | 23,400円  | 23,400円  | 23,400円  | 23,400円  | 23,400円  |
|     | 後期分 | 7,800円   | 7,800円   | 7,800円   | 7,800円   | 7,800円   | 7,800円   |
|     | 介護分 | 13,200円  | 13,200円  | 13,200円  | 13,200円  | 13,200円  | 13,200円  |
| 平等割 | 医療分 | 27,000円  | 29,400円  | 29,400円  | 29,400円  | 29,400円  | 29,400円  |
| 限度額 | 医療分 | 500,000円 | 510,000円 | 510,000円 | 510,000円 | 510,000円 | 520,000円 |
|     | 後期分 | 130,000円 | 140,000円 | 140,000円 | 140,000円 | 160,000円 | 170,000円 |
|     | 介護分 | 100,000円 | 120,000円 | 120,000円 | 120,000円 | 140,000円 | 160,000円 |

③賦課状況

<医療分>

| 区分<br>年度別 | 世帯数<br>(戸) A | 被保険者数<br>(人) B | 現年度調定額<br>(千円) C | 1世帯当たり<br>調定額(円)<br>C/A | 1人当たり<br>調定額(円)<br>C/B | 最高限度額<br>(円) | 最低額<br>(円) |
|-----------|--------------|----------------|------------------|-------------------------|------------------------|--------------|------------|
| 23年度      | 10,505       | 18,346         | 1,325,573        | 126,185                 | 72,254                 | 510,000      | 11,430     |
| 24年度      | 10,404       | 18,095         | 1,280,028        | 123,032                 | 70,739                 | 510,000      | 11,430     |
| 25年度      | 10,413       | 18,143         | 1,303,976        | 125,226                 | 71,872                 | 510,000      | 11,430     |
| 26年度      | 10,165       | 17,357         | 1,206,259        | 118,668                 | 69,497                 | 510,000      | 11,430     |
| 27年度      | 9,888        | 16,680         | 1,121,626        | 113,433                 | 67,244                 | 520,000      | 11,430     |

<後期分>

| 区分<br>年度別 | 世帯数<br>(戸) A | 被保険者数<br>(人) B | 現年度調定額<br>(千円) C | 1世帯当たり<br>調定額(円)<br>C/A | 1人当たり<br>調定額(円)<br>C/B | 最高限度額<br>(円) | 最低額<br>(円) |
|-----------|--------------|----------------|------------------|-------------------------|------------------------|--------------|------------|
| 23年度      | 10,505       | 18,346         | 253,804          | 24,160                  | 13,834                 | 140,000      | 2,340      |
| 24年度      | 10,404       | 18,095         | 244,430          | 23,494                  | 13,508                 | 140,000      | 2,340      |
| 25年度      | 10,413       | 18,143         | 249,111          | 23,923                  | 13,730                 | 140,000      | 2,340      |
| 26年度      | 10,165       | 17,357         | 233,068          | 22,928                  | 13,428                 | 160,000      | 2,340      |
| 27年度      | 9,888        | 16,680         | 216,222          | 21,867                  | 12,963                 | 170,000      | 2,340      |

<介護分>

| 区分<br>年度別 | 世帯数<br>(戸) A | 被保険者数<br>(人) B | 現年度調定額<br>(千円) C | 1世帯当たり<br>調定額(円)<br>C/A | 1人当たり<br>調定額(円)<br>C/B | 最高限度額<br>(円) | 最低額<br>(円) |
|-----------|--------------|----------------|------------------|-------------------------|------------------------|--------------|------------|
| 23年度      | 5,934        | 7,579          | 164,387          | 27,703                  | 21,690                 | 120,000      | 3,960      |
| 24年度      | 5,786        | 7,347          | 153,005          | 26,444                  | 20,826                 | 120,000      | 3,960      |
| 25年度      | 5,586        | 7,032          | 149,355          | 26,737                  | 21,239                 | 120,000      | 3,960      |
| 26年度      | 5,172        | 6,442          | 133,382          | 25,789                  | 20,705                 | 140,000      | 3,960      |
| 27年度      | 4,790        | 5,888          | 121,355          | 25,335                  | 20,611                 | 160,000      | 3,960      |

<参考：平成26年度決算>

| 26<br>年<br>度 | 種 別   | 調定額<br>(千円) | 収納額<br>(千円) | 欠損額<br>(千円) | 未納額<br>(千円) | 収納率<br>(%) |
|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|              | 現年課税分 | 1,577,798   | 1,483,354   | 0           | 94,444      | 94.0       |
|              | 滞納繰越分 | 819,242     | 94,371      | 154,381     | 570,490     | 11.5       |
|              | 計     | 2,397,040   | 1,577,725   | 154,381     | 664,934     | 65.8       |

### (3) 保険給付状況

#### ① 給付の範囲

|          |                            |                      |
|----------|----------------------------|----------------------|
| ア 一部負担割合 | 一 般 30%                    | 退 職 30%              |
|          | 就 学 前 20%                  |                      |
|          | 70歳以上一般(昭和19年4月1日以前に生まれた方) | 10%                  |
|          | 70歳以上一般(昭和19年4月2日以降に生まれた方) | 20%                  |
|          | 70歳以上一定以上所得者               | 30%                  |
| イ その他の給付 | 出産育児一時金                    | 420,000円(平成21年10月から) |
|          | 葬祭費                        | 50,000円(平成20年4月から)   |

#### ② 療養諸費

平成26年度

| 種 別   | 件 数<br>(件) | 費 用 額<br>(千円) | 保険者負担<br>金(千円) | 一部負担金<br>(千円) | 他法負担金(千円) |         |
|-------|------------|---------------|----------------|---------------|-----------|---------|
|       |            |               |                |               | 他法優先      | 国保優先    |
| 療養の給付 | 271,141    | 5,368,969     | 3,908,191      | 1,288,365     | —         | 172,413 |
| 療養費等  | 4,208      | 44,035        | 31,874         | 11,129        | —         | 1,032   |
| 計     | 275,349    | 5,413,004     | 3,940,065      | 1,299,494     | —         | 173,445 |

### (4) その他の給付

平成26年度

| 種 別           | 件 数  | 支 給 額       |
|---------------|------|-------------|
| 出 産 育 児 一 時 金 | 50件  | 20,268,725円 |
| 葬 祭 費         | 82件  | 4,100,000円  |
| 計             | 132件 | 24,368,725円 |

## 9 保健事業

「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という基本理念のもとで、健康で活力ある長寿社会の実現をめざして平成元年に長寿健康都市を宣言し、健康づくりに対する市民意識の高揚を図るとともに総合検診の実施や各種がん検診、健康教育、健康相談、結核予防事業の推進など総合的な施策を展開している。

### (1) 母子保健事業

#### ① 思春期ふれあい体験学習

出生率の低下、核家族化の進行等により、多様な人間関係の交わりや乳幼児とのふれあいの場が減少している。そこで、中学生を対象に乳幼児とのふれあいの場を持ち、豊かな母性、父性の健全育成、命の尊さを学ぶ機会とし、少子化対策や思春期の健全育成の一環とする。

平成26年度 参加中学生数：304人

参加協力乳幼児：164人 保護者（父1人含む）：119人

#### ② 妊婦健康相談

母子健康手帳交付時、妊婦に対し妊娠中の健康管理や日常生活での注意事項等について相談、助言を行い安定した妊娠生活を送れるようにする。また、各種保健サービスや制度が活用でき、安心した育児が出来るよう情報提供する。

平成26年度面接者：321人

#### ③ パパママ学級

妊産婦等に対し妊娠・出産・育児についての理解を深め、不安を軽減する。また孤立した育児をしないよう、妊産婦同士の交流を図り仲間づくりの場とする。

平成26年度受講者数：実人員63人、延べ105人

#### ④ 4か月児健康診査・乳児相談

4か月児を対象に健康診査、月齢を問わず1歳未満児を対象に健康相談を実施し、乳児の心身の発育・発達の促進や育児不安の軽減等を図り、より良い母子関係が成立できるよう支援することを目的とする。

| 区分       | 対象者  | 相談者  | 来所率   |
|----------|------|------|-------|
| 4ヶ月児健康診査 | 316人 | 287人 | 90.8% |
| 乳児相談     | 295人 | 241人 | 81.7% |

#### ⑤ 離乳食学級

1歳未満児の保育者を対象に離乳食の調理実習を実施し、離乳食の進め方、調理方法、味付け、形態を知ることが目的とする。

平成26年度受講者：41人

#### ⑥ 1歳6か月児健康診査

身体の発育状況及び疾病の有無を診査し生活全般と母親への育児等の助言を行う。

平成26年度：該当者318人、受診者312人、受診率98.1%

#### ⑦ 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、適切な助言及び措置を行う。また、教育を併せて実施し、幼児の健康の維持増進を図る。

平成26年度：該当者363人、受診者332人、受診率91.5%

⑧ たつの子幼児教室

1歳6か月児及び3歳児健康診査後、母子関係の希薄な幼児や家庭環境等により、言語その他の発達の遅れが心配される幼児や育児不安のある母親に対して、集団遊びを通して問題解決できるように支援する。

平成26年度：たつの子幼児教室参加延数149人

⑨ 子育て支援事業

幼稚園や保育園との連携による在宅乳幼児の育児相談や元気の広場での子育て支援講座（ハッピーファミリー）と育児相談での子育て情報の提供や仲間づくり、自主育児サークル活動への支援等、関係機関・団体と連携した各種の子育て支援事業を実施する。

⑩ 小児生活習慣病対策事業

小児生活習慣病予防検診の結果と日常生活に関するアンケート調査に基づき、児童生徒の保護者への健康づくり支援、個別相談を行うとともに小中学校において、児童・生徒に対し生活習慣病予防のための健康教育を実施する。

(2) 結核検診

平成26年度受診者：受診者数5,889人、精検者101人、結核0人

(3) 健康教育等支援事業

① 健康手帳の交付

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のため健康手帳の交付を行う。

平成26年度：75歳以上及び65歳～75歳未満の障害者 5人  
40歳～74歳 63人

② 健康教育

保健センターや各地区公民館で健康教育を実施し、健康づくりに対する知識の普及啓発を図る。

平成26年度実施状況

|                 |     |        |
|-----------------|-----|--------|
| 一般健康教育          | 28回 | 318人   |
| 病態別教育           | 2回  | 119人   |
| 歯周疾患健康教育        | 3回  | 35人    |
| 骨粗しょう症・転倒予防健康教育 | 1回  | 45人    |
| その他             | 29回 | 1,015人 |
| 計               | 63回 | 1,532人 |

③ 健康相談

保健センターや各地区公民館で健康相談を実施し、健康づくり支援を行う。

平成26年度：186回、1,782人



#### ④ 家庭訪問

保健師、管理栄養士による家庭訪問を実施し、健康づくり支援・食生活改善等の充実を図る。

- ◎母子
  - i 妊婦面接時健康上に問題があり、継続支援の必要な人。
  - ii 第1子の新生児・産婦と第2子以降でも育児不安のある母子。
  - iii 乳児相談時等発育・発達・育児・健康上に問題があり、継続支援の必要な人。
  - iv 1歳6か月児及び3歳児健康診査時問題を有する人。
  - v 健康診査未受診児。

#### 平成26年度家庭訪問実績

| 区 分   | 被訪問実人員   | 延べ人員 |
|-------|----------|------|
| 妊 産 婦 | 妊婦： 5人   | 8人   |
|       | 産婦： 304人 | 357人 |
| 新 生 児 | 222人     | 229人 |
| 乳 幼 児 | 186人     | 263人 |

- ◎成人
  - 1 総合検診受診者で生活習慣改善・精密検査等の必要な人。
  - 2 特定健診・特定保健指導のフォロー。
  - 3 高齢者など保健師活動からの経過観察者。
  - 4 国保被保険者で多受診者、重複受診者、退院した人（国保レプトより）
  - 5 訪問依頼（本人・家族及び関係機関より）

#### 平成26年度家庭訪問実績

| 区 分   | 被訪問実人員 | 延べ人員 |
|-------|--------|------|
| 生活習慣病 | 281人   | 311人 |
| 精神障害  | 81人    | 126人 |
| その他   | 182人   | 209人 |
| 計     | 544人   | 646人 |

#### ⑤ 介護予防事業（一般高齢者施策）

各地区公民館で、閉じこもり予防・転倒予防・認知症予防を目的に高齢者の交流を図る。平成26年度：243回、延べ3,684人

#### ⑥ 介護予防事業（特定高齢者施策）

要介護状態となるおそれの高い虚弱な65歳以上の者(特定高齢者)に、介護予防特定高齢者施策を実施

通所型介護予防事業（ナイスミドルレッスン事業委託）

平成26年度：参加人員61人、延べ人員70人

#### ⑦ 特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）

40歳以上の国民健康保険の加入者で、メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者へ、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、医療費の削減に結び

付ける。

平成25年度法定報告数

動機付け支援：メタボリックシンドローム予備群など、生活習慣の改善の必要性が高い人

初回面接利用人員188人 完了者165人

積極的支援：メタボリックシンドロームに該当すると判定された人に対し、行動目標の達成を支援し、確実な行動変容を目指す。(外部委託)

初回面接利用人員30人 完了者19人

#### (4) 生活習慣病予防対策事業

##### ① 総合検診

各種検診（特定健診・後期高齢者健診・胃がん・結核・肺がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検査）を同一会場で行い、疾病の早期発見・早期治療により住民の健康づくりを推進する。

平成26年度総合検診受診者数（27日間） 受診者総数5,139人

##### ・ 特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、館山市国民健康保険の保険者として、40～74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を抽出するために実施する。

平成26年度 総合検診受診者数 3,530人 施設健診受診者数 85人  
検査結果連絡票実施者 338人

集団・施設及び検査結果連絡票 受診者数合計 3,953人

・ 各種がん検診等 胃がん検診 2,371人 前立腺がん検診 1,615人

・ 肝炎ウイルス検診 444人

##### ・ 後期高齢者健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、千葉県後期高齢者医療保険加入者（75歳以上及び65～74歳の一部の方が対象）に、健康の保持増進や糖尿病等の早期発見のために、健康診査を実施する。

平成26年度 総合検診受診者数 1,004人 （施設健診：30人）

集団・施設 受診者数合計 1,034人

##### ・ 二次予防対象者把握事業

「介護保険法」に基づき、要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に、生活機能評価（生活機能チェック及び生活機能検査）を実施し、二次予防対象者を決定する。

平成26年度 基本チェックリスト実施数6,082人 二次予防対象者1,176人

##### ② 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから早期に骨量減少者を発見し、予防に努める。

平成26年度 対象者 40・45・50・55・60・65・70歳の女性 受診者332人

### ③ 歯周疾患検診

歯科疾患を早期に発見・処置し、予防を行うことによって、生涯を通じて自分の歯で食生活が営め、自立した生活ができるようにする。

平成26年度 対象者 40・50・60・70歳 受診者 45人

### ④ 各種がん検診

総合検診とは別に、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診を実施し、生活習慣病の一つであるがんについて早期発見・早期治療に努める。

## (5) 健康づくり推進事業

### ① 保健推進協議会活動

乳幼児から高齢者まで健康で明るい家庭生活が送れるよう、行政と地域とのパイプ役として145名の保健推進員を委嘱し、生活習慣病予防等の基礎知識を学び、地域へ伝達し、地域保健活動の推進を図る。

平成26年度の主な活動状況

家庭訪問 母子308件 成人・老人248件

たてやま☆元気サポーター事業（保健推進員による生活習慣病予防と食育）

中学生 19回 609人 一般成人 5回 72人

## (6) 予防接種事業

予防接種法等に基づき各種予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延予防に努める。

- ① 個別接種 BCG、麻しん・風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、水痘二種混合（ジフテリア・破傷風）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、不活化ポリオ、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌

館山市が任意で実施する予防接種

- ① 個別接種 高齢者の肺炎球菌、成人の風しん

## (7) 看護師等修学資金貸付制度

看護師又は准看護師を養成する大学、専門学校等に在籍し、将来安房郡市内において看護師等の業務に従事しようとする修学者に対して、修学資金を貸付けることにより、看護師等の充足及び、地域医療体制の確保を図る。

① 貸付金額上限 30,000円/月

※金額は1万円・2万円・3万円から選択可

貸付実績

| 年 度    | 貸 付 人 数 | 金 額         | 貸付累計金額      |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 平成26年度 | 33人     | 11,790,000円 | 24,300,000円 |

### (8) 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生した乳児が、正常児が出生時に有する諸機能を得るにいたるまで、必要な医療を給付する。看護料及び移送料を除き、すべて現物給付となる。

平成26年度 給付対象 9人 給付合計額 1,981,667円

## 10 市民相談 (平成26年度)

### (1) 市民相談 63件

市民相談嘱託員が週4日(火曜日を除く)、道路、公害、年金、税問題などから、相続、婚姻、土地、建物、金銭問題など極めて広範囲にわたる相談を、面談や電話相談で応じています。

相談内容は、複雑多岐にわたることから、相談員は、常に、関係法令等よく熟知することに努め、国、県などの関係機関をはじめ担当課と密接な連携のもとに対応に当たっています。

### (2) 人権相談 4件(特設相談のみ)

法務大臣から委嘱された人権擁護委員(市内9人)が、人権思想の普及高揚に努めるとともに、法務局館山支局で、常設相談や特設相談(年6回)を開設して、家庭内問題・いじめなど、相談に応じています。

### (3) 行政相談 1件(特設相談のみ)

総務大臣から委嘱された行政相談委員(市内3人)が、日々の地域相談や定例・特設相談日(月2回程度)を開設し、住民の行政に対する苦情や意見・要望について、申出人と関係行政機関との間にたつて、その解決や実現の促進を図り、行政の制度及び運営の改善に努めています。



カナリアナス

## 第 7 編

### 経 済 観 光



渚の駅たてやま 商業施設棟 オープン

#### ——内 容——

- 1 商 工
- 2 観 光
- 3 みなとまちづくり
- 4 移 住 定 住
- 5 農 業
- 6 漁 業

# 1 商 工

本市は、安房地域の経済、文化の中心地であり、特に商業は市の経済や豊かな市民生活を支える重要な役割を果たしている。しかし近年、消費者ニーズの多様化、大型店の進出、モータリゼーションの進展などにより、本市商業を取り巻く環境には厳しいものがある。

一方、東関東自動車道館山線等の全線開通により、通年型の観光客が見込まれ消費の拡大に期待を寄せている。

本市の工業については、家内工業的な小規模事業所が点在している状況である。

## (1) 商店数、従業者数、年間販売額

平成 24. 2. 1 経済センサス活動調査 (単位: 万円)

| 分類    | 商店数  | 従業者数   | 年間販売額     |
|-------|------|--------|-----------|
| 総数    | 652店 | 3,880人 | 8,206,700 |
| 一般卸売業 | 130店 | 742人   | 2,777,400 |
| 小売業   | 522店 | 3,138人 | 5,429,300 |

## (2) 工業の分類別事業所数、従業者数

平成 24. 2. 1 経済センサス活動調査

| 産業(中)分類 | 事業所数 | 従業者数(人) | 産業(中)分類 | 事業所数 | 従業者数(人) |
|---------|------|---------|---------|------|---------|
| 食料品     | 16   | 243     | 非鉄      | -    | -       |
| 飲料・たばこ  | -    | -       | 金属製品    | 3    | 36      |
| 繊維      | 4    | 58      | はん用機械   | -    | -       |
| 木材・木製品  | -    | -       | 生産用機械   | 7    | 109     |
| 家具・装備品  | 1    | 4       | 業務用機械   | 1    | 38      |
| パルプ・紙   | 1    | 25      | 電子・デバイス | 3    | 874     |
| 印刷      | 4    | 78      | 電気機械    | 1    | 10      |
| 化学      | 1    | 6       | 情報通信機械  | -    | -       |
| 石油・石炭   | -    | -       | 輸送用機械   | 4    | 124     |
| プラスチック  | 1    | 4       | その他     | 6    | 69      |
| ゴム      | 1    | 7       |         |      |         |
| なめし革    | -    | -       |         |      |         |
| 窯業・土石   | 4    | 90      |         |      |         |
| 鉄鋼      | -    | -       | 合計      | 58   | 1,775   |

※ 従業者3人以下は除く。

## (3) 中小企業資金融資対策

資金貸付制度 (信用保証料は貸付日より3年間分のみ市費負担) 平成 27 年 4 月 1 日現在

| 種類           | 区分   | 貸付限度額   | 貸付期間  | 利子補給 |      | 利率     |       |
|--------------|------|---------|-------|------|------|--------|-------|
|              |      |         |       | 1%   | 3年以内 | 1年以内   | 2.20% |
| 一般事業資金       | 運転資金 | 1,000万円 | 5年以内  | 1%   | 3年以内 | 1年以内   | 2.20% |
|              | 設備資金 | 2,000万円 | 10年以内 | 1%   | 3年以内 | 1年～3年  | 2.40% |
| 小口零細企業保証制度資金 | 運転資金 | 1,000万円 | 5年以内  | 1%   | 3年以内 | 3年～5年  | 2.70% |
|              | 設備資金 | 1,250万円 | 10年以内 | 1%   | 3年以内 | 5年～10年 | 3.20% |

| 貸 付 決 定 |            |         |           |      |            |
|---------|------------|---------|-----------|------|------------|
| 運 転 資 金 |            | 設 備 資 金 |           | 合 計  |            |
| 件数      | 金 額        | 件数      | 金 額       | 件数   | 金 額        |
| 50 件    | 341,000 千円 | 4 件     | 13,600 千円 | 54 件 | 354,600 千円 |

#### (4) 商工団体等への助成等 (平成27年度当初予算ベース)

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 館山商工会議所補助金        | 7,071 千円  |
| 商店会連合会補助金         | 1,800 千円  |
| 館山たばこ販売組合補助金      | 220 千円    |
| 中小企業融資預託金         | 68,600 千円 |
| 中小企業融資保証料補給金      | 4,652 千円  |
| 中小企業融資利子補給金       | 4,450 千円  |
| 小規模事業者経営改善資金利子補給金 | 4,326 千円  |
| 房州うちわ振興協議会補助金     | 291 千円    |
| 館山商工会議所施設改修事業補助金  | 40,180 千円 |

#### (5) 消費生活相談 143件 (平成26年度相談件数)

消費者と事業者との間の契約などに関する消費生活上の問題についての相談を受け付けており、解決のための助言・あっせんなどを行っている。

近年、消費者を取り巻く環境は、高度情報化や少子高齢化の進行等により大きく変化し、それに伴い、消費者問題も複雑化・多様化している。高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、また、若者を中心とした携帯電話やインターネットに関するトラブルなどの消費者被害も増加しており、その手口も巧妙化しているため、最新の情報を把握し、相談に応じている。

## 2 観 光

本市は、南房総国定公園内に位置し、恵まれた自然と温暖な気候により古くから保養地、海浜リゾート地として、また近年では花の産地としてその名を知られ、首都圏各地からの観光客に親しまれている。

アクアライン通行料 800 円の継続や高速道路網等の整備など、アクセス性の向上により、本市は首都圏における観光レクリエーション都市としての飛躍が今後も期待できる。そのため、恵まれた立地や風土を十分活用した新たな観光資源開発、農漁業などの体験観光やスポーツ観光の推進、教育旅行を含む積極的な観光客の誘致活動を推し進め、通年型観光の確立を目指し、観光諸施策を推進している。

また、安房3市1町に富津市を加えた宿泊・滞在型観光推進協議会による観光客の誘客事業など、南房総エリア一体となった広域連携による滞在型の観光地づくりを推進している。



## (1) 観光客入込数

単位：人

| 観光客入込数 |          | 平成24年     | 平成25年     | 平成26年     |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
|        |          | 1,708,000 | 1,754,000 | 1,630,000 |
| 内      | 利用交通機関別  |           |           |           |
|        | 鉄道       | 251,000   | 257,000   | 240,000   |
|        | 貸切バス     | 209,000   | 215,000   | 200,000   |
|        | 自家用車     | 1,225,000 | 1,258,000 | 1,170,000 |
|        | その他      | 23,000    | 24,000    | 20,000    |
| 内      | 宿泊別      |           |           |           |
|        | 日帰り客     | 1,371,000 | 1,383,000 | 1,250,000 |
|        | 宿泊客      | 337,000   | 371,000   | 380,000   |
| 訳      | 目的別      |           |           |           |
|        | 海水浴      | 76,000    | 95,000    | 69,000    |
|        | 社寺参詣     | 278,000   | 268,000   | 278,000   |
|        | 花見       | 115,000   | 119,000   | 108,000   |
|        | ゴルフ      | 120,000   | 120,000   | 118,000   |
|        | 遊園地      | 226,000   | 246,000   | 181,000   |
|        | 文化財等見学   | 178,000   | 193,000   | 200,000   |
|        | いちご狩り    | 128,000   | 125,000   | 124,000   |
|        | サーフィン    | 108,000   | 113,000   | 100,000   |
|        | 各種催物     | 376,000   | 384,000   | 354,600   |
|        | スポーツイベント | 調査項目なし    | 調査項目なし    | 13,400    |
|        | その他      | 103,000   | 91,000    | 84,000    |

## (2) 市内の宿泊施設

H27.3.31 現在

| 民間施設     | 数   | 収容人員   | 公的施設  | 数 | 収容人員 |
|----------|-----|--------|-------|---|------|
| ホテル      | 3   | 197人   | 休暇村館山 | 1 | 242人 |
| 旅館       | 87  | 4,481人 |       |   |      |
| 簡易宿所(年間) | 43  | 776人   |       |   |      |
| 簡易宿所(季節) | 9   | 178人   |       |   |      |
| 下宿       | -   | -      |       |   |      |
| 計        | 142 | 5,632人 | 計     | 1 | 242人 |

(資料 安房健康福祉センター、休暇村館山)

## (3) 主な観光行事(平成27年)

- ① 花摘み園(1月～5月上旬)……特産のアイランドポピーの摘み取り
- ② 観光いちご園(1月上旬～5月上旬)
- ③ 観光定置網(3月～11月)……本場の定置網漁業体験
- ④ 館山観光まつり(7月20日～8月10日)  
……館山湾花火大会、館山オープンウォータースイムレース  
全国大学フラメンコフェスティバル他
- ⑤ 安房国司祭(9月敬老の日の前の土日)……安房地方最大規模の例大祭
- ⑥ 南総里見まつり(10月17日)……武者行列等

#### (4) 観光宣伝

- ① 観光パンフレットを作成し、観光案内所や観光施設、各種イベントにおいて広く内外に頒布紹介している。
- ② 市ホームページによる観光宣伝
- ③ 県内外で開催する千葉県観光・物産展に参加し、本市の優れた各種物産と観光を県内外に紹介している。
- ④ 南房総観光連盟（安房郡市）による広域的な観光宣伝事業の実施。
- ⑤ ちば観光プロモーション協議会（千葉県・市町村・観光事業者等）による県内外への観光宣伝事業の実施。
- ⑥ 館山体験交流協会と連携した修学旅行等誘致のための観光宣伝活動の実施。
- ⑦ 中野区と館山市ほか4市による連携による交流事業の実施。「なかの里・まち連携宣言」（H21.3.28）
- ⑧ 宿泊・滞在型観光推進協議会（館山市・富津市・鴨川市・南房総市・鋸南町による神奈川方面からの観光客誘致（H22.4.1～）
- ⑨ マスコットキャラクター「ダッペエ」を活用した館山市のPR活動
- ⑩ テレビの旅番組やドラマ・映画の撮影を通じて館山市の魅力を紹介

#### (5) 体験観光

観光事業者やNPO等が、房州うちわづくり体験や戦跡めぐりなど50種類以上の体験メニューをそろえて観光客や修学旅行者に提供している。

平成26年度修学旅行等実績 36校 3,807人

#### (6) 館山温泉郷

平成17年5月に館山温泉組合が設立され、同年10月に館山温泉郷開湯宣言を行った。市の観光振興支援事業補助金などを利用し、全国に温泉をPR、施設整備等を実施している。組合加入施設数 15施設（平成27年4月現在）

#### (7) 館山市の民芸品、土産物

房州うちわ、唐棧織、貝細工、里見焼き、玉黄金らっきょう、はちみつびわ最中、花菜っ娘、牛乳せんべい、八犬伝まんじゅう、魚貝類など

#### (8) 館山新・ご当地グルメ

一年を通して豊富な魚介類が水揚げされる館山の地場産食材を活かした食によるまちおこしを目的として、館山新・ご当地グルメ推進協議会により「館山炙り海鮮丼」と「館山伊勢海老ステーキ御膳」が開発され、各メニューを市内の5店舗で提供。

#### (9) 観光団体への補助

館山市観光協会に対し補助金を交付……平成26年度 4,922千円

### (10) 観光振興支援事業補助金

魅力的な観光地づくりを目指し、民間団体などが行う観光振興に資する事業の実施を支援するため、補助金を交付する。

平成26年度 4団体 2,412千円

## 3 みなとまちづくり

### (1) 多目的観光栈橋と館山港交流拠点「“渚の駅” たてやま」

館山港が、港湾の個性や魅力を活かした「みなとまちづくり」を推し進めることで、地域経済の振興に重要な役割を果たすことが期待できる港湾として『特定地域振興重要港湾（平成12年5月）』に指定されたことを受け、国・県・市の三者共同による『館山港港湾振興ビジョン（平成14年）』、及び館山市により『館山湾振興ビジョン（平成21年）』が策定された。

ビジョンでは、海での観光・レクリエーション分野を推進して、地域を発展させていく施策が掲げられ、この実現に向け、中核的施設となる「多目的観光栈橋（※1）」、その基部の交流拠点として「“渚の駅” たてやま（※2）」が、それぞれ千葉県と館山市により整備された。

平成26年11月、「渚の駅” たてやま」に商業施設棟がオープンし、このエリアを中心としてさらなる魅力向上による交流人口の拡大など地域の活性化を図っていく。

#### (※1) 多目的観光栈橋

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 平成18年度末 | 漁業関係者の同意取得             |
| 平成19年度  | 陸上部分工事完了               |
| 平成20年度  | 栈橋部分工事着工（デザインビルド方式採用）  |
| 平成22年度  | 供用開始（平成22年4月25日）       |
| 平成23年度  | 愛称「館山夕日栈橋」となる（市民公募による） |

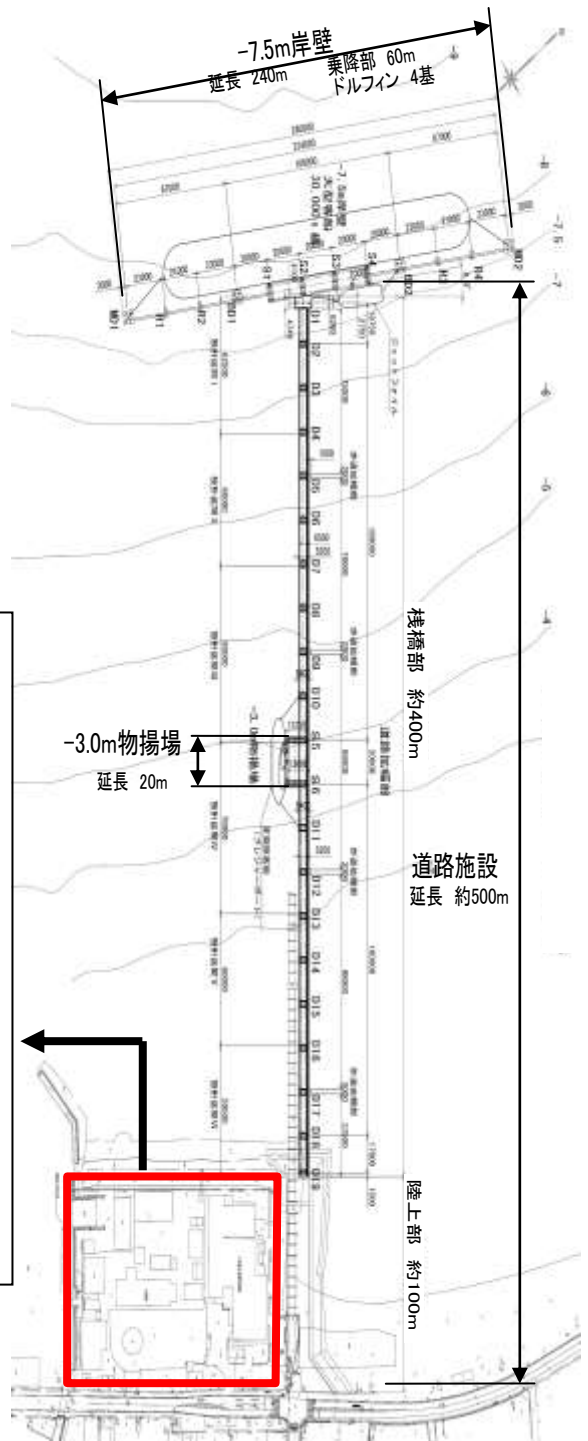
#### (※2) 館山港交流拠点「“渚の駅” たてやま」

|        |  |
|--------|--|
| 平成19年度 | 館山港交流拠点整備基本計画策定（渚の駅づくり検討委員会、渚の駅づくり市民ワーキング会議） |
| 平成21年度 | 県立安房博物館移譲（平成21年4月1日）<br>「“渚の駅” たてやま」整備着手     |
| 平成23年度 | 供用開始（平成24年3月25日）                             |
| 平成26年度 | 商業施設棟オープン（平成26年11月4日）                        |

【多目的観光棧橋概要】  
 整備主体 千葉県  
 事業費 約15億円  
 (1)水深7.5m岸壁  
 延長240m、乗降部60m、ドルフィン4基  
 対象船舶:大型客船、官公庁船、定期旅客船  
 (2)水深3.0m物揚場  
 延長20m(道路部と一部共用)  
 対象船舶:湾内遊覧船、プレジャーボート  
 (3)道路施設  
 延長500m、車道幅員4.0m、歩道幅員1.5m



(「渚の駅」たてやま)



## (2) 大型客船の寄港と地域活性化

『館山港港湾振興ビジョン』に示された地域振興策の一つに、大型客船の寄港があり、本市では、船会社への積極的な誘致活動を展開してきた。

その結果、平成15年3月の客船「飛鳥」の初寄港を皮切りに、日本を代表する各豪華客船が毎年寄港するまでに至っている。

特に毎年行われる8月8日の「館山湾花火大会」には、客船「につぼん丸」による“夏休み 館山花火クルーズ”が、ツアー商品として定番化された。

大型客船の寄港は地域に明るい話題と大きなインパクトを与えるとともに、寄港の度に行われる様々な歓迎行事や地域でのオプションツアーは、市民との交流や地域経済の活性化に影響を与えるまでになっている。

また、大型客船の寄港は、直接的な経済効果のみならず、多大な広告効果があり、本市

の知名度向上などが期待できるため、一層の客船誘致は「観光立市館山」の実現に大きく寄与し、地域活性化の契機になるものと考えている。

### (3) 海路開設に向けた取組み

平成16年7月の東京～館山～下田を結ぶ高速ジェット船（東海汽船株）によるモニター運航（国土交通省・館山市）に始まり、平成17年3月の東京～館山～大島間の試験運航を経て、平成18年早春から、館山～大島～下田間及び東京～館山～大島間の季節運航が実現し、運航日数等の拡大とともに利用者も増加した。

また、平成20年5月には、高速ジェット船（東海汽船株）による200人限定企画『市長と行く神津島への館山市民号』が成功裡に終了したことで、新たな海路の開設は観光圏を拡大させる可能性があることが認識された。

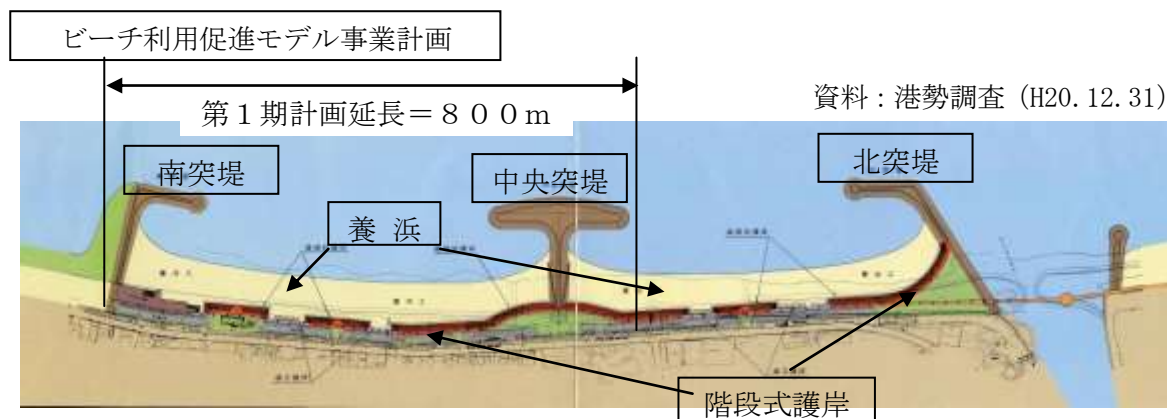
以後、観光圏を拡大させるために、館山港から新島、式根島、館山港から神津島、新島、式根島、大島、館山港から大島、三宅島、小笠原諸島を新たな海路で結ぶなど、現在もお観光圏を拡大させる取組みが継続して行われている。

新たな海路の開設は、観光客や地域住民のアクセス性を向上させ、商圏が拡大するなどの効果が認識されており、その需要や課題等を様々な角度から分析し、旅客船を利用した新たな旅行商品などの開発は、館山港を拠点とした交流人口の増大や、地域の活性化に効果があると考えている。

### (4) 賑わい空間の創出

館山港海岸（北条海岸）では、深刻化する高潮・侵食等の災害から、市民の生命と財産を守り、良好なレクリエーション環境を創出するため、千葉県による「ビーチ利用促進モデル事業」（第1期事業区間延長800m）の整備にあわせ、海浜部を南北に縦走する都市計画道路船形館山港線の延長1,270mの間で、南欧風の景観整備と電線を地中化する「海辺のまちづくり」のシンボルロードとなる「鏡ヶ浦通り」の整備が進められた。

また、これまで館山市が整備を進めてきた「渚の駅”たてやま”」を中心に、多目的観光棧橋への多様な船舶の寄港、海水浴場へのビーチバーレーコートを設置や自然体験イベントの開催などを積極的に展開し、更なる海辺の賑わい空間の創出を図ることによって、多くの来訪者で賑わう出会いと交流の場を形成し、交流人口の拡大につなげていく。



## 4 移住定住

移住定住を促進することは人口減少を抑え、地域経済の活性化を図る重要な施策である。

平成 19 年度から、戦後日本の経済成長を支えてきた「団塊世代」といわれる人々が、定年を迎えはじめるのを契機に、この「団塊世代」を本市に誘致することを目的として、専任職員を置いて対応を開始した。当初は、移住定住事業に関連する民間団体である NPO 法人「いなかがらし応援団」や館山商工会議所青年部が創立 50 周年記念事業として立ち上げた「おせっ会」などと連携し、事業を展開していた。

近年の間合せ件数の増加や相談内容の多様化に応えるため、平成 20 年度に NPO 法人化し、移住定住事業の推進に本格的に取り組んでいた「おせっ会」に平成 24 年度より移住相談業務を委託し、体制を強化している。

### (1) 移住定住相談業務

実際の移住相談は、当初見込んでいた「団塊世代」より、30 代、40 代の「子育て世代」からの相談が多く、傾向として「定年退職後、ゆつくりと田舎暮らし」より「豊かな自然環境の中での子育て」を希望する人が多いことがわかった。

移住相談を通じて本市へ移住する人は年々増加傾向にあり、これからも増加が見込まれる。今後も個々の事情に配慮した丁寧な対応を心掛け、一人でも多くの方の移住につなげていく。

市内への移住者数【NPO 法人おせっ会 相談分】

平成 27 年 3 月 31 日現在

|     |        | 平成 25 年<br>度 (人) | 割合 (%) | 平成 26 年<br>度 (人) | 割合 (%) | 合計 (人) | 割合 (%) |
|-----|--------|------------------|--------|------------------|--------|--------|--------|
| 年齢層 | 60 歳以上 | 5                | 7.9    | 4                | 7.0    | 9      | 7.4    |
|     | 50 歳代  | 2                | 3.2    | 10               | 17.2   | 12     | 9.9    |
|     | 40 歳代  | 17               | 27.0   | 16               | 27.6   | 33     | 27.3   |
|     | 30 歳代  | 20               | 31.8   | 6                | 10.3   | 26     | 21.5   |
|     | 20 歳代  | 7                | 11.1   | 5                | 8.6    | 12     | 9.9    |
|     | 未成年    | 12               | 19.0   | 17               | 29.3   | 29     | 24.0   |
| 合計  |        | 63               |        | 58               |        | 121    |        |

資料：NPO 法人おせっ会

### (2) 移住定住イベント

NPO 法人おせっ会に委託した移住相談業務では、移住相談以外に、移住定住につながるイベントの開催も委託している。

- ① 移住してきた人同士の「移住者交流会」を開催した。また、本市への移住希望者も参加し、移住者からの生の声を聞く機会を提供した。(H26. 7. 18)
- ② 独身の男女を対象に市内数カ所の飲食店を、時間を区切って移動しながら、交流を深めるイベント(安房コン)を実施(H26. 11. 8)
- ③ 市内の不動産業者に協力してもらい、移住を決断した人を対象に、いくつかの不動

産物件をまわるツアーを実施（H27.3.8～H27.3.9）

## 5 農 業

本市は、西に東京湾口、南は黒潮の北流する太平洋に面し、海洋性の影響を受けて、冬暖夏涼の西南暖地型を示すが、冬季は西の季節風が強く、営農作目に制約を受ける。平成 26 年の平均気温は、16.1 度で年間降水量 1,814 mm、昭和 46 年から平成 12 年までの平均初霜 11 月 29 日、終霜 3 月 29 日であり市内の一部には無霜地域もある。

農家の経営規模は、1 戸平均 94 アールで零細農家が多く兼業化が著しく進んでいる。このような中で経営形態は米プラス野菜、花きまたは酪農といった複合型で自立への道を歩んでいる。

### （1）農家数及び農業従事者数

| 農家戸数 | 専業  | 兼 業 |     | 農業従事者数（販売農家） |       |       |
|------|-----|-----|-----|--------------|-------|-------|
|      |     | 一種  | 二種  | 総数           | 男     | 女     |
| 989  | 368 | 135 | 486 | 2,483        | 1,302 | 1,181 |

資料：2010 農林業センサス

### （2）経営耕地面積（販売農家）

（単位 ha）

| 総 数 | 田   | 畑   | 樹 園 地 |
|-----|-----|-----|-------|
| 932 | 701 | 210 | 21    |

資料：2010 農林業センサス

### （3）経営規模別農家数

| 総数  | 自給的農家 | ～29a | 30～49a | 50～99a | 100～149a | 150～199a | 200a 以上 |
|-----|-------|------|--------|--------|----------|----------|---------|
| 989 | 667   | 70   | 208    | 390    | 189      | 74       | 58      |

資料：2010 農林業センサス

### （4）担い手の育成・確保

大規模経営を目指す農業者だけではなく、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある農業者が農業を維持継続できるよう、関係機関とともに連携した支援策を実施する。特に、集落営農や農業法人など組織による営農を推進するとともに、「人・農地プラン」を地域に導入することで、地域ぐるみでその課題や問題の解決に取組み、集落の営農環境を維持できるよう支援していく。

また、6 次産業化や地産地消の推進により、多様で多角的な農業経営を促進し、近年の農業情勢に対応できる力強く安定的な農業経営体を地域農業の担い手として育成する。

さらに、若者や定年帰農者など地域の新たな担い手となる新規就農者を育成・確保するため、それらが円滑に就農できる環境を整備し、関係機関と連携した多様な支援を展開していくとともに、地域おこし協力隊事業による農業振興活動をモデルとし、農業が若者にとって魅力的な産業となるよう情報発信していく。

#### ① 認定農業者制度

認定農業者制度は、経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営化改善

計画」を市が認定。制度資金融資やリース事業など支援策を受けることができる。

認定農業者数：123経営体（平成27年4月1日現在）

#### ②新規就農者支援

将来の担い手となり得る新たな人材の育成・確保を図る。農地確保、技術習得などについて、関係機関と連携した支援を行う。

#### ③集落営農の推進

地域農業の生産性向上、後継者が不足している地域における農業生産活動の維持を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成確保を推進。

#### ④「人・農地プラン」の作成推進

集落の話し合いによって作成する人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」。平成23年度からの国の主要な農業施策で、今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどうか、また、中心となる経営体にどうやって農地を集積するかなど、集落における地域農業のあり方などを定めるもの。「人・農地プラン」を作成した場合、青年就農給付金や農地集積協力金などの支援策を受けることができる。

「人・農地プラン」作成集落：3集落（平成27年4月1日現在）

### (5) 園芸

本市での園芸は、野菜、花きの栽培を中心に営まれている。

栽培される農作物は、多様化する消費者にニーズや産地間競争などの厳しい社会状況に対応するために、エコファーマー、ちばエコ農作物の認定の取得など、農作物の高品質化やブランド化が図られている。

#### ①野菜・花き・果樹

農作物の付加価値の向上のために、神戸地区のレタス、館野・豊房地区のいちご、西岬地区のひまわり、那古地区の種子なしびわなど、地域の特性を活かした農作物の栽培、野菜産地指定・エコ農作物の取得、高品質の農作物の生産・出荷が可能となる園芸施設の整備が図られている。

##### ・エコファーマー

認定者：76名（H27.5.1現在）

農作物：10種目（レタス、ブロッコリー、そらまめ、食用とうもろこし、  
トマト、いちご、水稲、セルリー、ストック、カーネーション）

##### ・ちばエコ農作物

農作物：13種目（食用なばな、そらまめ、レタス、水稲、食用とうもろこし、  
びわ、じねんじょ、いちじく、キャベツ、ブロッコリー、トマト、温州みかん、メロン）

### (6) 畜産

歴史・伝統のある安房地域の畜産は、飼料価格の高騰、牛乳や乳製品生産量の減少、食肉の輸入増加、さらには糞尿の適正な処理対応が求められる中、35戸の畜産農家



により営まれており、飼育数は20万頭羽を越え、その種類は、乳牛・肉牛・豚・鶏と多様である。

また、家畜防疫対策については、日常の衛生管理の徹底や予防接種等の受診についての指導及び啓発活動に努めている。

## (7) 食のまちづくり

館山市の豊富な農水産物を地域内で十分活用することで地域産業の活性化を目指すため、①生産農家や漁師、②料飲食店や宿泊施設及び加工所、③消費者となる市民や観光客、これら3つのまとまりを地元産の食材によって連携を強化し、各々が全て「食」による付加価値を生み出しかつ享受できる「たてやま食のまちづくり計画」を推進している。

### ①地産地消の推進

地元産の農水産物を地域内で消費することで地域の農水産業の活性化を目指すため「地産地消推進店制度」、「地産地消サプライヤー制度」及び「地産地消サポーター制度」を積極的に運用し、地産地消を推進している。

### ②食のまちづくり拠点の形成

市内稲地区にある市有地（旧公設地方卸売市場用地）について、人と情報と物（農水産物やその加工品など）が集い行き交い発進する「食のまちづくり拠点」の形成をめざしている。

この拠点は「直売機能」、「加工機能」、「飲食機能」、「農業体験・農家育成機能」などを導入するとともに、地元産の農水産物を地域内に行き渡らせる「地域内流通拠点」としての機能を持たせる施設をめざしている。

### ③軽トラ市等直売イベントの実施

地産地消を中心とした「食のまちづくり」の理念について、市民や地域内実需者の理解を深め、計画事業の推進を図るために、生産者と消費者・実需者が直接ふれあうことのできる「軽トラ市」などの直売イベントを食のまちづくり拠点用地をはじめ、市内各地で適宜開催する。

### ④地域おこし協力隊制度の活用

緊密な農・商工・観光の連携をめざす「食のまちづくり」をより機動的に推進するため、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、「食のまちづくり応援隊」として地域外から意欲的な若手人材を積極的に登用し、食のまちづくりの担い手となるよう活躍してもらっている。

## (8) 農業委員会

農業委員会は、地方自治法第180条の5第3項によって市町村に設置が義務付けられている機関で、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた農業委員を中心に構成される合議体の行政委員会。「選挙」および「選任」によって農業者が自らの代表を選ぶ農業委員会は、公的に認められた唯一の農業・農業者を代表する機関となっている。農地の権利調整や農業経営の合理化等の農業振興対策、農業・農業者に関する問題、課題についての建議や意見の公表、またその諮問に応じて答申することを業務としている。

|                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 農業委員の数                      | 18名 (選挙委員13名 選任委員5名)          |
| 農業委員の任期                     | 3年 (平成26年7月20日から平成29年7月19日まで) |
| 選挙人名簿登載者数<br>(平成27年3月31日現在) | 2,318名                        |

耕作目的の農地等の権利調整 (面積は㎡)

| 農地法第3条 |        |        |        | 農業経営基盤強化促進法 |         |         |         |
|--------|--------|--------|--------|-------------|---------|---------|---------|
| 年度     | H24    | H25    | H26    | 年度          | H24     | H25     | H26     |
| 件数     | 30     | 47     | 46     | 件数          | 142     | 140     | 147     |
| 面積     | 34,234 | 65,135 | 62,377 | 面積          | 416,164 | 345,546 | 442,500 |
| 田      | 29,572 | 52,904 | 50,235 | 田           | 343,118 | 316,729 | 364,554 |
| 畑      | 4,662  | 12,231 | 12,142 | 畑           | 73,046  | 28,817  | 77,946  |

農地転用 (面積は㎡)

| 農地法第4条 |       |       |        | 農地法第5条 |        |        |        |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度     | H24   | H25   | H26    | 年度     | H24    | H25    | H26    |
| 件数     | 5     | 7     | 11     | 件数     | 55     | 59     | 68     |
| 面積     | 4,171 | 7,956 | 18,722 | 面積     | 36,063 | 39,361 | 41,776 |
| 田      | 2,538 | 5,849 | 12,796 | 田      | 27,089 | 20,369 | 30,727 |
| 畑      | 1,633 | 2,107 | 5,926  | 畑      | 8,974  | 18,992 | 11,049 |

農業者年金

農業者の老後の生活安定を図ることを目的とした国民年金の上乗せ年金である。

| 年 度     | 新制度  |      |       | 旧制度  |      |
|---------|------|------|-------|------|------|
|         | 受給者数 | 待期者数 | 被保険者数 | 受給者数 | 待期者数 |
| 平成24年度末 | 12   | 18   | 32    | 294  | 30   |
| 平成25年度末 | 14   | 17   | 33    | 274  | 27   |
| 平成26年度末 | 17   | 14   | 33    | 259  | 22   |

※ 新制度とは、H14年1月以降の農業者年金。旧制度はそれ以前のもの。

※ 待期者とは、保険料納付が終了した受給待ちの人。

## 6 漁 業

房総半島の西南端にあり三方を海に囲まれ、海岸線は34.3キロに及び、布良の鬼ヶ瀬、さらに沖合に伊豆七島、西に東京湾口の深海を控え沿岸一帯は岩礁が多く、このような自然的要因が漁業に適しているばかりでなく、暖流の影響を受けて回遊魚族が近海に多い。

本市の漁家は、117戸で漁業従事者は178人であり、平成25年の年間の漁獲高は、約7億円である。

漁業種類としては、まき網漁業、近海カツオ一本釣り、刺し網、定置網漁業等漁船漁業のほか、時期により採貝、採藻等の沿岸ないし近海漁業が盛んである。

魚種の主なものは、イワシ、アジ、サバ、ソウダカツオ、ブリ、スズキ、カツオ、サザエ、イカ等である。その大部分が沿岸漁業であり、小型の漁船が多く、漁業根拠地も沿岸地先を利用している。このため、各地に散在する船溜りを拡充しながら営んできた結果、地方港湾1、第3種漁港1、第2種漁港1、第1種漁港8を算し漁業協同組合も結成され、現在5団体となっている。

本市の漁業・水産業は、長年、食生活の基盤を支えるとともに、地域の経済活動においても重要な役割を担ってきた。

しかし近年、漁業を取り巻く状況は、獲りすぎや管理不足・漁場の環境変動等による水産資源の減少が懸念されており、水産資源の適切な管理が必要とされている。このため、種苗放流等による、つくり育てる漁業、いわゆる栽培漁業の振興が図られている。

また、魚離れ等による魚価安や、弱い販売力、コスト高、さらに高齢化が進み、水産関連産業の衰退が課題となっている。

本市では、経営の合理化や近代化を推進するべく、基幹漁港の整備や、魚礁設置事業による漁場の造成を実施しており、また、関連産業等との連携や、地域資源の活用による、漁業・水産業の安定的な発展が図られている。

### (1) 専兼別経営体数及び漁業就業者数

| 経 営 体 数 |     |     |     | 漁業就業者数 |
|---------|-----|-----|-----|--------|
| 総 数     | 専 業 | 兼 業 |     | 総 数    |
|         |     | 漁業主 | 兼業主 |        |
| 110戸    | 69戸 | 17戸 | 24戸 | 178人   |

資料：2013 漁業センサス (H25.11.1)

### (2) 規模別漁船隻数

| 規 模 別 | 隻 数     |     |
|-------|---------|-----|
| 総 数   | 323     |     |
| 無動力船  | 1       |     |
| 動力船   | 総 数     | 322 |
|       | 3 t 未満  | 245 |
|       | 3～5 t   | 45  |
|       | 5～10 t  | 10  |
|       | 10～20 t | 22  |

資料：港勢調査 (H25.12.31)

(3) 主な漁業別漁獲量 (t)

|       |        |        |      |
|-------|--------|--------|------|
| 大型定置網 | 714.8  | 採貝     | 15.2 |
| 小型定置網 | 731.4  | 釣り・その他 | 94.0 |
| まき網   | 1328.0 |        |      |
| 刺し網   | 43.6   |        |      |

資料：港勢調査 (H25.12.31)

(4) 漁種別漁獲量 (t)

|      |        |                     |       |
|------|--------|---------------------|-------|
| さば類  | 1066.3 | ぶり類                 | 386.5 |
| いわし類 | 392.3  | その他魚類               | 723.0 |
| かつお類 | 85.7   | 貝類(あわび・さざえ・とこぶし外)   | 19.6  |
| まぐろ類 | 4.2    | 水産動物類(いか・たこ・えび・かに外) | 47.9  |
| あじ類  | 178.9  | 草類(わかめ・てんぐさ・ひじき外)   | 4.0   |

資料：港勢調査 (H25.12.31)



ハマヒルガオ

## 第 8 編

### 建設環境



鏡ヶ浦クリーン作戦

#### ——内 容——

- 1 都市計画
- 2 道路・橋梁
- 3 市営住宅
- 4 じん芥処理事業
- 5 し尿処理事業
- 6 補助事業
- 7 公共下水道事業

# 1 都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法に基づき定められたものです。

## (1) 都市計画区域

昭和 9 年に旧都市計画法の適用を受け、当時の館山北条町全域を都市計画区域に指定した。その後昭和 29 年に隣接 6 ヲ村を合併し、現在市全域が都市計画区域となっている。

都市計画区域の変遷

(※)

| 法適用年月日           | 決定変更年月日                              | 面積 ha            | 備 考                                  |
|------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 昭和 44 年 6 月 14 日 | 昭和 9 年 11 月 24 日                     | 1,648            | (旧) 都市計画法適用<br>館山北条町全域指定             |
|                  | 昭和 14 年 11 月 3 日                     | 2,715            | 合併により那古、船形地区編入<br>(市制施行)             |
|                  | 昭和 29 年 5 月 3 日                      | 10,971           | 合併により西岬、神戸、富崎、<br>豊房、館野、九重地区編入       |
|                  | 昭和 56 年 10 月 9 日                     | 10,981           | (新) 都市計画法適用<br>三芳村との境界変更及び公有水面埋立地の編入 |
|                  | 昭和 63 年 10 月 1 日                     | 11,019           | 国土地理院の測定により変更                        |
|                  | 平成 5 年 5 月 28 日                      | 11,020           | 船形及び相浜地先の公有水面埋立地の編入                  |
|                  | 平成 15 年 5 月 16 日<br>平成 23 年 6 月 10 日 | 11,021<br>11,022 | 沼地先の公有水面埋立地の編入<br>浜田・坂田地先の公有水面埋立地の編入 |

## (2) 用途地域

昭和 44 年に中心市街地である館山、北条、那古及び船形の各地域のうち 621.1 ヘクタールに用途地域を指定した。その後昭和 48 年、平成 8 年、平成 18 年の変更を経て、現在 759 ヘクタールを用途地域として指定している。

(※)

平成 27 年 4 月 1 日現在

| 用途地域区分         | 面積     | 建ぺい率   | 容積率      | 比率    | 対行政区域 |
|----------------|--------|--------|----------|-------|-------|
|                | ha     | %      | %        | %     | %     |
| 第 1 種中高層住居専用地域 | 140    | 60     | 200      | 18.4  | 1.3   |
| 第 1 種住居地域      | 477    | 60     | 200      | 62.8  | 4.3   |
| 第 2 種住居地域      | 26     | 60     | 200      | 3.4   | 0.2   |
| 近隣商業地域         | 18     | 80     | 200      | 2.4   | 0.2   |
| 商業地域           | 38     | 80     | 400      | 5.0   | 0.3   |
| 準工業地域          | 55     | 60     | 200      | 7.3   | 0.5   |
| 工業地域           | 5      | 60     | 200      | 0.7   | 0.1   |
| 計              | 759    |        |          | 100.0 | 6.9   |
| 無指定地域 (自然公園区域) | 10,263 | 70(60) | 200(200) |       | 93.1  |
| 合 計            | 11,022 |        |          |       | 100.0 |

※用途地域とは、都市の環境保全や利便の増進のために、住居、商業、工業など市街地の  
大枠としての土地利用を定め、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域で  
す。

### (3) 準防火地域

昭和 48 年 12 月 25 日に商業地域全域 37 ヘクタールを準防火地域に指定した。その後、  
平成 8 年の用途地域見直しに合わせ準防火地域も変更し、商業地域全域 38 ヘクタールを  
指定している。

※準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため、建築物の新築・増改築を  
する場合に、防火上有効な構造とするよう規制を行う地域です。

### (4) 臨港地区

館山港港湾区域と一体として機能すべき陸域として、昭和 40 年に臨港地区 4.0 ヘクタ  
ールを指定した。その後、平成 18 年に 5.5 ヘクタール、平成 21 年に 1.2 ヘクタールを都  
市計画決定し、現在約 11.0 ヘクタールを臨港地区に指定している。

| 地 区     | 面 積      | 備 考                 |
|---------|----------|---------------------|
| 館山港臨港地区 | 約 11.0ha | 商港区 8.7ha、漁港区 2.0ha |

※臨港地区とは、船舶が利用する水域（港湾区域）に隣接する陸域について、港湾区域  
と一体となった土地について利用の規制や誘導を行い、港湾機能の増進を図ることや、  
港湾の管理運営を円滑に行うために必要な地区です。

### (5) 都市計画道路

昭和 19 年に現在の国道 127 号の一部となる都市計画道路が決定された。その後、昭和  
44 年に道路計画を見直し、都市計画道路を 10 路線とした。また、国道 127 号館山バイパ  
ス改良事業、国道 410 号北条バイパス改良事業に伴う変更を経て、(仮称) 船形バイパス  
道路新設事業に伴い、平成 25 年に船形川名線を廃止するとともに、船形館山線の延伸を  
行った。同時に、船形館山港線を船形館山線と館山宮城線にそれぞれ名称を変更し、12  
路線を都市計画道路として決定している。

平成 27 年 4 月 1 日現在

| 路線名     | 計 画<br>延長m | 改良済<br>延長m | 整備<br>率% | 備 考                               |
|---------|------------|------------|----------|-----------------------------------|
| 館山駅鶴ヶ谷線 | 450        | 0          | 0        | 全線整備済                             |
| 渚線      | 250        | 250        | 100      |                                   |
| 八幡館山線   | 2,320      | 0          | 0        |                                   |
| 八幡高井線   | 1,150      | 781        | 67.9     | 鶴谷八幡宮前交差点から鶴谷八幡宮入口<br>交差点までの区間整備済 |
| 北条安布里線  | 1,640      | 160        | 9.8      | 国道 127 号との交差点付近を拡幅済               |
| 館山港線    | 1,270      | 0          | 0        |                                   |
| 八幡北条線   | 1,300      | 0          | 0        |                                   |
| 那古正木線   | 1,350      | 0          | 0        |                                   |



|        |                |                |      |                               |
|--------|----------------|----------------|------|-------------------------------|
| 船形館山線  | 5,350          | 1,270          | 23.7 | 館山駅西口交差点から八幡海岸交差点までの区間整備済     |
| 館山宮城線  | 2,100          | 1,600          | 76.2 | “渚の駅” たてやま前交差点から宮城交差点までの区間整備済 |
| 川名真倉線  | 7,620          | 7,620          | 100  | 全線供用中（一部区間暫定二車線）              |
| 青柳大賀線  | 4,340          | 764            | 17.6 | 下真倉北交差点から五霊山下交差点までの区間整備済      |
| 計      | 29,140         | 12,445         | 42.7 |                               |
| (駅前広場) | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |      |                               |
| 館山駅東口  | 4,140          | 4,140          | 100  | 供用中                           |
| 〃 西口   | 5,500          | 5,500          | 100  | 供用中                           |
| 計      | 9,640          | 9,640          | 100  |                               |

## (6) 都市計画公園

本市の都市計画公園は、昭和24年に城山公園、沖ノ島公園、高ノ島公園及び館山運動場、昭和32年に中村児童公園、昭和46年に北条中央公園、昭和48年に根岸公園、昭和51年に船形児童公園を決定し、昭和53年に館山運動場を廃止し、宮城公園として名称変更を行うとともに、館山運動公園を決定している。

平成27年4月1日現在

| 区分   | 計画公園数 | 計画総面積 | 開設公園数 | 開設公園面積 | 進捗率   | 備考       |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|
|      |       | ha    |       | ha     | %     |          |
| 街区公園 | 3     | 0.80  | 3     | 0.63   | 78.8  | 中村、根岸、船形 |
| 近隣公園 | 1     | 1.68  | 1     | 1.68   | 100.0 | 北条中央     |
| 地区公園 | 1     | 5.60  | 1     | 3.12   | 55.7  | 宮城       |
| 総合公園 | 1     | 10.20 | 1     | 10.16  | 99.6  | 城山       |
| 運動公園 | 1     | 25.40 | 1     | 25.40  | 100.0 | 館山運動     |
| 風致公園 | 2     | 5.16  | 2     | 4.28   | 82.9  | 沖ノ島、高ノ島  |
| 計    | 9     | 48.84 | 9     | 45.27  | 93.0  |          |

※都市計画決定を行わず開設されている都市公園として、館山駅西口公園（平成22年8月開設、面積0.16ha）がある。

## (7) 供給処理施設

### ① 下水道

都市計画下水道については、4か所の都市下水路を都市計画決定し、その後、平成4年2月に公共下水道基本計画の全体計画区域1,197ヘクタールのうち、館山、北条、那古、船形地区の用途地域の一部756ヘクタールについて館山市第1号公共下水道として都市計画変更を行っている。

| 下水道の名称    | 館山市第1号公共下水道      |         |
|-----------|------------------|---------|
|           | (汚水)             | (雨水)    |
| 排水区域名     | 館山処理区            | 53排水区   |
| 下水道全体計画面積 | 1,197ha          | 1,197ha |
| 都市計画決定面積  | 756ha            | 756ha   |
| 下水道全体計画人口 | 30,600人(目標平成36年) |         |
| 都市計画決定人口  | 29,000人          |         |
| 処理施設      | 鏡ヶ浦クリーンセンター      |         |

### ② ごみ焼却場、汚物処理場

ごみ焼却場は、昭和41年に正木衛生処理場を都市計画決定し、その後、昭和56年に館山市出野尾に館山市清掃センターを都市計画決定した。館山市清掃センターの完成後、昭和60年に正木衛生処理場を廃止した。

藤原衛生処理場は、昭和38年に藤原地内に設置されたが、昭和54年に館山市出野尾に館山市衛生センターを都市計画決定し、完成後藤原処理場は廃止している。

#### 館山都市計画ごみ処理場

| 名 称          | 位 置    | 面 積   | 処理能力   |
|--------------|--------|-------|--------|
| 第1号館山市清掃センター | 館山市出野尾 | 2.5ha | 100t/日 |

#### 館山都市計画汚物処理場

| 名 称          | 位 置    | 面 積   | 処理能力    |
|--------------|--------|-------|---------|
| 第1号館山市衛生センター | 館山市出野尾 | 2.2ha | 100kl/日 |

### ③ 市場

市場は、平成13年12月に館山市公設地方卸売市場を都市計画決定している。

#### 館山都市計画市場

| 名称             | 位 置  | 面 積    | 1日当りの計画取扱量 | 備 考   |
|----------------|------|--------|------------|-------|
| 第1号館山市公設地方卸売市場 | 館山市稲 | 約1.2ha | 59.0t/日    | (未整備) |

## (8) 市街地開発事業

本市の市街地開発事業としては、館山駅西口地区の公共施設の整備を推進し、快適でゆとりのある生活空間、利便性のある都市環境を有する街づくりを目的として、土地区画整理事業を行った。

昭和63年に都市計画決定を行い、平成元年に事業計画を決定、平成3年度から仮換

地指定及び建物移転を開始した。

平成 13 年度末までに交通広場、都市計画道路渚線等の公共施設を整備し、平成 15 年 5 月に換地処分を行った。

また、地区内にある街区公園の整備を平成 20 年度、平成 21 年度に実施した。

なお、この地区では権利者有志により「館山駅西口地区街づくり協議会」を設立し、南欧風の街づくりが進められている。

|                |  |
|----------------|--|
| 名 称            | 館山都市計画事業館山駅西口地区土地区画整理事業  |
| 区 域            | 館山市大字北条字浜通、字南浜小松、字浜新田の各一部  |
| 面 積            | 約 5.2ha  |
| 整備する<br>主な公共施設 | 都市計画道路 W=18m、L=234m<br>交通広場 5,500 m <sup>2</sup> 街区公園 1,560 m <sup>2</sup> |

### (9) 館山駅橋上駅舎・自由通路等整備事業

南房総の中心都市館山の海に開かれた新しい玄関口として、また、JR内房線により分断されている館山駅東西市街地の一体性を確保し、市民及び観光客等の利便性の向上を図るため、自由通路と一体となった橋上駅舎の整備を行った。

平成 9 年度工事に着手し、平成 11 年度に完成した。

機能としては、エレベーター、身障者用トイレ、誘導ブロック、階段手すりの設置や電車とホームの段差解消等を行い、人にやさしい施設となっている。

また、デザインについては、街並みと調和した南欧風の景観をもつリゾート駅の明るい雰囲気となっている。

(事業年度) 平成 9 年度～平成 11 年度

(構造、規模等) 鉄骨造 2 階建

延床面積 1,927 m<sup>2</sup> うち駅施設 841 m<sup>2</sup>

うち市施設 1,086 m<sup>2</sup> (自由通路 872 m<sup>2</sup>、コミュニティ施設 214 m<sup>2</sup>)

自由通路 W=6m L=87m (横断部 54m 階段部 33m)

附帯設備 エレベーター 4 基(市 2 基、JR2 基)、エスカレーター 2 基(JR2 基)

トイレ 3 ヲ所、バルコニー (東西 2 ヲ所)

附帯施設 西口多目的室、観光案内所、物産展示コーナー、市民ギャラリー

## 2 道路・橋梁

### (1) 道路現況

H26.12 現在

| 区分 | 路線数 | 実延長<br>(k m) | 内 訳 (k m) |       | 舗装率<br>(%) |
|----|-----|--------------|-----------|-------|------------|
|    |     |              | 未舗装道      | 舗装道   |            |
| 市道 | 989 | 344.1        | 12.5      | 331.6 | 96.3       |

### (2) 橋梁現況

H26.12 現在

| 区分 | 構造  | 数   | 延長 (m)  |
|----|-----|-----|---------|
| 市道 | 永久橋 | 142 | 1,383.1 |

### 3 市営住宅

H27.4.1 現在

| 地区            | 建設年度 | 戸数  | 1戸の延べ床面積(m <sup>2</sup> ) | 家賃(円)                      | 備考         |
|---------------|------|-----|---------------------------|----------------------------|------------|
| 笠名住宅<br>(84戸) | 昭和35 | 10  | 34.7                      | 世帯の収入により、各団地とも原則4階層の家賃となる。 | 木造平家       |
|               | 〃    | 7   | 28.1                      |                            | 〃          |
|               | 36   | 2   | 34.7                      |                            | 〃          |
|               | 〃    | 17  | 29.7                      |                            | 〃          |
|               | 41   | 20  | 39.3                      |                            | 準耐2F       |
|               | 42   | 16  | 39.3                      |                            | 〃          |
|               | 52   | 10  | 55.4                      |                            | 〃          |
| 沼(30戸)        | 40   | 30  | 39.3                      |                            | 〃          |
| 船形漁民<br>(32戸) | 44   | 32  | 37.2                      |                            | 耐4F        |
| 萱野<br>(57戸)   | 45   | 32  | 35.7                      |                            | 〃          |
|               | 47   | 16  | 39.3                      |                            | 準耐2F       |
|               | 49   | 9   | 49.6                      |                            | 〃          |
| 那古<br>(32戸)   | 53   | 16  | 55.5                      |                            | 耐4F 身障者用4戸 |
|               | 54   | 16  | 59.0                      |                            | 耐4F        |
| 真倉<br>(30戸)   | 63   | 12  | 60.3                      |                            | 耐4F 身障者用1戸 |
|               | 平成3  | 18  | 60.3                      | 耐4F 身障者用2戸                 |            |
| 計             |      | 263 |                           |                            |            |

### 4 じん芥処理事業

#### (1) 収集体制

##### ①委託収集(平成27年4月1日現在)

##### 【環境課】

次のとおり10種類に分別し、市内全域の家庭ごみを委託により収集している。

- ①燃せるごみ : 週2回
- ②粗大ごみ : 第1・3・5・6週の週1回
- ③金属類 : 第1・3・5・6週の週1回
- ④ガラス類 : 第2・4週の週1回
- ⑤プラスチック製容器包装 : 週1回
- ⑥ペットボトル : 第1・3・5・6週の週1回
- ⑦新聞 : 月2回
- ⑧雑誌 : 月2回
- ⑨ダンボール : 月2回
- ⑩飲料用紙パック : 月2回

平成26年度収集・処理実績

| 種 別       |               | 平成26年度実績   |            |            |         |
|-----------|---------------|------------|------------|------------|---------|
|           |               | 収集量(k g)   | 直接搬入量(k g) | 処理量(k g)   |         |
| 可燃<br>ごみ  | ① 燃せるごみ       | 10,579,240 | 6,199,820  | 16,779,060 |         |
|           | ② 粗大ごみ        | 670,785    | 156,088    | 826,873    |         |
| 不燃<br>ごみ  | ③ 金属類         |            |            |            |         |
|           | ④ ガラス類        | 508,180    | 26,440     | 534,620    |         |
| 資源<br>ごみ  | ⑤ プラスチック製容器包装 | 313,840    | 615        | 314,455    |         |
|           | ⑥ ペットボトル      | 193,685    | 1,095      | 194,780    |         |
|           | ⑦ 白色トレイ ※4    | 6,000      | 0          | 6,000      |         |
|           | ⑧ 発泡スチロール ※4  | 8,295      | 435        | 8,730      |         |
|           | 古<br>紙<br>類   | ⑨ 新聞       | 949,660    | 21,270     | 970,930 |
|           |               | ⑩ 雑誌       | 433,760    | 42,090     | 475,850 |
|           |               | ⑪ ダンボール    | 471,235    | 55,830     | 527,065 |
| ⑫ 飲料用紙パック | 11,730        | 110        | 11,840     |            |         |

※1 数量は、館山市清掃センター月報又は業者月報から。⑤～⑧の直接搬入量は、処理量から収集量を差引いた数量。

※2 数量は、計量誤差を伴う。

※3 処理量は、収集量に直接搬入量を加えた数量。

※4 平成27年4月からプラスチック製容器包装として収集している。

②直営収集（平成27年4月1日現在）

【環境センター】

町内会等のボランティア清掃の廃棄物及び不法投棄された廃棄物の収集並びに機械車等による側溝清掃業務を実施している。

収集機材（平成27年4月1日現在）

| 車 種 別       | 台 数 | 車 種 別     | 台 数 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| 2 t パックマスター | 2   | ハイプレクリーナー | 1   |
| 2 t ダンプ     | 2   | パワフルマスター  | 1   |

職 員：清掃係長1名(兼務)、

収集部門4名（収集主任1名 再任用職員1名 非常勤職員2名）、

側溝清掃部門6名（技術主任1名 主任衛生技術員3名 非常勤職員2名）

計11名

(2) 廃棄物処理手数料 (平成27年4月1日現在)

【環境課・環境センター】

|              |                    |                  |                         |
|--------------|--------------------|------------------|-------------------------|
| 収集           | 可燃物用指定袋            | 45 リットル用         | 50 円/枚                  |
|              |                    | 20 リットル用         | 30 円/枚                  |
|              |                    | 10 リットル用         | 20 円/枚                  |
|              | 粗大ごみ処理券            |                  | 500 円/枚                 |
| 処理<br>(自己搬入) | 家庭系一般廃棄物<br>(可燃ごみ) | 30kg 以上 110kg 未満 | 50 円/10 kg (30 kg未満は無料) |
|              |                    | 110kg 以上         | 150 円/10kg              |
|              | 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)    |                  | 150 円/10 kg             |
|              | 産業廃棄物              | 紙くず・木くず          | 150 円/10 kg             |

(3) 処理体制

①可燃ごみ焼却

【環境センター (清掃センター)】

所在地：館山市出野尾538番地

処理能力：1日 100t (50t 16時間 2炉)

処理方法：准連続燃焼式

敷地面積：25,208㎡

フェンス内面積：6,800㎡

建物：鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 2,691㎡

完成：昭和59年10月

計画処理人口：58,054人

事業費：1,707,533千円

(財源内訳) 国庫補助金：382,500千円 県費補助金：30,683千円

地方債：1,204,000千円 一般財源：90,350千円

排ガス高度処理施設整備事業 (3ヵ年事業)

工事内容：清掃センターの排ガス中に含まれるダイオキシン類を基準値5ナノグラム以下とすること。

施工業者：日立造船株

完成年月日：平成15年3月31日

事業費：1,292,550千円

(財源内訳) 国庫補助金：312,029千円 県費補助金：62,897千円

地方債：787,800千円 一般財源：129,824千円

職員：副センター長兼管理係長1名 清掃係長兼衛生係長1名 主事1名

清掃主任兼衛生主任1名 技術主任1名 主任衛生技術員6名

再任用職員1名 非常勤職員9名 計21名

搬入量(26年度)：年間 17,707t 1日平均 57t

## ②最終処分

### 【環境センター（最終処分場）】

所在地：館山市西長田1153番地

処分場用地面積：24,100㎡

埋立実効面積：10,300㎡

埋立容量：119,200㎥(平成10・11年度嵩上工事 変更前74,200㎥)

浸出水処理能力：35㎥/日

埋立年度：昭和60年度から平成17年度

施工者：安藤建設(株) (株)石井興業(変更工事)

完成年月：昭和60年3月 平成7年2月15日

事業費：89,426千円 10,094千円

平成10・11年度嵩上事業

完成年月：平成11年9月、容量45,000㎥

事業費：557,351千円

施工者：嵩上工事 安藤建設(株) 浸出水処理施設建設工事 アタカ工業(株)

機材：パワーショベル・ホイールローダ

職員：主任衛生技術員1名

埋立量(26年度)：438t

## 5 し尿処理事業

### (1) 収集体制

#### ①し尿収集（平成27年4月1日現在）

##### 【館山市環境保全協同組合】

市内全域のし尿を市長の許可を受け収集している。

#### ②浄化槽汚泥収集（平成27年4月1日現在）

##### 【中央エンタープライズ(株)】

##### 【(株)ヤマナカ】

##### 【(株)安房環境衛生】

##### 【(有)南房浄化槽サービス】

##### 【(有)花澤環境】

##### 【(有)笹子設備】

##### 【(有)五光】

##### 【(有)アワ】

##### 【(株)メンテカ】

市内全域の浄化槽汚泥を市長の許可を受け収集している。

## (2) 処理体制

### 【環境センター（衛生センター）】

対象地域：市内全域

設置場所：館山市出野尾534番地

敷地面積：22,469㎡

処理能力：100kl/日

設計施工者：アタカ工業株式会社

完成年月日：昭和57年3月31日

処理方式：高負荷酸化処理方式

事業費：1,775,000千円

(財源内訳) 国庫補助金：339,000千円 県費補助金：44,000千円

地方債：1,271,000千円 一般財源：121,000千円

職員：センター長1名 主任衛生技術員4名 非常勤職員3名 計8名

搬入量(26年度)：年間 25,838kl 1日平均 88kl

処理手数料：1klにつき6,000円

## 6 補助事業

### (1) 浄化槽設置事業補助金

事業の目的：合併浄化槽への転換を推進し、生活排水による水質汚濁の防止を目的とする。

対象区域：下水道事業認可区域外

補助金額：170,000円

補助対象：①5～10人槽

②浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽

③BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽で、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する機能を有する浄化槽

上記①から③の要件を満たす浄化槽で、次のいずれかの機能を有するもの(高度処理型)

- ・放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総磷濃度が1mg/l以下
- ・BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/l(日間平均値)以下

補助要件：①既存の単独処理浄化槽又は汲み取り式トイレから合併浄化槽への転換(ただし、住宅への浄化槽設置に限る)

②浄化槽を設置する建築物に居住し、住民登録があること

③市税等を滞納していないこと

平成26年度実績 26基 4,420,000円



## (2) 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

事業の目的：地球温暖化の防止と、環境に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 補助金額：太陽光発電システム       | 20,000円/kw (70,000円が上限) |
| 家庭用燃料電池システム (エネファーム) | 100,000円                |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム     | 100,000円                |
| エネルギー管理システム (HEMS)   | 10,000円                 |
| 電気自動車充電設備            | 50,000円                 |
| 太陽熱利用システム            | 50,000円                 |

補助対象：①補助対象設備を設置する住宅が自ら所有する住宅又は第三者が所有する住宅であって、補助対象設備を設置することについて所有者の承諾が得られているものであること。

②設置する補助対象設備が未使用のものであること。

③補助対象設備及びその設置工事が建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令に準拠していること。

④補助金の交付を申請する年度の2月末日までに完了するものであること。

⑤市内の事務所又は事業所により補助対象設備が設置される事業であること。

補助要件：①補助対象事業を行う者であって、実績報告書の提出時において、当該住宅を住所とする者であること。

②市税等を滞納していないこと。

③館山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと。

|          |     |                        |
|----------|-----|------------------------|
| 平成26年度実績 | 22件 | 1,502,000円 (太陽光発電システム) |
|          | 1件  | 100,000円 (燃料電池：エネファーム) |
|          | 4件  | 400,000円 (家庭用蓄電池)      |
|          | 1件  | 10,000円 (エネルギー管理システム)  |

## (3) 住宅リフォーム補助金

事業の目的：市民の生活環境の向上、住宅の耐震化の促進及び市内における産業の活性化を図ることを目的とする。

補助金額：工事費のうち補助対象にならない経費を除いた額の10分の1  
※200,000円が上限

補助対象：①工事費が20万円以上の工事であること

②居住に用する部分の改修・修繕・増築・改善のための工事であること

③着手した年度の2月末日までに完了する工事であること

④館山市内に本店を有する法人事業者または館山市内に住所を有する個人事業者が施工する工事であること

補助要件：①館山市にある住宅であること

- ②自己が居住する住宅，または居住する予定の住宅であること
- ③自己，または親族が所有する住宅であること
- ④市税等を滞納していないこと

平成24年度実績 164件 19,614,000円

平成25年度実績 152件 19,348,000円

平成26年度実績 170件 19,723,000円

## 7 公共下水道事業

### (1) 事業の経緯

- ・昭和63年度 基礎調査を実施した。
- ・平成元年度 基本計画の策定を実施し、用途地域(756ha)とその周辺地域(441ha)を公共下水道館山処理区(1,197ha)とした。
- ・平成2年度 事業計画の策定を実施し、JR館山駅周辺地域を第1期事業区域(98ha)とした。
- ・平成3年度 用途地域(756ha)について下水道の都市計画決定及び1期事業区域(98ha)の事業認可を取得した。  
公共下水道に着手した。  
終末処理場用地(39,344.83㎡)の内、15,000.14㎡の先行取得を千葉県地方土地開発公社に委託実施した。
- ・平成4年度 終末処理場の基本設計、污水管渠の実施設計を実施した。  
終末処理場用地24,344.69㎡の先行取得を千葉県地方土地開発公社に委託実施した。
- ・平成5年度 終末処理場建設に着手した。
- ・平成6年度 管渠建設工事に着手した。
- ・平成9年度 下水道条例、受益者負担に関する条例等関連条例等を制定した。
- ・平成10年度 平成10年4月1日、館山駅周辺47.6haを供用開始し、5月21日通水式を実施した。
- ・平成13年度 基本計画見直し及び変更事業計画(区域拡大98ha→195ha)を策定した。
- ・平成14年度 上記事業計画の変更認可を取得した。(平成20年度完了)
- ・平成18年度 事業計画の変更認可(事業期間の延伸及び管渠の変更)を取得した。  
(平成24年度完了)
- ・平成24年度 事業計画の変更認可(事業期間の延伸及び計画人口等の変更)を取得した。  
(平成28年度完了)
- ・平成27年度 平成27年7月1日現在、供用開始面積187ha。

### (2) 事業の概要

- ① 排除方式： 分流式
- ② 処理方式： 標準活性汚泥法

- ③ 計画区域面積： 全体計画 1,197 ha ・事業計画 195 ha
- ④ 計画処理人口： 全体計画 30,600人 ・事業計画 5,600人
- ⑤ 日最大汚水量： 全体計画 14,600 m<sup>3</sup>/日 ・事業計画 2,640 m<sup>3</sup>/日
- ⑥ 処理場処理能力： 3,600 m<sup>3</sup>/日

### (3) 受益者負担金

#### ①負担金額

館山第1負担区：600円/m<sup>2</sup>      館山第2負担区：600円/m<sup>2</sup>

#### ②報奨金

負担金は、5年間で20期に分割納付となるが、一括又は数期分をまとめて納付した場合、その前納額に対し最高20%（限度額10万円）の報奨金が交付される。

一括納付報奨金交付率

|                |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 納期前納付した<br>納期数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 報奨金交付率<br>(%)  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

#### ③徴収猶予

| 徴収猶予項目           | 猶予期間                         | 猶予率(%)   |
|------------------|------------------------------|----------|
| 当該物件について係争中のとき   | 係争事由の解決のときまで                 | 100      |
| 田、畑、山林、原野        | 宅地として使用、又は使用できる状況にあると認められるまで | 100      |
| 災害、盗難等により納付困難なとき | 市長が認定する期間                    | 市長が認定する率 |
| その他市長が特に必要と認める土地 | 市長が認定する期間                    | 市長が認定する率 |

④減免 負担金は、学校や集会所、境内地など土地の利用状況等により減免される。

### (4) 下水道使用料

公共下水道使用料については、原則的には、上水道の使用水量に基づき算定するが、井戸を併用している場合は合計水量となる。

使用料の額（1月につき 消費税含む）

| 区分 | 基本使用料               |        | 超過使用料                                    |      |
|----|---------------------|--------|--|------|
|    | 汚水量                 | 使用料    | 汚水量（1m <sup>3</sup> につき）                 | 使用料  |
| 一般 | 10m <sup>3</sup> まで | 1,247円 | 10m <sup>3</sup> を超20m <sup>3</sup> まで   | 137円 |
|    |                     |        | 20m <sup>3</sup> を超40m <sup>3</sup> まで   | 148円 |
|    |                     |        | 40m <sup>3</sup> を超100m <sup>3</sup> まで  | 176円 |
|    |                     |        | 100m <sup>3</sup> を超500m <sup>3</sup> まで | 216円 |
|    |                     |        | 500m <sup>3</sup> を超える                   | 243円 |
| 浴場 | 1m <sup>3</sup> につき | 15円    |  |      |

## (5) 水洗便所改造資金助成金

### ① 補助金

水洗便所に改造工事をする場合、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続工事を実施する場合に交付する。

| 区 分            | 単 位                 | 補助金の額   | 備 考                  |
|----------------|---------------------|---------|----------------------|
| くみ取り便所<br>改造工事 | 大便器1個               | 30,000円 | 1個増す毎に1万円加算・限度額100万円 |
| し尿浄化槽廃止工事      | 浄化槽1基に接続<br>する大便器1個 | 20,000円 | 1個増す毎に5千円加算・限度額100万円 |
| 生活保護世帯の工事      | ——                  | 改造工事費全額 |                      |

### ② 利子補給金

水洗便所に改造工事をする場合、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続工事を実施する場合の改造資金について、金融機関から融資を受けた場合、その利子相当額を助成する。利子補給を受ける期間は、取扱金融機関から融資を受けた日から3年以内。

| 区 分            | 単 位                 | 工事費の範囲     | 備 考                  |
|----------------|---------------------|------------|----------------------|
| くみ取り便所<br>改造工事 | 大便器1個               | 600,000円以内 | 1個増す毎に6万円加算・限度額200万円 |
| し尿浄化槽廃<br>止工事  | 浄化槽1基に接続<br>する大便器1個 | 300,000円以内 | 1個増す毎に3万円加算・限度額200万円 |



ポピー

# 第 9 編

## 教 育



館山市指定有形文化財「孫真人玉函方」

### — 內 容 —

- 1 教育主要施策
- 2 教 育 費
- 3 学 校 教 育
- 4 社 会 教 育
- 5 社 会 体 育

# 1 教育主要施策（27年度）

人間性豊かな教育・体育・スポーツ・芸術・文化の発展をめざす。

## （学校教育）

### （1）教育内容及び方法の充実・改善

- ① 幼稚園教育の充実
- ② 「生きる力」を育てる特色ある教育課程の編成と実践
- ③ 「開かれた学校（園）」づくりの具現
- ④ 「総合的な学習の時間」の一層の工夫改善
- ⑤ 生徒指導の充実（いじめ防止対策）
- ⑥ 長欠対策の推進
- ⑦ 特別支援教育の充実
- ⑧ 道徳教育・人権教育の充実
- ⑨ 文化と伝統の尊重と国際理解教育の推進
- ⑩ 図書館教育の充実
- ⑪ 環境教育の充実
- ⑫ 食に関する指導事業
- ⑬ 健康体力づくりの推進
- ⑭ 安全・安心な教育の推進（防災対策）
- ⑮ 学校事務共同実施研究の推進
- ⑯ 研究委託・研究助成の推進
- ⑰ 活力ある学校づくり（再編協議含む）の推進

### （2）教職員研修の充実

- ① 校内研修活動の活性化
- ② 各種研修会等への主体的な参加
- ③ 館山市教育振興会活動の充実

### （3）教育環境の整備

- ① 学校環境の整備
- ② 教育機器（コンピュータ）・教材教具・理科教育設備の整備充実
- ③ 学校図書の充実
- ④ 電子黒板（市内小中学校）導入による学習支援

### （4）幼児・児童・生徒の保健及び検診体制の充実

- ① 各種検診の実施
- ② 生活習慣病対策事業の実施

### （5）学校給食の実施

- ① 安全で栄養バランスのとれた給食の提供
- ② 食物アレルギー等への食に関する安全対策
- ③ 地産地消への取り組み

## (社会教育)

### (1) 学社融合の推進

館山市教育基本計画に基づき、学校教育と社会教育のそれぞれが持つ教育機能を十分に発揮できるよう、学社融合の視点に立った新たな教育活動の創出に努め、「マイスクールボランティア事業」の充実・拡大を図る。

### (2) 子どもの居場所づくり・ふるさと学習の推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、「放課後子ども教室」を実施する。

また、週末の自然体験活動など、ふるさとを見直し再発見する「ふるさと学習」を推進する。

### (3) 社会教育団体の育成支援

ボーイスカウトやガールスカウト、PTA、子ども会など、地域に根ざした社会教育団体の自主的な活動を支援する。

### (4) 青少年教育の充実

家庭・学校・地域と連携し、意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの青少年健全育成を推進するため、青少年相談員の活動を支援する。

### (5) 文化の創造と発信

市民が主体となった独自の地域づくりや、交流の促進に向けた多様な文化の創造を開催目的とし「全国大学フラメンコフェスティバル」を開催するとともに、体験の場として「出前フラメンコ教室」を開催する。

### (6) 豊かな文化の継承と振興

「館山市文化祭」など、市民が活動主体となって行う行事を支援し、発表の場および文化の創造に参加する機会を提供する。また、国指定史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存管理を進めるほか、青木繁《海の幸》に関わる文化財や歴史遺産としての戦争遺跡など、地域資源としての文化財の保存と活用を図る。

## (社会体育)

### (1) 生涯スポーツの推進

### (2) スポーツ観光の推進

### (3) 社会体育関係委員

### (4) 社会体育関係団体

### (5) 学校体育施設開放

### (6) 公営社会体育施設

- ① プール
- ② 市民体育館
- ③ 西岬市民体育館
- ④ 市民運動場
- ⑤ 第一柔剣道場
- ⑥ 弓道場



## 2 教育費

平成27年度当初予算 2,682,279千円

一般会計に占める割合 14.1%

|    |                 |       |                |       |
|----|-----------------|-------|----------------|-------|
| 内訳 | 教育総務費：182,523千円 | 6.8%  | 幼稚園費：534,466千円 | 19.9% |
|    | 社会教育費：278,357千円 | 10.4% | 小学校費：760,707千円 | 28.4% |
|    | 保健体育費：577,973千円 | 21.5% | 中学校費：348,253千円 | 13.0% |

## 3 学校教育

### (1) 市内小・中学校一覧

平成27.5.1現在（学校基本調査）

| 学校名 | 教員数 | 児童数   | 学級数 | 学校名 | 教員数 | 生徒数   | 学級数 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 船形小 | 15  | 141   | 8   | 第一中 | 21  | 205   | 8   |
| 那古小 | 23  | 274   | 14  | 第二中 | 27  | 334   | 12  |
| 北条小 | 42  | 760   | 29  | 第三中 | 35  | 523   | 18  |
| 館山小 | 29  | 417   | 17  | 房南中 | 14  | 75    | 5   |
| 西岬小 | 11  | 63    | 7   | 計   | 97  | 1,137 | 43  |
| 神戸小 | 13  | 135   | 8   |     |     |       |     |
| 富崎小 | 休校中 |       |     |     |     |       |     |
| 神余小 | 10  | 21    | 6   |     |     |       |     |
| 豊房小 | 13  | 85    | 8   |     |     |       |     |
| 館野小 | 14  | 159   | 8   |     |     |       |     |
| 九重小 | 13  | 78    | 8   |     |     |       |     |
| 計   | 183 | 2,133 | 113 |     |     |       |     |

### (2) 市内幼稚園一覧

平成27.5.1現在

| 園名        | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 園児数計 | 組数 | 教員数 |
|-----------|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 船形こども園    |     | 8   | 4   | 12   | 2  | 3   |
| 那古幼稚園     |     | 8   | 23  | 31   | 2  | 4   |
| 北条幼稚園     |     | 66  | 77  | 143  | 6  | 10  |
| 館山幼稚園     |     | 42  | 39  | 81   | 5  | 9   |
| 西岬幼稚園     |     | 4   | 5   | 9    | 1  | 3   |
| 房南こども園    |     | 10  | 17  | 27   | 2  | 3   |
| 豊房幼稚園     |     | 5   | 11  | 16   | 2  | 3   |
| 館野幼稚園     |     | 15  | 14  | 29   | 2  | 3   |
| 九重こども園    |     | 6   | 4   | 10   | 2  | 3   |
| (私)白百合幼稚園 | 21  | 25  | 18  | 64   | 5  | 7   |
| 計         | 21  | 189 | 212 | 422  | 29 | 48  |

### (3) 学童災害共済制度（市条例）

学校管理外において、交通事故以外の災害を受けた児童・生徒を救済するため、昭和47年4月制定。

① 掛 金…各年度につき、加入者1人 100円

② 共済見舞金

平成27.4.1現在

| 等級 | 傷 害 の 程 度   | 共 済 見 舞 金 の 額 |          |
|----|-------------|---------------|----------|
|    |             | 団体活動下の災害      | その他の災害   |
| 1  | 死亡した場合      | 1,000,000円    | 300,000円 |
| 2  | 治療期間1年以上    | 150,000円      | 50,000円  |
| 3  | 〃 6月以上1年未満  | 100,000円      | 30,000円  |
| 4  | 〃 3月以上6月未満  | 50,000円       | 20,000円  |
| 5  | 〃 2月以上3月未満  | 30,000円       | 15,000円  |
| 6  | 〃 1月以上2月未満  | 20,000円       | 10,000円  |
| 7  | 〃 1週間以上1月未満 | 10,000円       | 3,000円   |

③ 支給状況（平成26年度）

団 体 活 動 下 17件 400,000円

その他の災害 47件 444,000円

### (4) 学校給食

学校教育活動の一環として、児童・生徒の望ましい食習慣の育成や心身の健全な発達を図るため、安全かつ栄養バランスのとれた学校給食の提供。

調理業務、配送業務を民間業者に委託。

①学校給食費

(※) こども園、私立幼稚園を除く

| 区 分    | 幼 稚 園 (※)    | 小 学 生        | 中 学 生        |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 一食(月額) | 246円(4,200円) | 246円(4,200円) | 287円(4,900円) |

②給食提供数 1日平均 3,950人 (平成27年5月平均)

## 4 社会教育

### (1) 社会教育関係委員等

平成27年度

| 区 分          | 人員(人) | 任期(年) | 定例会議数(回) |
|--------------|-------|-------|----------|
| 社会教育委員       | 12    | 2     | 2        |
| 中央公民館運営審議会委員 | 5     | 2     | 1        |
| 地区公民館運営審議会委員 | 20    | 2     | 1        |
| 文化財審議会委員     | 7     | 2     | 2        |
| 図書館協議会委員     | 8     | 2     | 1        |
| 社会教育指導員      | 3     | 1     | —        |
| 家庭教育指導員      | 1     | 2     | —        |
| 博物館協議会委員     | 7     | 2     | 1(予定)    |

**(2) 社会教育関係団体**

平成 27. 4. 1 現在

| 団 体 名       | 所属団体数  | 会員数(人) |
|-------------|--------|--------|
| 子ども会        | 63     | 2,366  |
| ボーイ・スカウト    | 1      | 41     |
| ガール・スカウト    | 1      | 41     |
| 館山市PTA連絡協議会 | 小10・中4 | 3,541  |
| 館山市芸術文化協会   | 27     | 2,467  |
| 青少年相談員連絡協議会 | 1      | 95     |

**(3) 社会教育施設 (平成27年度)**

| 種 類                 | 館 数        | 構 造 | 面 積<br>(㎡)         | 職 員 数 (人)           |     |     | 利用状況等 |   |
|---------------------|------------|-----|--------------------|---------------------|-----|-----|-------|---|
|                     |            |     |                    | 専任                  | 特別職 | 非常勤 |       |   |
| 博 物 館               | 本館         | 1   | 鉄筋コンクリート<br>2階     | 1,957               | 5   |     | 8     | 65,970人   |
|                     | 館山城        | 1   | 鉄筋コンクリート<br>4階(3層) | 492                 |     |     | 2     |   |
|                     | 分館         | 1   | 鉄筋コンクリート<br>3階     | 2,662<br>展示室<br>収蔵庫 |     |     |       | 89,679人   |
| 図 書 館               |            | 1   | 鉄筋コンクリート           | 822                 | 5   |     | 5     | 所蔵資料点数 149,387点<br>貸出資料点数 145,021点<br>登録者数 7,543人 |
| 公 民 館               | 中央         | 1   | 鉄筋コンクリート           | 1,428               | 5   | 2   | 5     | 146,318人  |
|                     | 地区         | 11  | 鉄筋コンクリート<br>及び木造   | 2,285               |     | 20  | 11    | 69,129人<br>(北条地区公民館を除く)                           |
| 学 習 等<br>供 用<br>施 設 | 北条地区       | 1   | 鉄筋コンクリート           | 699                 |     |     |       | 中央公民館に含まれる  |
|                     | 中央地区       | 1   | 鉄筋コンクリート<br>2階     | 741                 |     | 2   | 2     | 35,927人<br>菜の花ホール                                 |
|                     | 豊津地区       | 1   | 鉄筋コンクリート<br>2階     | 531                 |     |     | 2     | 19,143人<br>豊津ホール                                  |
|                     | 那古船形<br>地区 | 1   | 鉄筋コンクリート<br>2階     | 1,211               |     |     |       | 11,598人<br>若潮ホール                                  |

※ 利用状況については、平成26年度中の利用者数

※ 図書館の所蔵資料点数、貸出資料点数及び登録者数は、平成27年3月末現在

**(4) 公民館講座、家庭教育学級 (平成26年度 中央公民館実績)**

| 区 分    | 講 座 数 | 開 催 回 数 | 延参加者数  |
|--------|-------|---------|--------|
| 青少年教育  | 5講座   | 36回     | 477人   |
| 成人教育   | 3講座   | 17回     | 915人   |
| 家庭教育   | 3講座   | 42回     | 2,155人 |
| 家庭教育学級 | 19学級  | 42回     | 1,771人 |

## (5) 指定文化財

平成 27. 4. 1 現在

| 区 分 | 有形文化財 | 無形文化財 | 民俗文化財 | 史 跡 | 天然記念物 | 合 計 |
|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 国指定 | 2     | —     | 2     | 1   | —     | 5   |
| 県指定 | 12    | 2     | 4     | 3   | 4     | 25  |
| 市指定 | 36    | —     | 14    | 9   | 9     | 68  |
| 合 計 | 50    | 2     | 20    | 13  | 13    | 98  |

### 主なもの

国指定重要文化財……………梵鐘（弘安九年在銘）、銅造千手観音立像、房総半島の漁撈用具、茂名の里芋祭り、里見氏城跡 稲村城跡

県指定有形文化財……………那古寺多宝塔附木造宝塔、繡字法華経普門品、大巖院四面石塔附石製水向、小網寺鑄銅密教法具、手力雄神社本殿、那古寺観音堂附厨子、木造阿弥陀如来坐像、木造如来形坐像、絹本著色僧形八幡神像、県立安房南高等学校旧第一校舎、石井家住宅、観世音経孔雀王咒経附那古寺文書

県指定無形文化財……………館山唐棧織、綴錦織

県指定天然記念物……………沼サンゴ層、洲崎神社自然林、布良の海食洞と鍾乳石、南房総の地震隆起段丘

県 指 定 史 跡……………安房神社洞窟遺跡、鉦切洞穴、安房国分寺跡

県指定有形民俗文化財…神余の弘法井戸、房総半島の万祝及び製作関連資料

県指定無形民俗文化財…洲崎のミノコドリ、安房やわたんまち

## 5 社会体育

### (1) 生涯スポーツの推進

各種スポーツイベントの開催や、他団体が主催するスポーツイベントを支援し、より多くの市民にスポーツを楽しむ機会を提供する。

#### ① スポーツイベントの開催

館山若潮マラソン大会、館山わかしおトライアスロン大会等 11大会  
約16,000人参加（平成26年度）

#### ② スポーツイベントの支援

館山オープンウォータースイムレース、ステーションライド in 南房総等

### (2) スポーツ観光の推進

① 各種スポーツイベントの開催、支援を通じて、県内外へ広く参加を呼びかけ、交流人口を拡大し、地域経済の活性化に繋げる。

② スポーツキャンプ等の誘致プロサッカーチーム、社会人野球チームなどのキャンプを誘致し、館山市の情報発信や地域経済の振興を図る。

③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック館山市推進本部を設立し、事前キャンプ誘致等の活動を推進する。

### (3) 社会体育関係委員

スポーツ推進審議会委員（任期2年） 10人  
 スポーツ推進委員（任期2年） 22人

**(4) 社会体育関係団体**

館山市体育協会 25部 約4,000人  
 館山市婦人スポーツクラブ 3団 40人  
 館山市スポーツ少年団 31団 団員493人 指導者154人  
 館山ファミリースポーツクラブ“わかしお” 会員238人 活動 16種目

**(5) 学校体育施設開放**

学校体育施設開放(平成26年度 小中学校)

グラウンド 14校 延 559回 延 16,098人  
 体育館 14校 延 4,976回 延 62,886人  
 武道館・柔剣道場 3校 延 170回 延 1,158人  
 プール 10校 延 186回 延 6,348人

**(6) 公営社会体育施設**

| ① プール        | 25m室内温水プール                   | 50mプール                  |
|--------------|------------------------------|-------------------------|
| 敷地面積         | 2,116.44㎡<br>(内駐車場 835.88㎡)  | 27,004㎡<br>(内駐車場 50台収容) |
| 完成年月日        | 昭和45年10月30日                  | 昭和25年3月6日               |
| 工事費          | 84,632千円<br>(土地購入費 13,973千円) | 6,000千円                 |
| 構造           | 鉄骨造2階建                       | 補強コンクリートブロック造平屋建        |
| 面積           | 1階 1,101.79㎡ 2階 215.36㎡      | 1階 187.60㎡              |
| 合宿収容人員       | 40名                          |                         |
| 規模           | 25m×15m 7コース                 | 50m×25ヤード 9コース          |
| 水深           | 1.3m～80cm                    | 1.5m～1.3m               |
| 観覧収容人員数      | 2階観覧席 46名                    | 600名                    |
| 利用人員(平成26年度) | 21,813人                      | 5,548人                  |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区 分                   |         | 25m室内温水プール<br>(2時間までごとに) | 50mプール<br>(2時間までごとに) |
|-----------------------|---------|--------------------------|----------------------|
| プ<br>ー<br>ル           | 個人使用    | 一般                       | 390円                 |
|                       |         | 中学生・高校生                  | 220円                 |
|                       |         | 小学生以下                    | 150円                 |
|                       | 専用使用    | 1コース                     | 2,350円               |
| 合宿所<br>(プール使用を<br>含む) | 一般      | 1人1泊                     | 2,200円               |
|                       | 中学生・高校生 | 〃                        | 1,570円               |
|                       | 小学生以下   | 〃                        | 1,090円               |
| 付属設備使用                | コインロッカー |                          | 30円                  |

② 市民体育館

|       |  |            |           |
|-------|--|------------|-----------|
| 構造、面積 | 鉄骨造(新日鉄スタンパッケージ工法) 1,291.407 m <sup>2</sup>              |            |           |
| 施設の内容 | 体育室(850 m <sup>2</sup> ) トレーニング・フロア(200 m <sup>2</sup> ) |            |           |
|       | 玄関ホール、更衣室、便所、用具室、放送室                                     |            |           |
|       | バスケットボールコート 1面 (練習用2面)                                   |            |           |
|       | バレーボールコート 2面 バトミントンコート 3面                                |            |           |
| 建設費   | 130,100千円  | 財源内訳：国庫補助金 | 20,419千円  |
|       |  | 地方債        | 100,100千円 |
|       |  | 一般財源       | 9,581千円   |
| 利用人員  | 13,651人(平成26年度)  |            |           |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区 分                             |             | 専用使用 (2時間までごとに) |
|---------------------------------|-------------|-----------------|
| 体育館 (1/2面)<br>練習用バスケットコート (1面分) | 一般          | 940円            |
|                                 | 中学生・高校生     | 540円            |
|                                 | 小学生以下       | 390円            |
| 附属設備使用                          | 球技用器具 1種目一式 | 220円            |
|                                 | 軽スポーツ用器具 // | 150円            |
|                                 | 放送設備 一式     | 460円            |

③ 西岬市民体育館

|       |                                  |            |          |
|-------|----------------------------------|------------|----------|
| 構造、面積 | 鉄筋コンクリート平家建 548.5 m <sup>2</sup> |            |          |
| 施設の内容 | 更衣室、用具室                          |            |          |
|       | バスケットボールコート 1面 バレーボールコート 1面      |            |          |
|       | バトミントンコート 3面                     |            |          |
| 建設費   | 74,962千円                         | 財源内訳：国庫補助金 | 18,550千円 |
|       |                                  | 地方債        | 28,700千円 |
|       |                                  | 一般財源       | 27,712千円 |
| 利用人員  | 10,345人(平成26年度)                  |            |          |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区 分    |               | 専用使用 (2時間までごとに) |
|--------|---------------|-----------------|
| 体 育 館  | 一般            | 940円            |
|        | 中学生・高校生       | 540円            |
|        | 小学生以下         | 390円            |
| 附属設備使用 | 球技用器具1種目一式    | 220円            |
|        | 軽スポーツ用器具1種目一式 | 150円            |
|        | 放送設備一式        | 460円            |

④ 市民運動場

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 敷地面積         | 39,437.62㎡ |            |
| 竣工           | 昭和53年3月    |            |
| 建設費          | 22,540千円   |            |
| 規模           | 野球場        | 1面         |
|              | 庭球場        | 4面         |
|              | 多目的グラウンド   | 10,000㎡ 1面 |
| 利用人員（平成26年度） | 野球場        | 6,782人     |
|              | テニスコート     | 4,035人     |
|              | 多目的グラウンド   | 12,252人    |
|              | 計          | 23,069人    |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区 分      |         | 専用使用<br>(2時間までごとに) | 個人使用<br>(2時間までごとに) |
|----------|---------|--------------------|--------------------|
| 野 球 場    | 一般      | 2,350円             |                    |
|          | 中学生・高校生 | 1,410円             |                    |
|          | 小学生以下   | 940円               |                    |
| 多目的グラウンド | 一般      | 1,410円             |                    |
|          | 中学生・高校生 | 940円               |                    |
|          | 小学生以下   | 700円               |                    |
| 庭 球 場    | 一般      | 1,090円             | 220円               |
|          | 中学生・高校生 | 780円               | 130円               |
|          | 小学生以下   | 630円               | 90円                |

※ 料金は各1面の料金とする。

⑤ 第一柔剣道場

|      |                              |       |                 |
|------|------------------------------|-------|-----------------|
| 構造   | 鉄骨平家建                        |       |                 |
| 規模   | 440.18㎡(柔道場182㎡、剣道場182㎡、その他) |       |                 |
| 完成   | 昭和50年3月                      |       |                 |
| 工事費  | 31,300千円                     | 財源内訳： | 国庫補助金 5,866千円   |
|      |                              |       | 東京都補助金 10,000千円 |
|      |                              |       | 一般財源 15,434千円   |
| 利用人員 | 5,800人 (平成26年度)              |       |                 |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区 分   |         | 専用使用 (2時間までごとに) |
|-------|---------|-----------------|
| 柔 道 場 | 一般      | 940円            |
|       | 中学生・高校生 | 540円            |
|       | 小学生以下   | 390円            |
| 剣 道 場 | 上記と同額   |                 |

⑥ 弓道場

|              | 弓道場           | 弓道遠的射場     |
|--------------|---------------|------------|
| 敷地面積         | 881.50㎡       | 約1,340㎡    |
| 完成年月日        | 昭和45年2月       | 平成3年10月    |
| 工事費          | 3,100千円       |            |
| 構造           | 木造平屋建         |            |
| 建床面積         | 172.98㎡       |            |
| 規模           | 射距離28.27m 6人立 | 射距離60m 5人立 |
| 利用人員(平成26年度) | 3,673人        | 49人        |

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区分   | 午前(9:00~12:00) | 午後(13:00~17:00) | 夜間(17:00~21:00) |
|------|----------------|-----------------|-----------------|
| 専用使用 | 1,090円         | 1,570円          | 1,890円          |
| 個人使用 | 150円           | 150円            | 150円            |

※ 遠的射場は夜間の使用不可

⑦ 出野尾多目的広場

敷地面積 17,596㎡

開設 平成7年3月

建設費 33,211千円 (除く芝播種工事)

規模 多目的芝生グラウンド 15,651㎡

サッカー 2面 少年サッカー 4面

ゲートボール 16面 グラウンドゴルフ 6面

利用人員(平成26年度) 14,785人

○ 使用料 (市民以外は5割増)

| 区分              | 専用使用(2時間までごとに) |        |
|-----------------|----------------|--------|
| コート1面<br>(1/2面) | 一般             | 2,000円 |
|                 | 中学生・高校生        | 1,500円 |
|                 | 小学生以下          | 1,000円 |





若潮マラソン

## 第 10 編

### そ の 他



里見まつりに参加するベリンハム市民

#### ——内 容——

- 1 姉妹都市交流
- 2 三芳水道企業団
- 3 南房総広域水道企業団
- 4 安房郡市広域市町村圏事務組合

# 1 姉妹都市交流

## (1) 姉妹都市ベリンハム市

①締結年月日 1958年(昭和33年)7月11日(姉妹都市締結式典挙行)

### ②姉妹都市締結の経過

昭和33年5月、ベリンハム市長から日本の都市と姉妹都市締結を結ぶ全権を委任されたベリンハム市のポート・オブ・ベリンハム社長が来日、世界友の会などを通じて当市に姉妹都市締結の意向打診があった。同年6月館山市議会全員協議会の承認を得、世界友の会を通じて承諾の旨連絡した。同年7月館山市・ベリンハム市姉妹都市締結委員会を結成し、7月11日、日本工業倶楽部で姉妹都市締結式典を挙行、正式に姉妹都市締結が成立した。

以後、文化、教育、スポーツなどの様々な分野で幅広い交流が行われ、平成20年に姉妹都市締結50周年を迎えた。

### ③ベリンハム市の概要

位置 北緯48.45 西経122.28

アメリカ合衆国ワシントン州北西部に位置し、カナダとの国境から南方20マイル(約32km)、シアトル市から北方90マイル(約145km)に位置する。

面積 67.3km<sup>2</sup>

人口 82,310人(2013年4月1日)

産業 主産業は商業であり、カナダからの客も多く入り込んでいる。林業や農業などの第1次産業も盛んで、木材やキングサーモンが多く日本に輸出されている。第2次産業では、パルプ工場、アルミニウム工場及び石油精製工場など多くの従業者を抱える産業も立地している。第3次産業では、海に面した地形を利用した港湾運輸等の産業も盛んであり、更に、豊かな自然環境を利用した観光産業も発達しており、多くの観光客が訪れている。

観光 ベリンハム市から54マイル(約86.4km)の距離に、マウントベーカー国立公園地帯があり、スキーやキャンプ地として有名であり、多くの景勝の地に恵まれている。また、ワッカム郡周辺は、四季を通じて楽しめる常に緑におおわれた行楽地である。市内には多くの公園があり、市民の憩いの場としてパーティーやピクニックなどに利用されている。



## (2) 姉妹都市ポースティープンス市

- ①友好都市協定締結日 2000年(平成12年)2月11日(友好都市協定締結)  
姉妹都市締結調印日 2009年(平成21年)11月2日(姉妹都市締結調印)

### ②姉妹都市締結の経過

昭和60年より両市間での交流が始まる。環太平洋国際ヨットレースなどをおして市民間の交流は20年以上続いている。

これらの市民活動を受け、平成11年8月13日、ポースティープンス市長ら14名が館山市を訪問し、将来友好都市となることを約束する、ポースティープンス市・館山市友好都市関係に関する署名式を開催した。

その後、館山国際交流協会からの友好都市締結を求める要望書の提出や市民からの要望を受け、平成12年2月11日にポースティープンス市にて友好都市協定署名式(館山市民27名出席)を開催し、両市長による友好都市協定宣言書への署名が行われた。

以後、市民レベルでの交流が続けられ、平成21年11月2日に館山市役所にて、友好都市から姉妹都市への名称変更式(ポースティープンス市民10名出席)を開催し、両市長の署名により、姉妹都市協定が締結された。記念として館山市側からは日本人形などが、ポースティープンス市側からは伝統楽器であるディジュリドゥなどが贈られた。

### ③ポースティープンス市の概要

位置 南緯32.43 東経152.9

オーストラリアの東海岸、ニューサウスウェールズ州にあり、シドニーの北約200kmに位置する。

面積 979km<sup>2</sup>

人口 68,935人(2012年)

産業 主な産業は観光と商工業。アルミニウム、工作機械、住宅の生産など。ウィリアムタウン基地と、基地に隣接した空港も多くの雇用を創出している。空港の発展は物流の利便性を高め、トマゴ地域、レーモンド・テラス地域、サラマンダー地域は機械・食品・建築物の卸商の中心地となっている。

観光 ダイビングや釣り、ドルフィン・ウォッチング、ホエール・ウォッチングなどが楽しめるほか、全長30.4kmのきれいな白砂浜が魅力的で、リゾート地として大変人気がある。オーストラリア国内はもとより海外からも訪れる観光客は、毎年百数十万人にのぼる。気候については、冬は霜が降りることはなく、夏は涼しく、一年を通して温暖な気候となっている。



(参 考)

## 旧石和町 (現笛吹市)

(平成 16 年 10 月石和町は合併し笛吹市になったが、笛吹市が平成 18 年度さらに芦川村との合併を経るなど、現在のところ笛吹市とは姉妹都市関係締結には至っていない。旧石和町当時からの交流の継続はあるが、今後の取り扱いについては検討中である。)

①縁組年月日 昭和 48 年 5 月 10 日 (旧石和町との縁組)

②縁組の動機と経過

昭和 47 年 4 月石和町八田老人クラブ会長から、海に面した館山市の老人クラブ紹介の申し出があり、西岬老人クラブが紹介される。翌 48 年 2 月、石和町観光課長及び観光協会会長が姉妹縁組希望のため来館、同 2 月 12 日市議会全員協議会にはかり、3 月 28 日姉妹縁組委員会を結成、続いて同年 5 月 10 日、館山市議員控室において締結文が交換され、姉妹縁組が成立した。

以後、昭和 51 年までそれぞれ恒例の館山市観光まつり、石和町交歓観光まつりにお互いの観光協会を訪問、出演するなど行事を続けたが、現在は産業交流など必要の都度相互交歓を行っている。

## 2 三芳水道企業団

### (1) 沿革

- 昭和 39. 11. 16 館山市、富浦町及び三芳村上水道組合設立
- ・館山市の北部地域、富浦町及び三芳村に生活用水を供給するため、一部事務組合を設立
40. 3. 31 水道事業経営認可
- ・三芳村増間地内においてダム及び浄水場の建設に着手  
[計画給水人口：20,000 人，1 日最大給水量：5,000 m<sup>3</sup>]
43. 4. 18 三芳水道企業団に名称変更
43. 8. 5 水利使用許可 (平久里川水系増間川)
44. 8. 給水開始
53. 1. 24 水道事業経営変更認可 (第 1 次拡張事業)
- ・給水量の増加に対応するため横流式沈澱池を新設  
[1 日最大給水量 ⇒ 5,400 m<sup>3</sup>]
- 平成 3. 3. 30 水道事業経営変更認可 (第 2 次拡張事業)
- ・新たな水源を用水供給事業(南房総広域水道企業団)からの受水に求める
  - ・宮本配水場(富浦町宮本地内)の建設及び配水管整備に着手  
[計画給水人口 ⇒ 23,930 人，1 日最大給水量 ⇒ 12,620 m<sup>3</sup>]
8. 10. 1 南房総広域水道企業団から受水開始
- ・慢性的な水不足の状況から脱却

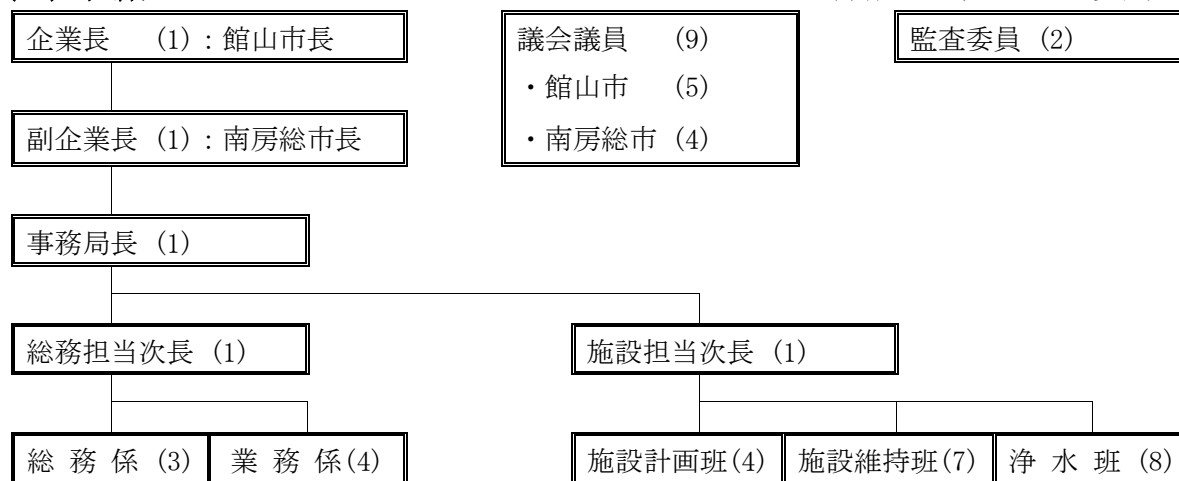
- 平成 10. 3. 27 水道事業経営変更認可 (第3次拡張事業)
- ・館山市水道事業と事業統合し、給水区域を館山市全域へ拡張  
[計画給水人口 ⇒ 58,100人, 1日最大給水量 ⇒ 36,400 m<sup>3</sup>]
17. 2. 25 水道事業経営変更認可 (浄水方法の変更)
- ・山本浄水場に凝集剤注入装置及びカルシウム硬度除去装置を導入  
[計画給水人口 ⇒ 57,400人, 1日最大給水量 ⇒ 30,000 m<sup>3</sup>]
18. 3. 20 安房郡7町村(富浦町, 富山町, 三芳村, 白浜町, 千倉町, 丸山町, 和田町)の合併により、南房総市が誕生
- ・給水区域を館山市及び南房総市(富浦地区, 三芳地区)に変更

## (2) 施設の現況

| 水 源  | 名 称 等                  | 位 置                     | 浄水場等系統      | 最大取水量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 備 考                             |
|--|------------------------|-------------------------|-------------|------------------------------|---------------------------------|
| 表 流 水<br>12,650 m <sup>3</sup> /日<br>(40.9%) | 増 間 ダ ム                | 南房総市増間地内<br>(平久里川水系増間川) | 増 間 浄 水 場   | 5,750                        | 有効貯水量<br>500,000 m <sup>3</sup> |
|  | 作 名 ダ ム                | 館山市作名地内<br>(汐入川水系作名川)   | 作 名 浄 水 場   | 6,900                        | 有効貯水量<br>590,000 m <sup>3</sup> |
| 地 下 水<br>4,210 m <sup>3</sup> /日<br>(13.6%)  | 山 本 深 井 戸              | 館山市山本, 安布里地内            | 山 本 浄 水 場   | 3,040                        | 井戸 6 本                          |
|  | 見 物 深 井 戸              | 館山市見物地内                 | 見 物 浄 水 場   | 550                          | 井戸 4 本                          |
|  | 神 余 深 井 戸              | 館山市神余地内                 | 神 余 浄 水 場   | 310                          | 井戸 6 本                          |
|  | 佐 野 深 井 戸              | 館山市佐野地内                 | 佐 野 浄 水 場   | 310                          | 井戸 4 本                          |
| 受 水<br>14,060 m <sup>3</sup> /日<br>(45.5%)   | 南 房 総 広 域<br>水 道 企 業 団 | 南房総市富浦町宮本地内             | 宮 本 配 水 場   | 5,400                        | 浄水受水                            |
|  |                        | 館山市出野尾地内                | 出 野 尾 配 水 場 | 8,660                        | 浄水受水                            |
| 合 計  |                        |                         |             | 30,920                       |                                 |

## (3) 組織

(平成27年4月1日現在)



#### (4) 業務実績・将来計画

| 区 分        | 平成 26 年度<br>(実 績)         | 平成 27 年度<br>(計 画)         | 増 減                      |
|------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 給 水 戸 数    | 23,225 戸                  | 23,336 戸                  | 111 戸                    |
| 給 水 人 口    | 55,165 人                  | 55,330 人                  | 165 人                    |
| 普 及 率      | 98.3 %                    | 99.4 %                    | 1.1 %                    |
| 給 水 量      | 7,931,451 m <sup>3</sup>  | 7,878,644 m <sup>3</sup>  | △ 52,807 m <sup>3</sup>  |
| (1 日最大給水量) | ( 26,294 m <sup>3</sup> ) | ( 26,273 m <sup>3</sup> ) | ( △ 21 m <sup>3</sup> )  |
| (1 日平均給水量) | ( 21,730 m <sup>3</sup> ) | ( 21,585 m <sup>3</sup> ) | ( △ 145 m <sup>3</sup> ) |
| 有 収 水 量    | 5,963,954 m <sup>3</sup>  | 5,932,619 m <sup>3</sup>  | △ 31,335 m <sup>3</sup>  |
| 有 収 率      | 75.2 %                    | 75.3 %                    | 0.1 %                    |
| 給 水 原 価    | 325.48 円                  | 334.06 円                  | 8.58 円                   |
| 供 給 単 価    | 232.84 円                  | 232.84 円                  | 0 円                      |

#### (5) 水道料金

(平成 26 年 4 月 1 日改定)

| 区分<br>用途 | 基 本 料 金 |            | 従 量 料 金                  |          |
|----------|---------|------------|--------------------------|----------|
|          | 口 径     | 金 額        |                          |          |
| 一 般 用    | 13 mm   | 723.6 円    | 001 ~ 008 m <sup>3</sup> | 91.80 円  |
|          | 20 mm   | 1,371.6 円  | 009 ~ 020 m <sup>3</sup> | 194.40 円 |
|          | 25 mm   | 1,998.0 円  | 021 ~ 040 m <sup>3</sup> | 243.00 円 |
|          | 30 mm   | 2,743.2 円  | 041 ~ 100 m <sup>3</sup> | 291.60 円 |
|          | 40 mm   | 4,989.6 円  | 101 ~ 500 m <sup>3</sup> | 351.00 円 |
|          | 50 mm   | 7,614.0 円  | 501 m <sup>3</sup> 以上    | 426.60 円 |
|          | 75 mm   | 18,647.6 円 |                          |          |
|          | 100 mm  | 30,585.6 円 |                          |          |
|          | 150 mm  | 59,302.8 円 |                          |          |
| 臨 時 用    | 一般用と同じ  |            | 426.60 円                 |          |

※ 水道料金は、1 か月につき、上の表による基本料金と従量料金の合計額（1 円未満の端数は切り捨て）

### 3 南房総広域水道企業団

夷隅・安房郡市の水道は、7市町営水道及び1水道企業団が各々地下水やダム開発等により水源を確保し給水しているが、当地域は地形的に小規模ダムが多く、気象の影響を受けやすいことなどから、再三渇水に見舞われ、慢性的な水不足の状態であった。

そこで、必要水量に対応する水源を房総導水路に求め、長期的・安定的な水源を確保するとともに、施設の合理的な建設・維持管理を行い、事業経営の経済性を発揮し、水道の整備普及を図り、もって環境衛生の向上、住民福祉の増進に寄与することを目的に、夷隅・安房郡市8市町が、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理するものである。

#### (1) 関係市町

館山市，勝浦市，鴨川市，いすみ市，南房総市，大多喜町，御宿町，鋸南町

#### (2) 事業概要

①給水対象 4市3町1水道企業団（8事業体）

②計画水量 事業体別受水量表（計画1日最大給水量）

（単位：m<sup>3</sup>/日）

| 事業体名   | 受水量    |
|--|--------|
| 勝浦市  | 3,870  |
| 鴨川市  | 3,740  |
| いすみ市   | 8,380  |
| 南房総市<br>（旧富山町）<br>（旧白浜町）<br>（旧千倉町）<br>（旧丸山町）<br>（旧和田町） | 6,210  |
| 大多喜町   | 2,460  |
| 御宿町  | 1,490  |
| 鋸南町  | 2,120  |
| 三芳水道企業団<br>（館山市）<br>（旧富浦町）<br>（旧三芳村）                   | 14,060 |
| 計  | 42,330 |

③水源 房総導水路



## 4 安房郡市広域市町村圏事務組合

### (1) 目的

安房郡市広域市町村圏の振興整備に関する事務及び事業を行い、安房郡市の均衡ある発展を期することを目的とする。

### (2) 構成市町

館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町（以下「関係市町」という。）

### (3) 共同処理する事務

- ① 粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事。
- ② 火葬場の設置、管理及び運営に関する事。
- ③ 消防事務（消防団事務を除く。）及び救急業務に関する事。
- ④ 関係市町の職員の共同研修及び統一採用試験に関する事。
- ⑤ 夜間急病診療事業に関する事。
- ⑥ 在宅当番医制事業に関する事。
- ⑦ 病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業に関する事。
- ⑧ 安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業に関する事。
- ⑨ ごみ処理施設及び中継施設の建設に関する事。

### (4) 圏域内人口、面積

人口：128,375人(常住人口・H27.6.1) 面積：576.62km<sup>2</sup>(H26.10.1)

### (5) 組合議会及び理事会

組合議員：8名…（関係市町の議長、議会選出議員1名）

理事長：1名…（関係市町の長が互選） 副理事長：1名…（関係市町の長が互選）

理事：関係市町の長

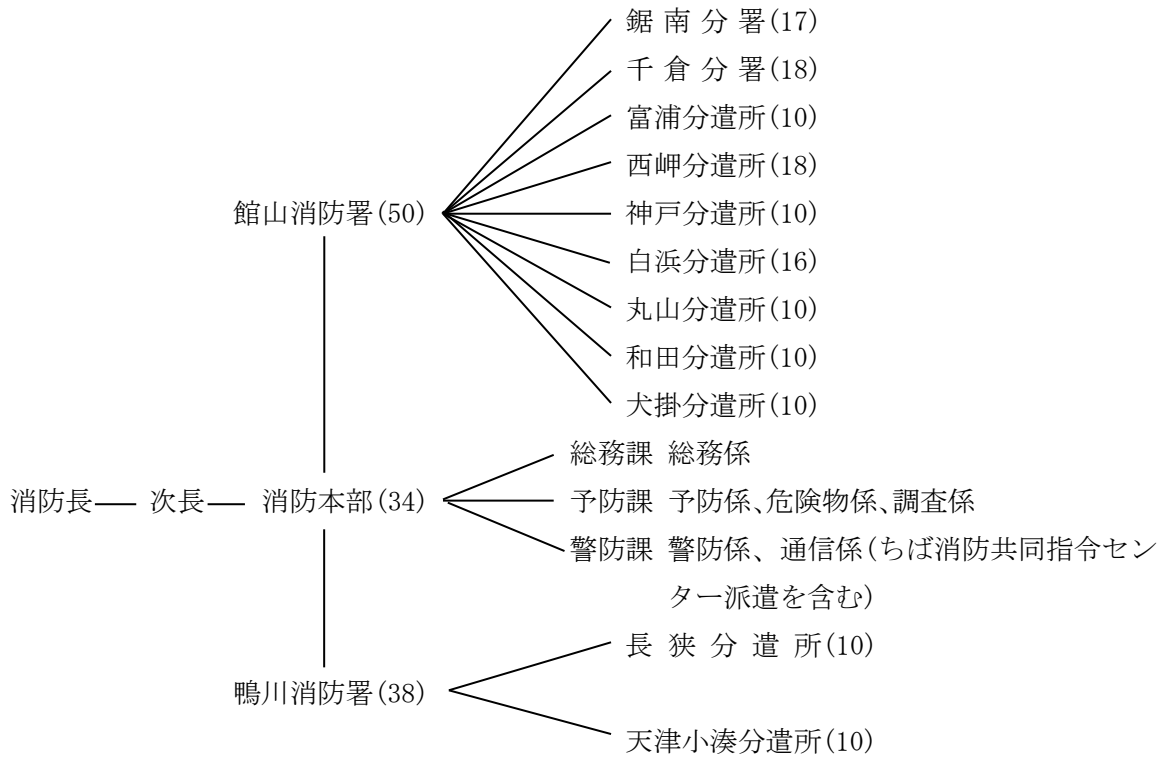
### (6) 関係市町が負担する負担金の負担割合（特例を除く）

- ① 均等割：負担金総額の100分の10
- ② 人口割：負担金総額の100分の90

### (7) 事務局及び事業所（H27.6.1）

- ① 事務局：13名 庶務係、企画事業係、環境施設整備推進室、出納係（兼務職員）
- ② 粗大ごみ処理施設  
館山市出野尾540番地 処理能力：50t/5H、処理方式：併用(破碎及び圧縮)
- ③ 火葬場  
安房聖苑、長狭地区火葬場の2カ所 火葬炉：8基

④ 消防



⑤ 消防施設の概要 (H27. 6. 1)

| 名称          | 本部 | 館山 | 鋸南 | 千倉 | 富浦 | 西岬 | 神戸 | 白浜 | 丸山 | 和田 | 犬掛 | 鴨川 | 長狭 | 天津小湊 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 化学車         |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 救助工作車       |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  |    |      |
| 梯子付消防ポンプ自動車 |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  |    |      |
| 水槽付消防ポンプ自動車 |    | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1    |
| 消防ポンプ自動車    |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  |    |      |
| 可搬動力ポンプ     |    | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1    |
| 高規格救急自動車    |    | 2  | 1  | 1  |    | 1  |    | 1  |    |    |    | 1  |    |      |
| 指揮車         | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  |    |      |
| 査察車         | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 連絡車         | 2  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 広報車         | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 資機材搬送車      | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 計           | 6  | 12 | 3  | 3  | 2  | 3  | 2  | 3  | 2  | 2  | 2  | 7  | 2  | 2    |



房州うちわ

# 市政概要 2015

平成27年8月発行

発行 館山市議会事務局



シーカヤック